



18
455

026432-000-3

18-455

朝鮮雜記

如因居士 / 著

M27

ADD-0086



朝鮮雜記

如 囚 居 士 著



釜山の居留地を去る西北七里にして、金海府と號する一都會あり、圍むに城廓を以てし居然たる一大鎮あり、這は三國の時代に首露王の都せし地にして、國號を駕洛と呼ひ、大伽耶、小伽耶、古寧伽耶等の五伽耶(殆んど慶尙道の二分の一)を支配せし古跡あり、此地海に沿ふて最も我國に近きを以て、神功皇后の征韓の師は、定めて此より上陸し給ひしなり。駕洛は伽羅あり、我國人の外國を指して「から」と呼ぶは、蓋し茲に起源せしものあり。蓋し「から」は空虛の義にして我國の文物充實あるに對し、彼を卑下したる言葉なりと解釋するは、牽強附會の説あらんか、

城門額を掲げて洛駕舊都亭門と稱す、廓外首露王の陵、及ひ王妃許氏の陵あり。府を距る二里洛東江に枕したる丘陵に、文祿征韓の時、黒田長政の築きたる城趾現存す。

●駕洛食

此駕洛といふことに就て、憶ひ起したるとあり、朝鮮の風俗好むで辣味を喰ふ、魚羹味噌汁を調理するに、皆胡椒を加へざるなし、幼兒の薑或は大根を噛み、舌打鳴して喜ぶ態恰も我國小兒の糖菓に於けるが如し、先天の嗜好なるべしと雖亦頗る奇と謂ふべし、我國人の胡椒を「からし」と呼ぶは即ち駕洛食といへる言葉に胚胎せしにはあらぬか、雪花菜を「からし」と呼ぶ、是れも彼の國人は馬の如く、雪花菜を多食するより、爾かいふならんか、哄笑、

●大中小華

朝鮮の士人支那を呼びて、常に中華と稱し、而して自ら小華と號す、彼の國人余に向て故國を問へば、余は常に大華の人なりと答ふ、彼れ余を答めて傲大かりといふ、然れども傲大と卑小とそれ孰れか優る、

又支那の中華と稱するは、大中小の義に取れるにあらざして輿地の中央に位する國なるが故ありと物識顔に辯ずるは彼等の常あり、余然らば貴邦は何故に小華と號すことと難せし

に、彼れ一言もあかりき、

童蒙必讀の書を童蒙先習と名づく、書中説て曰く、中華の人、朝鮮を呼て小中華といふ云々、噫事大の風習其由來遠矣、

●石無情

京城内某氏の邸内に、人物を密刻したる、蠟石の五重の塔あり、彼の國語に通せざる我國人、そを見物せむものと、處々尋ね求めしも見當らざりければ、深く遺憾に思ひ、逆行く韓人に向ひ、

此近處、蠟石切人者、有否、

と十字を紙片に書して示しけるに、韓人怪しく首を捻りてありしが其傍に、

石無情、焉得切人哉、蓋虛説耳、

と書き與へぬ、其人解す能はず、其筆話を携へ歸りて居留地に來りて或人に訓讀を請ひける、それを聞ける人々皆噴飯せざるはあかりき、

此塔高麗朝の遺物、石面に本邦人漁網を牽くの圖を刻せりと、今は磨滅して判すべから

ず、石切人の問既に好讖、答を得て解する能はず訓讀を請ふ亦一笑話、

●残飯を食らむとす

余が旅行中に最も奇ある風習かなど、驚き怪みたる事を物語らむ、嘗て某處に宿りけるどき、旅亭の主人余の腰纏重さを見て、好き鳥と思ひけむ万事まめまめしく、夕飯の菜は何が好からむ、かにはあしからむなど、殊の外鄭重に待遇しけり、やがて余は晚餐の箸取りしどき、近隣の者と覺しき男入來れり、亭主彼の姿を見るや、直ちに來りて彼の者と、茲に一場の爭論を惹起しぬ、亭主曰く、何用ありて來りしぞ、疾く歸り去れ、彼の者曰く日本人の食物を見んとて來れり、暫く茲に在るも深く咎むべきあらざるや、亭主曰く否汝食事の時を測りて來れるは、残飯を食らん爲めならん、珍客の餘涎汝に與へんや、彼の者曰く否、然れども疑はるれば唯去らんのみと、顔打赤らめて歸り去れり、余竊かに思へり、亭主の言彼を辱しむ甚し、彼れ如何に野鄙なりと雖、豈余の残飯を望む者ならんやと、後に至りて余は悟りぬ、彼の者は實に余の残飯を得んが爲に來れるにて、亭主は眞實之を與へんとを惜みしあるを、衣食足りて禮節を知る、此國にして此俗ある亦深く怪しむに足らず、

に足らず、

一椀の残飯尙能く韓人をして口角沫を飛ばしむ、一席の珍羞美膳彼等生命を賭するや否、

●食ふといふ言葉

此國にて用ゐる「食ふ」といふ言葉の意味甚だ廣し、飯を食ふといふの外、水を飲むも煙艸を喫むも藥を服するも、皆水食ふ、煙艸食ふ、藥を食ふといふ、其他碁將棋の負敗にも、賭博の輸贏にも、彼は何錢若しくは何目を食へりといふ、官人の賄賂を収むる、人呼むで彼は何貫文食へりといふ、梅毒を病む人を呼んで一杯食ふた人といふも亦妙あり、殊に甚だ奇妙あるは、日々の挨拶に「アナタ」朝飯を食ひたりや、夕飯を食ひしかどの問辭を設くることなり、食時に至りて食事せぬ者もなかるべきに、此問辭を以て普通の挨拶となすに至ては頗る奇なり、非人乞食に向てあら食事の有無を以て挨拶となすは兎も角も、同等以上の人に對して此の如き言葉を用ゐるは、我等日本人より見るときは甚だ無禮なるが如し是れ或は吾等が常生用ゐる「恙」なる字の、穴居恙蟲の害多きより由來せしが如く、彼の國人は最も食物に就て困難を感せしより、斯く慣用し來れるにあらぬか、

失策一番、吾人亦一杯食ふたといふ、特り韓人のみのにわらず、推して人心の野鄙を知る

①紙幣の評

孔方錢の外に通貨なき國人の思想には、然こそと思ひ出す毎におかしきは、或る地にて余が懐にせる紙幣を示したる時にぞありける、數多の韓人ども打寄りて、思ひくくに評するを聴けば、一人の曰く是れ唐木(金巾)に貼付けたる印刷物と同様なり、これを通貨といふは日本人の我等を欺く也と、一人の曰く若し斯るものを通貨となさば、盜賊に逢ひし時夥しく掠め去られん、(韓錢は甚だ重くして如何に多力の盜賊にても十五貫文即ち我二十圓以上は荷ひ去る能はざるあり)一人の曰く是を韓錢に換へて蓄置かば、内に藏して外虚さが如く官人に取上げらるゝ等の憂あからん(故あくして官人財を奪ふは彼の通弊あり)と十人十色、評論鼎の沸くが如く歸着する所なし、恰も彼の盲人の大象を評するに似たりけり、中に初めより默然として思案顔ありし一人、余に向ひ徐に問ふて曰く、紙幣は甚だ便利なるものなり、知らず此紙幣を使用するの權利を得るものは、政府に幾何の税金を納む

るやと、嗚呼此問尤も妙、

一批一評韓人の真相を露出し來る、

京城にて西洋卷煙草の「レッター」を携へ物買に來りし韓人を見し事あり、曰く紙幣なりとて或人より受取れるものありと、

◎好詩話

我邦にても唐人と其才を較べ、勝ち傲りたる話少なからず、彼の國は殊に支那を尊ぶ風習なれば、支那人に勝ちたりなぞいへば、非常の名譽と思へり、黃海道載寧都を去ること七里、九月山といへる所に有名なる古刹あり、余嘗て此に到りし時、山僧余が爲に告げて曰く、曾て唐の有名なる詩人此山に來り、

九月山中春草綠

と詠トて 傍なる敵邦人に其對句を求めしに、其人直に筆を染めて、

五更樓下夕陽紅

と書し唐人を驚かしたりと、説了て山僧得々たり、好詩話といふべし

一讀清風を懐にするの感あり

●夏の旅行

客舎には「ビンデー」、蚊、虱、蚤、多くして室内に寝るを得ず、されば夏時には客舎の主人も室内には案内せず、内庭或は路上に蓆を布き、木枕を持來りて其上に寝さしむ、されど幾群となく襲來て安眠を買ふ能はず、枯草を焚きて蚊やりを寄せば、煙の絶ぬ中こそ蚊も集まらざれ、己れも亦煙に咽びて寝入ること能はず、漸くにして煙絶ぬしと思へば間も亦群蚊を鳴らして耳邊を掠め、終夜ブン／＼して束の間もまどろむことを得ず、加ふるに蒼天の下に露宿することなれば、夜露降り來りて衣服を濕すなど、其苦しさこと恰も深山幽谷に遊んで歸路を失し、虎豹の嘯聲を聞きながら身を横たへ居るが如し、宿かさぬ人のつれなきに臘月に伏し、行き暮れて花をあると眺めたるは價千金の春宵あれど是は三伏の夏の夜にして、宿はあれども宿ならず主人はあれどもあるトならず、露を褥に夜をわかすこそ、いと果敢あけれ、

ビンデーは床蟲あり一度咬るれば一週間傷む、

●官人皆盜賊

或る外國人韓人に向ひて、貴邦官人は恣に人民の財貨を奪去るを見れば、官人は寧ろ公盜と稱すべきものにあらずや、然り官人の人民を苦しむること私盜に勝る萬々あり、然らば何が故に是等の官人を殺して、國家の害を除かんことを謀らざるや、さればなり然か思はざるにあらざれども、今の官人は盜賊あらざるはあし、假令一身を犠牲として一官人を殺し得るも、其後を襲ふの官人亦盜賊なるを奈何せんと、嗚呼彼等の境遇實に憐むべし、千の「ゲスレル」ありとも「テル」を以て自任するもの一人を出さば、官人烏ぞ其慾を逞うするを得んや、

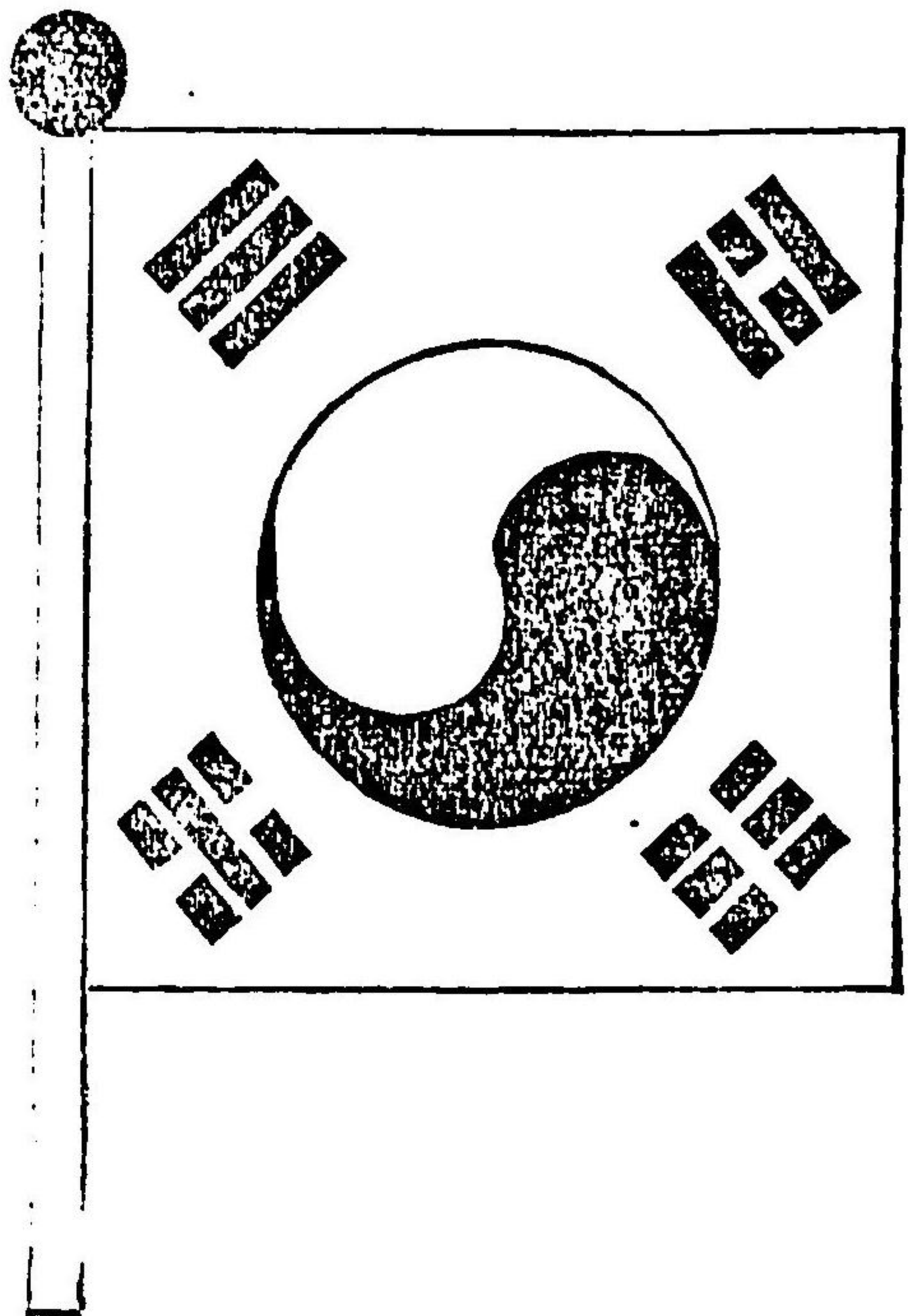
彼等韓人は此の如き慘澹たる地獄に在るも、敢て意とすることなく、傍人をして却て酸鼻の情を深からしめ、惻隱の念を厚からしむるもの、古來の遺傳性の因て然らしむるもの、如し、嗚呼彼等無氣力の韓人輩は、所謂泣く子と地頭とは勝れぬものと、自暴自棄して悲惨の境に呻吟するものか、

門閥政治と藩閥政治と其名異あれども其揆は則ち一、其弊も亦一、共に是れ志士の奮發

一番を要す可き時節、

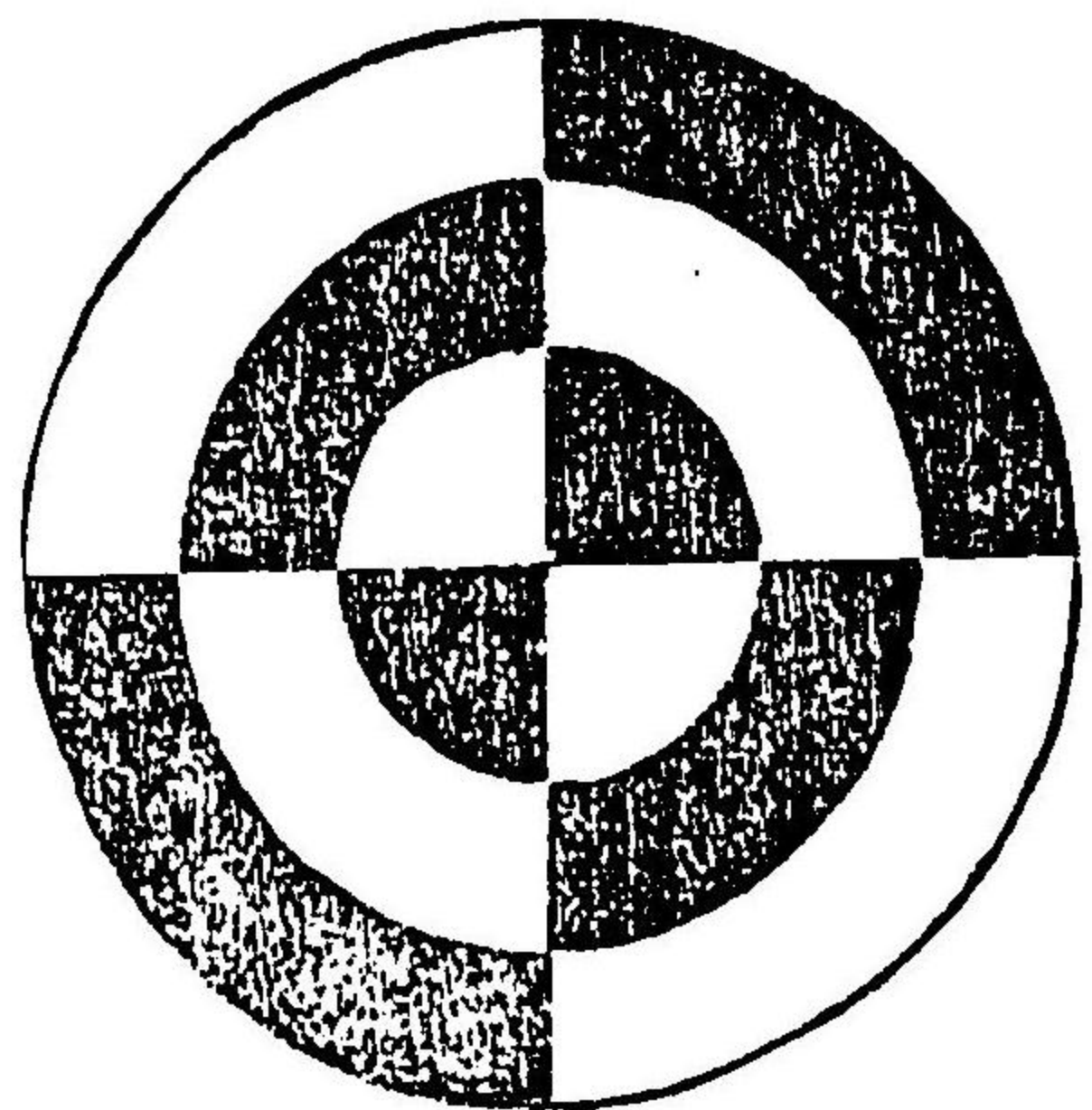
●渾沌未判

彼の邦には定まりたる國旗なきもの、如し、釜山近邊にては我邦を學んで國王の萬壽節に



右の如き旗を建て又船舶にも同様なる旗を翻へすを見る、是れ定めて彼の邦國旗の濫觴

あらんか、旗章は天地未判の意に取るといふ、元來彼の邦、渾沌の圖を尙ふ國と見ゆ地方官衙門には、左の如く圖を畫くを常とす、噫彼の邦堂々四千年の古國を以て、何ぞ渾沌未判を尙ふをなす、今日文運の漸々退歩し遂に渾沌



蒙昧の境に終らんとするの傾向あるもの豈偶然あらんや余曾て見る典圖局の新造せんとする所の銀貨の雛形に梅花を鑄出せるを、謂く一陽來復朝鮮は是より開けむと、今や典圖局の事業は眠れり彼れは遂に渾沌の間に終らんとするか、憐むべしこの渾沌國、

●主人縛せらる

朝鮮は猶は腐玉子の如し、既に孵化力なし焉ぞ自ら殻を破りて泥骨々と唱ふの曉を得ん余、慶尙道草溪栗旨にありける時、三四の官人入來りて余が宿の主人を縛し去らんとせり之を見て邑の者、來り官人の前に首を下げ腰を屈め、ひたすら主人の爲に赦免を請ひ

けるも、官人は聞入れず、殊の外喧しかりける、余は何事を以て斯く罪を得たるにやと惟
 みながらまもり居けるに、客舎の女房錢文二貫文ばかり携出て罪を謝しければ官人は忽ち
 面を和げ、主人の縛を解き莞爾として錢文を荷ふて立ち去りぬ、後に余其埋田を聞きしに
 草溪郡守此あたりを通行しけるとき、客舎の主人煙管を口にして在りつるこの不遜なりと
 て、斯くは縛せられたりとあむ、彼の女房の官人に捧けし一貫文は實に賄賂なりし也、
 主人を縛する一演劇の價僅に一貫文、韓人知らずや我邦俳優團十郎は、一日數百圓を博
 するを、

●十里標

内地市街村落の盡くる處に不思議なる人形を
 彫刻したる標木の立ちあるを見る、是れ彼邦
 の十里標にて長承と名くるものあり、以前は
 十里(凡そ我一里)ごとに之を立て旅人に便せ
 しといふ、長承とは昔時の悪人の名にして、



道傍に曝し首とありたるより思付きて路標と
 なしたるなりとぞ、現今も『去京幾十里』な
 き路程を書さしるしたるものあれど、多くは
 『天下逐鬼大將軍』『地下逐鬼女將軍』と書した
 たるものを配して逐疫の神体とす、

●女醫

彼邦の中流上以の婦女病に罹るも、男醫に診察を乞ふことなし、縦令診せしむるも顔面を
 見すると羞ぢ、覆被より手を出して僅に診脈せしむるに過ぎず、且女醫なるものあれど
 醫といふは名のみにして傷寒論一冊を讀みたることもなく、其内實は春を切り遣りずるを
 渡世とするものあれば、斯る女醫のまさかの時の益に立つわけもあく、哀れ彼の邦の婦女
 たるもの重病に犯さる、時は、見すく命を棄てざるべからざる有様あり、我邦文明日進
 婦女の醫に志して業を卒へたるもの甚だ多し、若し幸に一輩の海を航して彼の邦に至り、
 此憫むべき病婦を濟度しあば、其功德無量又利益も甚だ多かるべし、我國人京城に在留し



て、醫を業とするもの三人われども、皆相應に資産を有し、毎月の収入平均一百五十圓を下らずといふ、

本邦婦女波濤を越え異域に投ずるもの多くは是れ賣淫婦、今女醫其技藝を携へて異域に遊び、萬金を積まば他の碌々賣淫の婦も或は醫を學ぶの志を立てんか、

●海州の浴場

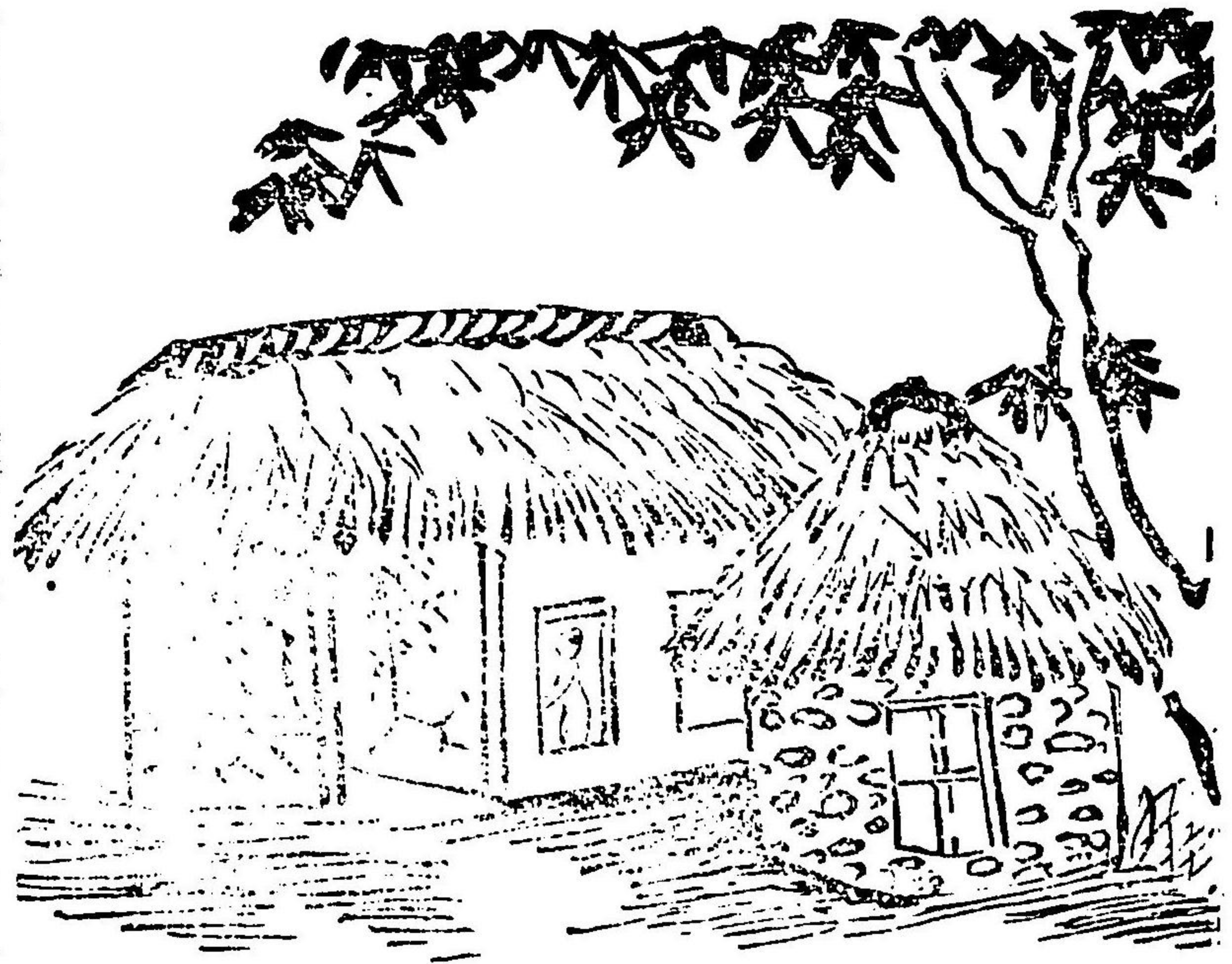
昨冬黃海道海州に旅せし時、客舎の主人余に揖して曰く近傍に浴場あり、貴客若し欲せば導くべしと、余は數十日の旅行に一回の沐浴だもなさざりければ、皮膚



朝鮮美人日本醫士に病を診せしむる圖其面を拭ふに羞かしければなり

を搔けば垢膩爪に満つ、蓋し朝鮮内地の客舎一として浴場の設けあるなく、夏時ならば川流に浴し得べきも時正に嚴冬復た奈何ともすべきなかりしに、幸に此勸めに遇ひ、再生の思ひして直に起て石鹼を携へ主人に隨ふ、主人余を延て一室に到り、衣服を竝處へ脱ぐべきを告ぐ、見れば室内には浴客あるべし、坐せるもの臥せるもの合せて十數人ばかり在り皆肉落ち骨瘦せ、此世の人と思はれず、坐せるものは井底の眼花徒りに光り、臥せるものは喘々たる呼吸炎を吐くに似たり、宛然是れ一箇地獄の如し、余心竊に怪しみけるに、主人告げて曰く、是れ近郊の者病癘を養ふなりと、余始めて彼等は地下の陰鬼にあらざりしを知りて、衣服を脱ぎ赤裸にありて浴場に到る、浴場は直徑三間許なる圓形の建物にして高さ二間許り、小石を疊みて壁と爲し、其空隙を塗るに土を以てせり、家根は藁を以て葺き、通常の家屋に異ならず、前面に一の潜り戸あり、余戸を排して入れば、主人は再び之を閉ぢ室内は暗くして微光だに洩さず、されば晝忽ち夜と變り、咫尺は周より寸前も亦辨すべからず、火氣燄々甚しく熱して恰も寒帯より直に赤道に一足飛びせる思ひあり、心驚きながら暗を搜りて湯槽を求め、左索右探すれど、唯四壁の堅きに觸るゝのみにて何處

にあるやも知れず、而るに余は指を墮す嚴寒を経て、突然此熱鎔中に陥りたれば、忽ちにして耳鳴り頬熱し、呼吸逼迫、心鼓昂激、眼飛び肉融けんと欲し、其煩悶謂ふべからず、湯槽探れども探り當てず、生命既に危からんとす今や出んとすれど潜り戸の何處なりしかを忘れ、周章狼狽辛ふとて之を求め急遽戸を排して室外に飛び出し、僅に命一つ儲けしを喜ぶ、主人余を見て馳せ來りいふ、貴客好く汗せり、疾く此間に洗ふべしと、嗚呼是れ湯浴にあらで熱浴ありき、屋上に火を焚きて屋



下に熱を取るあり、其大休殆んど我邦の製麴室に似たり、湯槽を求めて得ざりしこと今更怪しむべきなし、余は實に始めて斯る浴室を見る、其驚惶知るべきあり、余は再び室外の寒氣に觸れ、汗に濕ひたる余の鬚髯は悉く凍りたれば、倉皇衣を纏ふて客舎へ歸れり、醫士に聞く此浴法亦一種學理に合へりと、
 餓鬼道を経來て茲に焦熱地獄に落つ、生命の盡さざるものは數のみ、
 彌次喜多の五右衛門風呂に於ける條を想起せしむ、流石の豪傑も是れには一番閉口せしと見ゆ、

● 抛擲主義

朝鮮は萬事に就き放任主義の國といはんよりは、寧ろ抛擲主義の國なりといふべし、其間唯古來の習慣否、積弊を墨守するもの、稍其國是に似たるあるのみ、故に殖産興業の如き財源の依て以て生し、國家の依て以て存在する所以のものも、一に之を抛擲して蒙昧なる民庶に委し去り、悠然として國家の存亡を度外に置き、敢て意に介せざるもの、如きは甚た憐むべきあり、

勢斯の如くあれば、朝鮮に於て未だ新事業の見るべきなきは固より其數也、新貨鑄造の如き、大三輪の才識猶ほ足らざる所ありと雖も、毫も其手腕を伸ばすこと能はざりしは、積弊の致す所にして深く怪しむに足らざるなり、されば我邦人赤誠義侠の心を以て、彼に萬國の狀勢を悟らしめ、新鮮の空氣を呼吸せしめ、偏に新事業を興すの勇氣を生せしめんと務むるあるも、根本的に彼の邦を革新したるの後にあらずは、千畫万圖、空し、泡沫とあらんのみ、例令ば我邦人彼の愚昧なるを憐み、新聞を發刊し學校を設立し、諄々として彼を文化に導かんとするも、其説く所、其授くる所、立國の本源、立身の本體、事苟も孔孟以外に馳せ、若しくは朝鮮積弊の基點を指摘するが如きことあれば、韓廷は必ず令を發し法を設け、新聞を閱讀するを禁じ、校舍に出入するを罰するに至るは、勢の賄易と所なりとす、否寧ろ學校を設立せんとし、新聞を發刊せんとするに先ち、浮説百出、日本人は學校新聞を資として、如何なる奸策を行はんも知るべからず、由々敷國家の大事は、必ず茲に胚胎せんやと、他人の赤誠より湧き出でし恩惠の事業を敵視して、それを破壊せんと欲するも亦甚だ賄易と所なりとす、嗚呼魯酒薄して邯鄲圍まれ唇亡びて齒寒し、斯る愚邦と境

を接し、壤を交ゆる邦國の不幸、亦大ならずや、

是れ獨り韓國のみ然るにあらず、弱邦人が強國人の事業に對する感情、常に此の如し、蓋し疑心自から暗鬼を描き出すのみ、可憫可憫、

●韓人單純あり

韓人は比較的に正直といはんよりは、寧ろ單純といふべき人種あり、彼等の喜怒哀樂は頗る現金的あり、彼等は人の面前を装ひ或は飾るなぞいふ陰險の部に屬すべし性賣の寡き人間なり、故に彼等は眼前に於ては、恩にも感し又威にも服す、然れども暫くすれば忽ち忘れて知らざるもの、如し、是れ彼等は心服するといふことなきを以てなり、人若し彼等をして心服せしめんものと、力を盡すも効果を得ること甚だ稀なり、威を加ふる屢あれば則ち怨み、恩を施す屢あれば則ち狎る、甚だ御し惡き人種といふべし、例令ば彼等の金を借りや、其證書面には若し期日を經過するも義務を果さるときは、違約金として五圓文を推尋すること、或は官に下呈して公裁を仰ぐべしなど、汪洋に書くとも、瓜期に至りて人之を催促すれば、彼等は即ち曰く一錢もなし、願くは猶ほ一期を猶豫せよと、人其最初の

約に違ふを責むれば、彼等即ち曰く唯一時の急を救はん爲めに然か書せるあり、當時既に必ず約を履むの意なかりしなりと、彼等は常に斯る辯疏をちして恬として羞づることあり然れども彼等は不思議にも借りたる金を借りぬとは言はぬあり、彼等實に單純なる人種なりといふべし、

證文に期を約するは是れ假相、一寸延れば尋といふ是れ韓人の眞面目、

●兵丁

潑皮無頼の徒を集め、賃銀を給し黒色の木綿服を着せしめ、號して兵丁といふ、彼等無頼の徒は賃銀を貪らんが爲に兵丁とある、兵丁は元來彼國上下人士の鄙む所なり、固より干城の概ありて、國家を護るの志あるものにあらざるなり、黒色の木綿服を着て鐵砲肩にせば、俸給を得るが故に兵丁となるあり、若し戦争起らば鐵砲を棄て、常服を着くるときは敵兵に害せらるゝ虞なしとは、彼等兵士の常に揚言するところ、されば彼等は平生酒食と賭博とに耽りて、其資に窮するときは其鐵砲を典物となす如きは少しも怪しまず、故を以て政府其俸給を興へざるときは、彼等黨をちして富者を脅赫し豪家に掠奪す、京城内冬期

盜賊多きは、政府が冬期の俸給を兵士に拂はざるも一の原因也、昨冬政府京城内に令して夜行を禁ず、曰く盜賊多し夜行を禁ずかれと、蓋し兵丁に給するに約束の賃銀を以てするときは、政府此令を發するを要せざるなり、嗚呼朝鮮の時事知るべしのみ、

兵士の鐵砲忽ち化して酒資となる、韓兵を擒にせんと欲せば宜しく酒を以てすべし、

●俚 謠

彼の邦の俚謠に、情人の別れ去る後姿を打眺め、纏綿の情抑ゆる能はず、さりとても聲揚げて呼ば、人にや嘲けられんと、手舉げて招けども、人は不自由なる者にて後頭に目をさし悲しさ、戀人にとゝかぬことの奈何にせんといふ意を、おもしろく謠ひたるふしあり、古雅甚だ愛するに堪むたり、韓人も亦情趣を解する者といふべし、座間友人の其意を譯出せるもの二あり、

其 一

聲たていよばばよそめのはづかしか、
 手をもてまねくらしる影、
 甲斐なきこと知りつゝも、

其二

聲をわげあはわらはれん、手もてまねげど甲斐どなき、
アレもどかしや何とせん、しらすにゆくかうしろかけ、

●門閭に旌す

孝子、忠臣、烈婦、を門閭に旌するにも、其家門に幅一尺五六寸、長さ四五尺の朱塗の額に、『孝子某之閭、光緒某年旌、』と横書したるを掲げしめ、以つて衆庶の龜鑑となす、

●飴賣と下駄直し

熊本に朝鮮飴といふものあり、されど彼邦には熊本にある如き飴なく、却て我邦固有の飴に同ト、又我邦の飴賣は所謂唐人喇叭を吹くを常とすれど、彼邦の飴賣は箱に飴を入れ紐を以て前に釣下げ、大鉄を手にしてカチリ〜と響かせつゝ、飴や〜と呼び歩くあり、京城内に下駄直しを職とするものあり、其狀石油箱の如きに紐を付けたるをば肩より下げ竹の編笠を被り何事かわからざることを呼んで街上を往來す、下駄直し〜こけぶにああ

飴賣の圖「ヨツチヤン
サ々々々」と呼び歩く

兩下駄の圖



らん、宛然我邦の「デイデイ」に彷彿たり、韓人穿つ所の下駄は右の如し、

●一舉兩得

虎、豹、熊、鹿、鶴、鷺、米穀、牛皮、人參、魚類、是等即ち朝鮮の産物、而して一として天産からざるはあし、我邦人は朝鮮を以て、我國上古文化の由來せし國ありと思はり、是等の天産

物以外に、工業的の物産を輸出せしむるの方策を授くる俠氣ある者無きか、蓋し彼の國に在りては、人夫の賃銀甚だ低廉あるを以て、彼を使役して工事に當らしめば其結果彼を利し又我を益す、即ち一舉兩得、

●朝鮮の古器物

或人韓廷の名望家某に問ふて曰く、貴邦國初より今に至るまで上下四千年、既に三韓の代の如きは文運蔚興、美術工藝、燦然として見るべきもの多し、敵邦上代文化の源は、多く資を貴邦に藉る、其間の古器巧藝の物、今猶ほ現存するもの必す多かるべし、願くは縦覽するを得ん、某苦笑對て曰く、聞く貴邦の首都に博物館なるものあり、古今東西の珍物奇器、一として網羅蒐集せざるあしと請ふ去て之を訪へ、敵邦の古器遺物一もあらざるをばん、蓋し文祿征韓の役、我軍八道を蹂躪し、珍異の物悉く我軍の掠奪する所となれり、某の言深く其れを恨みけるなり、

●葬禮

葬禮は總て儒式に由て行ふゆゑ、僧侶の嚴しく死者に引導わたすこともなく、又其式に參

樹上よりアラリ
と下りたるもの
を手提げ革囊と
見るは僻目なり
樹下家屋の如き
ものは死屍を納
れ置く小屋にて
幅三尺丈五尺餘
肉融けて白骨と
なるを俛つなり
誤て便所と見る
勿れ



會葬することもあり、棺槨の制は儒禮に基きて之を制し、親戚知人之を擔ぎ喪主棺後に匍服して隨ひ、三四の燈籠を以て棺の前後を圍み、「アイコー〜」の哭聲を揚げ、果敢なくも野邊送をなす、

小兒の瘡瘡にて死したるものは、其屍を埋むることなく、盛るに俵を以てして、繩もて縦横に縛り、之を野外の樹枝に掛く、されば三伏の炎天には死屍腐爛して臭液地上に滴り、臭氣端なく四方に飛散し、鼻劈かるるやうあり、日間鳥鵲噪ぎ、薄暮鴉鳥叫ぶ、死者の靈寂として知るなしと雖、無情亦酷甚といふべし、余嘗て慶尙道密陽門外の栗林に於て、三個の死屍つるしあるを見たり、

黄海、平安の兩道にては、死屍を直に土中に埋葬すといふ、然れども三南、京畿に於ては死屍を山麓或は野外へ擔ぎ去り、敢て直に埋葬せず、丸木を以て造りたる十字架二三個を並べ、其上に棺を横へ、藁を以て之を覆ひ、其周圍を草にて包み雨露に曝し、其筋肉腐蝕白骨となるを待て、方位を擇んで改葬する也、されば内地の村外れ山麓野外に、數屍相並んで雨露に晒されあるを見ざることあり、亦奇俗といふべし、

火葬は僧侶の死せし時に限りて行ふ、一般人民は頗る火葬を惡り、其法先づ寺外の野邊に火葬場を定め、寺より茲に至るの間、處々に火を焚きて道路を照らす、僧は其間を過ぎて、定めの場合へ到り、積柴の中に包まれ燒盡さるゝあり、而して其焼け残りたる骨片を集めて細粉とちし、之を米飯中に混とて鳥に啄ましむ、

紅苗の俗は人を殺せば必ず其面皮を剥て之を藏し、其數の多きを以て人に誇るとぞ聞く處變れば品變る、世は種々のものよ、今韓人の死屍を取扱ふさまを見るに實に太古の感あり、

灰骨を鳥に啄ましむ、好方便頗る佛意に叶ふ、
樹枝に掛けて腐らす無情亦甚哉、

●腹痛の藥

彼邦人我邦と通商せざる以前は砂糖を有せず、今猶ほ内地の人は其を聞くも、未だ其を知らざるものあり、故に僅に之を與ふれば、敢て直に之を食はず、藏して以て腹痛の藥とするものあり、最も笑ふべし、

腹痛の妙薬は是れ胃腸を害するもの妙々、

◎婦人の嗜好

彼の邦中流以上の婦女は、他人に顔を見らるゝを羞かしく思ふ風習ゆゑ、衣服裝飾品等を調ふるにも總て下人をして購ひ來らしむるを常とす、夫れ婦女には婦人の嗜好あり、下人の嗜好何ぞ能く婦人の嗜好を充たしむることを得んや、されど買物一切は男子任せなれば彼の邦の婦女は男子の付度を以て其嗜好を充たさざるを得ず、習俗とはいへ不自由千萬のとからずや、されば我邦より輸出する物品も、婦人の用具となるべきもの甚た少し、今若し彼の邦の婦女をして容易に其嗜好の慾を充たさしむるの方法を設くる時は、輸出品の額に少ちからざる増加を來すは必せり、其法他なし、我商家の婦女自ら語學を研究し、彼の邦の婦女と交際して、以て販路を擴張するに在り、是れ決して出來難きのことにあらざるなり、彼の邦の婦女は我邦の婦女と、交際をなさんことを欲するもの甚た多し、假令一面識なき家の室ありとも、婦女あれば何國人を問はず、自由に出入するとを得るなり、此策獨り商業上に於てのみならず、彼邦婦人を開導するに上々策と謂ふべし、

◎敗俗

彼の邦にて敗俗の最も甚しきを早婚とす、十二三歳の兒童にして既に妻を娶るものあり而して妻は已れより年長なるを撰むを常とす、十二三才のものにして二十前後の女と結婚するを彼邦に在りては敢て珍らしきにあらざるあり、亦奇俗といふべきあり、稚陰稚陽遂に何事をか爲す、彼邦人口の年々減少する亦茲に原す、

◎題 柱

彼の邦の俗、其家の門及び柱には必ず、

『堯乾坤。舜日月。』 『箕子故園。大明乾坤。』

『門迎春夏秋冬福。戶納東西南北財。』 『近水樓臺先得月。向陽花木最成春。』

『借問酒家何處在。牧童遙指杏花村。』

等の詩句を書し置くあり

◎字 房

我邦にては何々屋といふを、彼國にては何々房といふ、笠房、銀房、眼鏡房の類皆然り

又學校を稱して字房といふ、文字を發賣するといふ義か、
我邦の下宿屋近頃必ず何々館と呼稱す、而して書庫も亦圖書館といふ、蓋し書籍を宿せしむるといふ義か、

◎長者に對する禮式

彼の邦の如く、種族階級の正しき國に在りては、言語行動も自ら階級の存するは、争ふべからざる事實にして、之を例せば「來れ」といふ言葉にも、

イロラ……………小兒若くは下賤に對して、

イリ、オナラ……………小兒若くは目下に對して、

イリ、オシヨ……………同輩のものに對して、

イリ、シブシヨ……………高貴の人に對して、

の如く種々の用方あるあり、假令三十に至りても笠を戴かざるものは、他の十二三にして笠を戴きたるものより、僮と呼ばれて傲慢不遜の待遇を受け、僮は常に笠を戴する者の前にて、煙草を喫することを得ず、笠を戴きたるものと雖も、高貴の人に對しては其前に

て煙草を喫すること能はず、而して凡べて高貴の人に對するには笠を戴かざるを得ず、又坐を命せられざるるときは坐して語るを得ず、且つ道路とて名を知らぬ兩班の歩するに逢ふも、口にしつゝある煙管を後に匿して其過ぎ去るを俟たざるべからず、去れば他邦の旅客といへども、一目して其兩班なると常漢なるとの區別を知る、

韓人自ら稱して禮義の國といふ、蓋し虚禮は之れあり實禮の乏しきを如何、

◎穢多

獸を屠りて其皮を取扱ふ所のものは、人間外の人間として一般人民より度外視せられ、同等の交際をなすこと能はず、恰も是れ我邦封建時代に於ける穢多あり、

◎疾病者

夏時野外を逍遙すれば、處々に蓆を以て周壁となしたる、半間四方の小屋に藁を布きて、衰せ瘦へたる人物のさも苦しげに打ち臥すを見ん、是れ乞丐にあらずして疫病に憊む人あり、彼の邦にては疫を死病と唱へ、其癒むたるものを僥倖とす、故に此病に罹るものあれば、家族に傳染せんことを患ひ、野外の小屋へ移し去るあり、勿論藥餌を與ふることな



ければ、大概は捨て殺るしと知るべし、嗚呼無情く、

死屍を野外に曝らす人俗當に此事あるべし、

● 狗

彼の邦俗好んで狗肉を喰ふ、家々之を畜ふもの、必ずしも戸を守り盜を警しめんが爲にあらず、多くは其肉を喰はん爲のみ、一頭の賣價我邦の通貨三四十錢なり、されば珍客吉事あるにあらざれば叨りに屠らず、恰も我邦人の雞豚に於けるが如し桀狗竟に吠ゆる豈狗の罪あらんや、狗の吠ゆるは其性之を然らしむるのみ、彼の邦の狗は洋服和服等、苟も韓服と異なるものを服するを見るときは必ず吠ゆ、余内地に於て其難に逢ひたること幾度といふを知らず、一犬實を吠て萬犬虚を傳へ、猿々の聲は耳をして聳せしむるかを疑ふ、是れ亦蜀犬月に吠ゆるの類か、

彼の邦の狗は人糞を食て生命を繋ぎ居るなり、故に其不潔いふばかりあり、乳兒室内に放糞すれば狗を呼んで之を舐り去らしむ、復た敢て洗滌もせざるなり、彼の邦人の不潔想ふべし、韓人犬を呼ぶに「ワアリ〜」といふ、

獨狗のみに非ず、洋服和服を着けたる人を見れば牛馬も亦驚く、
狗子を衛生局長と爲す妙

●朝鮮の婦女

朝鮮の氣習は儒教の感化に因て形成せられたるは事實ありとす、仁義の大道は勿論、冠婚葬祭の大禮を始め、坐作進退の些末に至るまで、一として模範を彼に採らざるものなし、されば廉耻禮義地を拂つて空しき今日に於ても、其虚式偽形に就て五倫五常の依稀たるものを、認むること難きにあらず、然れども眼光を轉じて内部を發き來れば、義理滅裂、殆んどいふに忍びざるものあり、例令ば男女有別といふ、孔孟の遺教を遵守するを見るに中流以上の婦女は外出するに必ず覆被を蒙るか、或は輿に乗り苟も他人に面貌を窺はしめず、又家屋の構造の如きも、外室内室區別をちし、男子は常に外室に居り、女子は常に内室を守り、決して内門を出づることなし、事無くんば兄弟と雖も濫りに内室に出入することを得ず、又例令如何に親しき朋友の間柄なりとも、互に其妻を紹介する等のことなく、區劃截然、如何にも規則的に孔孟主義の鑄型を造りて、之に鉗入しあるが如きは、孔孟も

さぞ地下に感服し居らるべしと想像せらるゝ節なきにあらず、然れども道德腐敗の極、是等の嚴重なる區劃は、番に外形を虚飾するに過ぎずして、和姦強姦の惡風、其内部に流行するの甚だしき、常に余輩を驚かしむる所なり、斯る嚴重なる區劃あるにも拘はらず、如何にして男女相狎れ相通ずるかを聞に、奸夫自ら女装して女輿に乗り、其目的とする婦女の内室に乗込み、戸外には女履を排べ置きて外見を欺き、内に密かに鴛鴦相戯るゝあり、蓋し婦女相互に訪問するは、一般習俗の許す所なれば、奸夫は其習俗と、婦女は他人に面貌を示さざる習俗とを利用して、巧みに家人の誰何を免れ得るとあん、姦策も亦妙といふべし、是れ近時京城の紳士間に行はるゝ惡風なりといふ、欲すべきものあれば南山を鋼すと雖も、猶ほ堅しとするに足らず、道義の腐敗、豈に區々たる外形の制裁を以て防ぐを得べけんや、

彼邦兒童の誦する入徳文あるものを閱するに曰く勿漫窺内室、内室婦人座、遠くして近きは男女の間なり、區々外形の制裁豈彼等動物的の劣情を抑ゆるを得んや、

●娼妓

彼の邦の娼妓は總て人の妻妾なり、人の妻妾にあらざるものは娼妓たるを得ず、而して其夫たるもの、衣食は、凡て資を茲に仰ぐあり夫は自ら妻の爲に客を曳き、又自ら馬とありて揚代の請求に來る、是れ彼の社會一般の狀態ありとす、夫、夫たるが如く亦妓夫の觀あり、破廉耻も亦極れり

下圖中娼妓の右方にある瓶形の者を菓子入杯と高尚に見る可からずこれ溺器なればなり左の箱は石製の葺器なり



といふべし、

婦其股間無盡の田を耕して夫を養ふ、是れ其夫に忠なるものか阿々、

◎娼 屋

彼の娼屋は、我の娼屋とは大に趣を異にし、通常人已が家屋に於て、己が妻妾をして姪を鬻がしむるものあり、故に一軒の娼屋に二人の娼妓あることあり、我邦の如く又客に向て酒肴を供することあるのみか、澁茶一椀の饗應もあすことなく、唯僅に一二喫の煙草を薦むるあるのみ、宛然たる密賣春窩の光景、單に獸慾を洩らさしむるの妖窟たるに過ぎず、娼妓の年齢は、我邦の娼妓と大差なきも猥褻媒言、毫も耻づるの色あきに至ては、我邦娼妓輩の遠く及ぶ所にあらず、其裝飾容貌の優麗典雅ある、眞に國色と稱すべきものありにあらざれども、梅毒を恐るゝの人は、決して其門を窺ふべからず、一たび其門に入りしものは、落花陷凹疑ひもあし、蓋し朝鮮娼妓はと梅毒の多きもの世にあらざるべし、娼妓の揚代、一回當五錢一貫文、〔三十錢〕一夜當五錢三貫文〔殆んど一圓〕

一喫の煙草煙は捲かれて直に巫峽夢裡に逍遙す、何等のお手輕主義ぞ、

●妻を客に薦む

朝鮮内地にては金さへ投ずれば、妻妾をして客の枕席に侍らしむ、是れ亭主と和談の上のことなり、一ヶ月の給金十圓内外ありとす、我邦人の内地に永滞して商を營むものも亦此醜を學ぶものあり、

妻を以て客に薦む亦彌子桃を割くの類か、

●兩班と常漢

我邦に華士族平民の區別ある如く彼の邦にも兩班と常漢との區別あり、而して萬民同一の權利を有すると有せざるの差異は、即ち彼我兩邦の文野を知る可き一例とあらずに足る、兩班とは文武兩班といふ義にして、乃ち文武官たるべき特權を有する種族を呼ぶ名詞にして、常漢とは讀で字の如く、義も亦字の如き種族をいふあり、然れば常漢は如何に才學ありと雖も、文武の高等官たることを得ず、(當今賄賂の多寡に依りて縣監に任せられたるものあり)兩班は科擧を経れば、如何ある高等官をも買ふを得るは彼の邦の制あり、されば兩班等が殆んど先天的に此の如き特權を賦せらるゝにも拘らず、愚痴蒙昧のもの多きは實

に驚くに堪わたり、彼等地方官に任せられて、任所に在る者を尋ねて筆詰を試むるに、固陋僻見の韓官卓論の聽くべきなきは、深く怪しむに足らずと雖も、其の眞に漢文をも草し得るものなきに至りては、其無文あるに驚かざるを得ず、而して却て主簿、吏房等の小吏に於て、却て之を能くするものを見るなり、彼の邦科擧の制度を有しながら、其擧人の此の如く無學あるもの多きは、抑も原因あるにあらざるあり、乃ち科擧試場の公然たる賄賂徵集所にして、試験官は公然たる賄賂徵集人たるを以て、其科擧に應ずる人は、才ありとも財あくば及第することを得ず、又假令及第するも賄賂を行はざれば官に任せられざるを以て、賄賂は則ち及第者たるの一大資格にして、苦學研精、才學の見るべきあるも、科擧に於ては毫も施す所なきあり、財あるものは唯財を頼み、財なきものは自放自棄して、皆共に學習せざる故に、學田は日に荒蕪し、政事は月に弛廢するあり、思はざるも亦甚しと謂ふべし、翻て怪しむ常漢あるもの、天稟自由の大權を奮ひ、發憤碎勵して人為の階級を破壊し、進んで當今邦家の衰運を挽回するの勇なく、徒に兩班の指嗾に屈し、額に汗し肢を勞して、獲る所のものは空しく兩班の足下に献し、官家とは争ふあかれ、官家は我等



を捉へ去るなど、子弟に教示しつゝあるに至ては、常漠の無氣無力あること、亦謂ふに忍びざるあり噫、

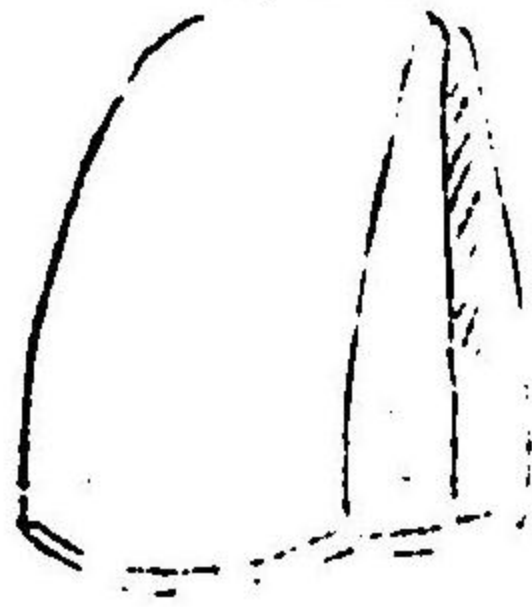
論より證據我邦に来る韓客文字なさを以て推すべし、

莫争於官家、捉我去、是れ入徳文の句、

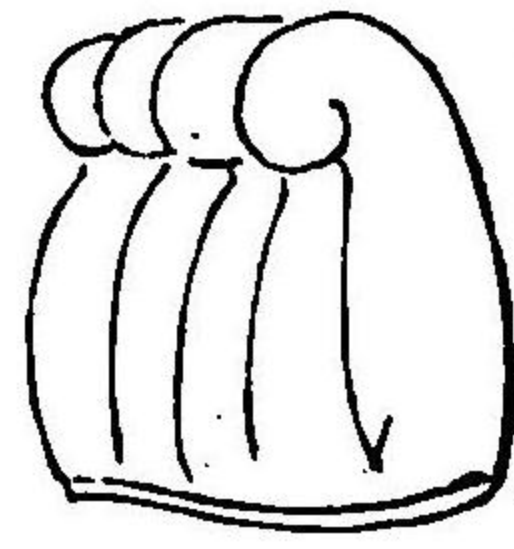
●妓

彼の邦の妓は多く夫を有せず、官妓あるものあり、所謂官人の奴隸にして官衙私宅に入して酒間の興を助け、淫を賣るものなり、又官妓にわらずして其藝を賣り、生活する妓女あり、是等亦我邦のものと頗る趣を異にす、妓を聘せんとするの遊客は、自ら妓家へ之を、歌はしめ舞はしめ、以て興を買ふて歸る、又私宅に招て楽しむものあり、其唱ふる所は俚謠或は唐詩にして、抑揚曲折の調節は、恰も我邦の謠曲の如く、古雅頗る掬すべきものあり、其用ふる所の樂器は、簫、横笛、縦笛、琴（琴は圓形の桐材に細い眞鍮の針金十三絃を張り竹を薄く削り極めて彈力あるやうに作りたるものにて弾くあり琴 巾一尺徑六寸許）太鼓、鼓等なり、妓の樂を奏する狀は、彼の土佐派の畫工が丹青せる中奏樂

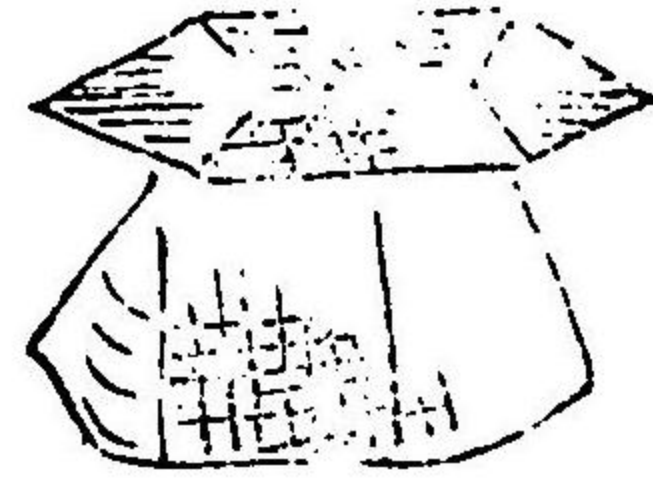
白布にて造りたる女の冠



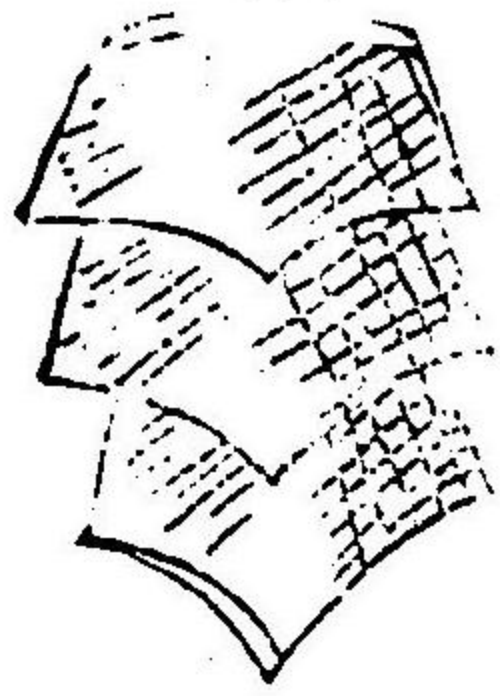
諸葛冠といふ常戴する人



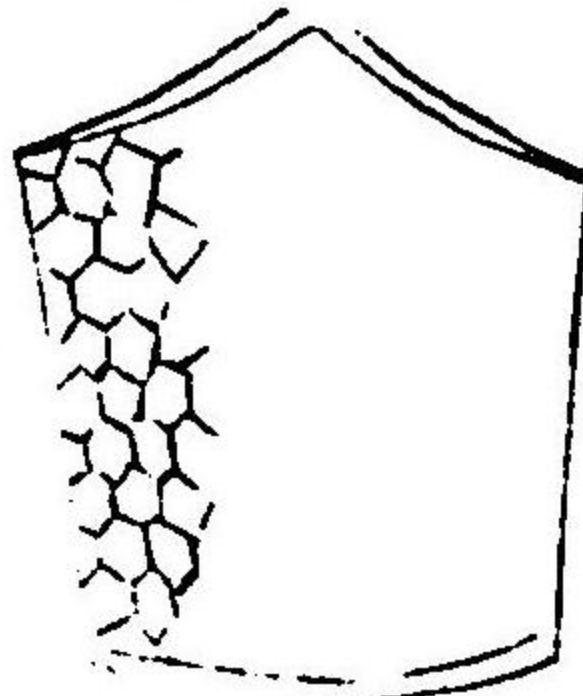
儒冠



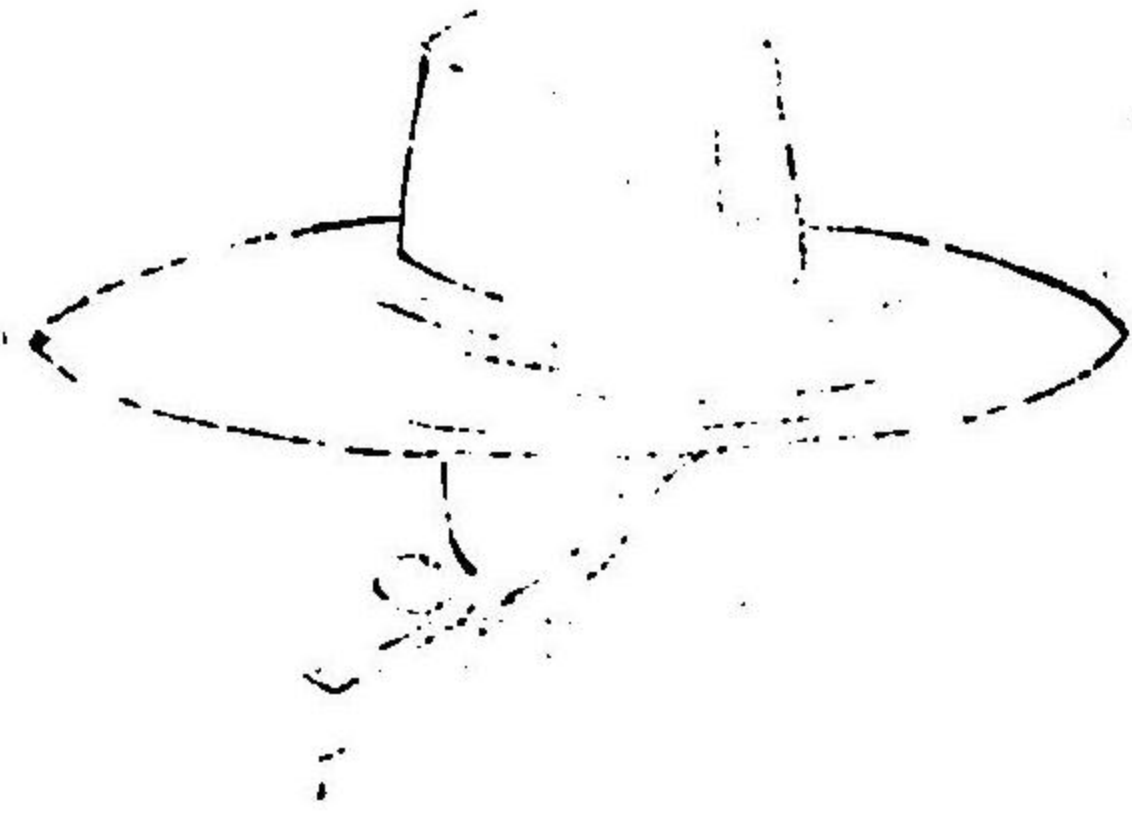
両班家に戴く



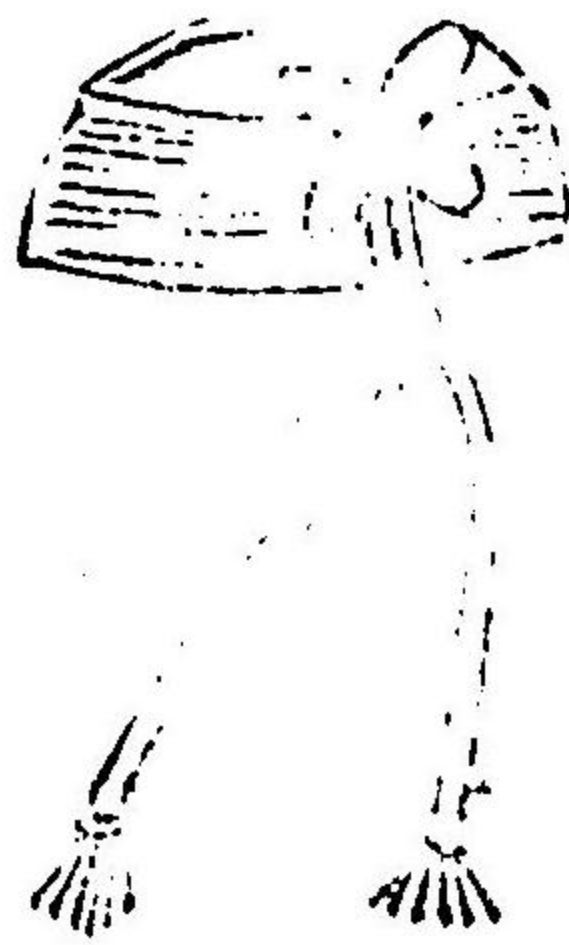
田舎内用馬毛を以て編む



常笠



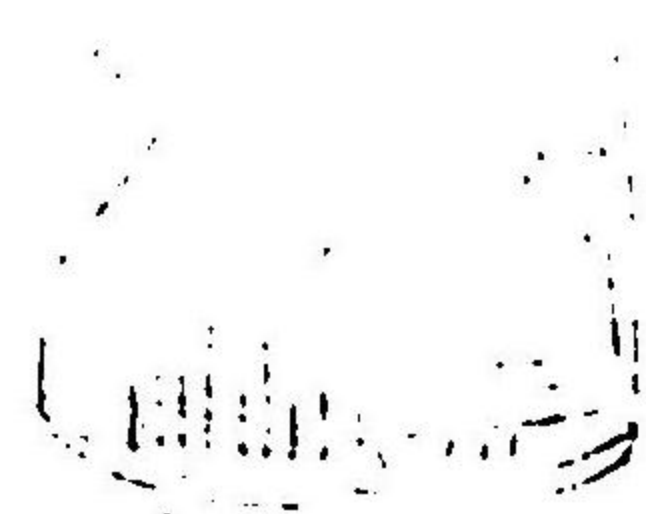
女帽



禮冠



先達部事五等以上のものを戴く



の圖に似たり、されば彼の三味線に都々逸、三下り等を歌ふて、主客共に我を忘れて、浮れ立つ如きことを得ず、又舞も我邦の妓の踊る如くならず、恰も太々神樂の幣束舞の如きものなれば、能舞を見る感あり、亦能く劍舞するものあり、然れど上野の東照宮の巫子に幣束の代りに劍を興へて、舞はしむのもの、如く、甚だ趣味に乏し、

藤八、甚九、都々逸、かッばれ等に優る萬々、

●男 色

八道滔々として到る處に男色の流行せざるなく、京城の如きは良家の子弟と雖も、美服を着けて市街を横行し、公然其臀肉を露ぐ、而して恬然羞つるの色あり、韓語之を稱して、「ビョーク、チャンサ」といふ、即ち男色商といふ義なり、特に股肉を指して「ビョーク、サ」云々が如きは、亦甚だしといふべし、「サル」とは即ち肉の義なり、

◎冠の類

我邦現今の冠は皆西洋輸入にて、國冠としてはあけれども、彼邦には一定の冠あり、階級と場合とによりて異り其種類々なり、乃ち左に掲ぐ、

●通貨

朝鮮の通貨其最も古きものを朝鮮通寶となす、此錢に金銀銅の三種あり、昔者箕子、朝鮮に封せられたるとき、鑄造せしものなりといふ、朝鮮の俗好んで抛錢占をなす、而して此朝鮮通寶を以てすれば、命的確中、百に一を失ふことありといふ、故に舉朝之を珍とす、現今朝鮮に通用する貨幣は、葉錢と當五錢との二種なり、共に孔方錢あり、以前は葉錢五枚を以て、當五錢一枚に換へしが、今は總て葉錢の價值に通用することとなり、當五錢一枚は葉錢一枚と交換さる、當五錢の價值斯く低下せりと雖も、京畿道近傍に於ては、今猶は當五錢通用の時の慣語を用ひ、一文を五文といひ、一兩を五兩と稱し、依然舊時の套語を今日に存するを以て、同額の錢にして二種の勘定稱呼を見るなり、而して彼邦の一兩は我邦人の所謂百文にして十兩とは即ち一貫文のことあり、當五錢一貫文は殆んど我邦通貨一圓五十錢に當る、

當五錢の名ありて其値なし、近時廢せられたる、我邦の當百文錢の類也、

現時彼邦に通用の貨幣は、斯の如しと雖も、錢形の大小、善惡の種類一様ならず、當五錢一枚にて我邦の二銅貨よりも重量を有するものあり、又平安道鑄造の惡錢の如きは、非常に粗惡あるものにして、曾て我邦に行はれたる、鏹錢に若かざるなり、又以前は當百錢といへるもの行はれたりしも、今は全く通用するを止し、

●諺文

諺文とは則ち朝鮮文字をいふあり、而して其組織構造は我が日文と同トク、巧妙なること遙に西洋の「アルハベット」に超へたり、韓人實に此の如き巧妙なる文字を有せり、而して何を苦んで、日常の往復文に至るまで、屹岨ある漢文を使用するぞ、是れ殆んど余の解する能はざる所あり、此の如き巧妙ある文字も、唯僅に中以下の社會に於て其巧妙を顯はすのみ、

●吏頭

吏頭とは朝鮮音を漢字にて顯はしたるあり、即ち我邦の萬葉假字の如し、彼の邦人全體は之を使用して諺文の便を利用せざるもの多し、果して是れ漢字を尙ふの弊、果して是れ事大根性の表相、

●作詩

朝鮮人は五七言絶句を絶といひ、五七言律を律といひ、古詩を詩といひ、韻脚なきの古詩を賦又は古風といふ、是れ彼の邦一般の習慣あり、故に韓人に向ひ詩を作れといふことは彼れ直に古詩の事と心得るあり、

●鯉幟

男子の生れたる家には、端午の佳節に當り、鯉幟を竿頭に揚げて、祝するは我邦の風俗あり、彼の邦にも亦此風俗あり、唯此の邦の鯉は其色真紅に過ぎて、反て鯛に似たり、蓋しれ目出たいの意乎、

●兩班の族

兩班が消日するさまは、實に閑々無事、日出より日没に至るまで、何の爲すこととてあり、唯煙管を拈つて一室に起臥するのみ、然れども財産家の多きは兩班の種族あり、是れ蓋し官と爲て民庶より暴斂せし所のもの、俚言に言ふ一代官となれば、三代坐食すべしと、而して其最も富を致すは、地方官となるに在り、故に大臣たるものさへも、地方官とざるを

望むこと切かりといふ、嗚呼、爾體爾祿、民膏民脂、下民易虐、上天難欺、彼等焉ぞ應報なきを得んや、

●常漢の族

常漢にも富者なきにあらざれども、多くは貧困にして産業を營むに乏きもののみ、彼等は悠々として、唯各處に徘徊するを見る、彼等は實に農たらず、商たらず、又工たらず、其如何にして衣食するかは、余輩をして頗る思考を要せしむ、蓋し賭博は其衣食の資なるか如し、亦是れ糞土の墻、

●奴隸制度

我邦と一葦水を隔つるの隣國に、現時奴隸制度の行はるゝありといはゞ、誰か之を眞實ありとなすものあらんや、然れども深く彼の邦の事情を探るときは、實に驚くべき種々の新事實を發見するは、獨り奴隸制度のみにあらざるなり、彼の邦にては中流以上の兩班は、皆下人といふものを、養ひ置くなり、是れ恰も我邦封建時代に、身分好き武士が、養ひ置きたる若黨、若しくは下郎といふべきものにして、其實は我邦の若黨下郎の如くに、自由

の生活を遂げ得べきものにあらず、其主人に驅使せらるゝや、敢て恩義上より君臣の關係を存するにあらず、又俸給の爲に甘して、奴隸とありたるにもあらず、多くは借金の爲め止むを得ずして身を委ねたるもの、然らざれば威力に壓せられ、質を委ねたるものにして而して一旦質を委ねて下人となるときは、子々孫々永久主家の賤役に服し、犬馬に等しく驅使せらるゝの義務を生ず、而して彼等奴隸は斯る悪習慣に束縛せられ、終生主家の制肘する所となり、妻を娶るも子を嫁すも、已れの意思に隨ふことを得ざるのみならず、作止語黙の小事に至るまで、已れが自由になすこと能はず、飢餓たりとて食を重ねること能はず、寒しとて衣を製ぬるに由なく、萬事主家の命維れ従はざるを得ず、されば一旦下人となりたるものは、其天賦の精神を主家に捧げ、犬馬の境遇に陥りたるものにして、慘澹たる悲目に涙を呑むと、一生を終らざるべからざるのみか、永代万劫、何も知らぬ子々孫々をして、斯の如くはかき命連に沈ましめざるを得ざるあり、故を以て主家の待遇の酷なる到底忍ぶこと能はざるに至れば、密かに脱走して流民とあるもの多し、然れども不幸にして、再び主家の捕ふる所となれば、臣義に背ける不忠の罪を受け、一層殘酷の待遇を甘んせざるを得ず、眞に是れ憫むべし無辜の民といふべし

●武 藝

彼の邦の武藝中、現今存在するものは獨り弓術のみ、刀鎗劍戟、無きにあられども、平日其練習を怠すものどてあし、弓は半弓にして矢の長さは我邦のものど異ならずして的一間四方ばかりの板に「前頁渾沌未判の記事中に掲げし如きもの」を一畫き、百歩以外の距離を測りて之を射るなり、毎年試験ありて善く命中するものは、先達の稱を得るあり、又鐵砲の射的もあれど、弓の如くに流行せず、弓の流行は蓋し以て麻輸を決する一の賭博あるが故に、彼の邦人の嗜好に投するなるべし、

●旱 魃

朝鮮の山岳は多く禿嶺にして樹木なければ、いさゝかの旱天にも水源忽ち枯れ、田地龜裂して稻苗赤色を呈し、百姓をして頗る苦慮煩憂せしむ、我邦には高地の水田に灌漑するには水車を用ふるが故に、旱魃の時には其便に頼ること多けれども、彼の邦には水車とてあらずれば、僅に杓子を以て水を汲み上ぐ、其不便實に少しとせず、要するに彼の邦は、水

車を發明する智識なき憫れなる人間の掃き溜、

されば早魃打ちつゝきて殆んど收穫なきときは、韓人は、兒女を富者或ひは支那人に賣りて下人たらしめ、僅かに米麥を購ふといふ、少しく貯蓄あるものは其倉廩を發き、貧人孟を携へて米麥に代んことを來り乞へば、其孟を以て米麥を量り與へ、而して其孟を己れに取るなり、以て非常の巨利を得るといふ、孟は眞鍮製にして其大さ種々なれども五合以上より、五升位まで盛るものあるあり、凶年にして衆民飢に苦しみ、陸續富家の門に至りて一飯の資を乞ふの貧人、瘦頬骨出て、破衣亂髮、行步蹣跚、僅に杖に倚りて身を支ふ、慘澹たる光景は實に見るに忍びざるなり、

昨年は小歉歲に止る、然れども亦此現象を見る、

松籟子曰く、予曾て彼邦人に問ふ、貴邦の山岳何が故に樹木を植ゑざるやと、答て曰く虎害を恐るのみと、虎害或は在らん、然れども是れ遁辭のみ、

●農 具

彼の農具は、鎌、鋤、耨、糶、箕の外一物もなし、鋤は全く我邦のものと製作を同くし、

牛をして之を牽しむ、若し貧にして牛を蓄ふの餘資なきものは、牛の代に三四の人をして之を牽かしむ、耨摺臼は圓木の徑一尺許にして、高さ二尺許なるもの二個より成る、其製作大畧挽臼と同じ、大農は之を用ふれども、小農は總て臼にて杵き糶殻を去るあり又稻莖をこきて糶とすすには、二本の小竹を左手に握り右手に二三莖の稻を探り、之をすこきて糶となすなり、麥を打つ状は本邦に異らざれども其麥を殻より分つには、風上に立ちて高く箕し、風もて其殻を吹き飛ばさしむるなり、

●唯一利

征韓の役、我兵掠奪亂暴、到らざる所あり、

八道をして殆んど焼土に化せしむ、其間唯韓に一利を與へたるは、稻苗を植代ゆること、即ち插秧の術を教へたることは是れあり、彼の邦今猶ほ其法を傳へて、万民其利に頼る、其以前は粉種を直に水田に播下したるまゝ、秋收の至るを俟ちしとなり、恰も守株兔を獲んと欲せし痴漢と一般、

●小白紙旗

門前に小白紙旗を掲ぐるものあり、曰く痘神を驅るなりと、余爲に鮑貝に佐々良三八郎宿と書きて、門に掲ぐべきを教へ、且つ其由を語る、彼れ大に喜ぶ、今にして之を思へば、蟹甲將軍の四字を教ふるの、却て趣味多かりしに若かず、

●驅鬼符

我邦の所謂惡魔除け、火災除け等のもの、彼邦にもあり、其形狀總て我邦のものに異ならず、又門に虎を畫くは、虎は三災を逐ふの故事に因るといふ、

●猫と牛

朝鮮にては猫を飼ふもの少し、蓋し猫の繁殖甚だよからずといふ、因て彼の邦俗、一比喻を作りて曰く、猫の性たるや、狡獪猾智、牛の性たるや從順勤勞、故に牛は日々屠りて、食用とすれども、八道に其數を減せず、猫は屋内に養はれて主人の膝に坐し、日々美食に飽くも、子孫の繁榮を見ず、古語に曰く積善之家有餘慶、積惡之家有餘殃、と

●洗濯及び搦衣

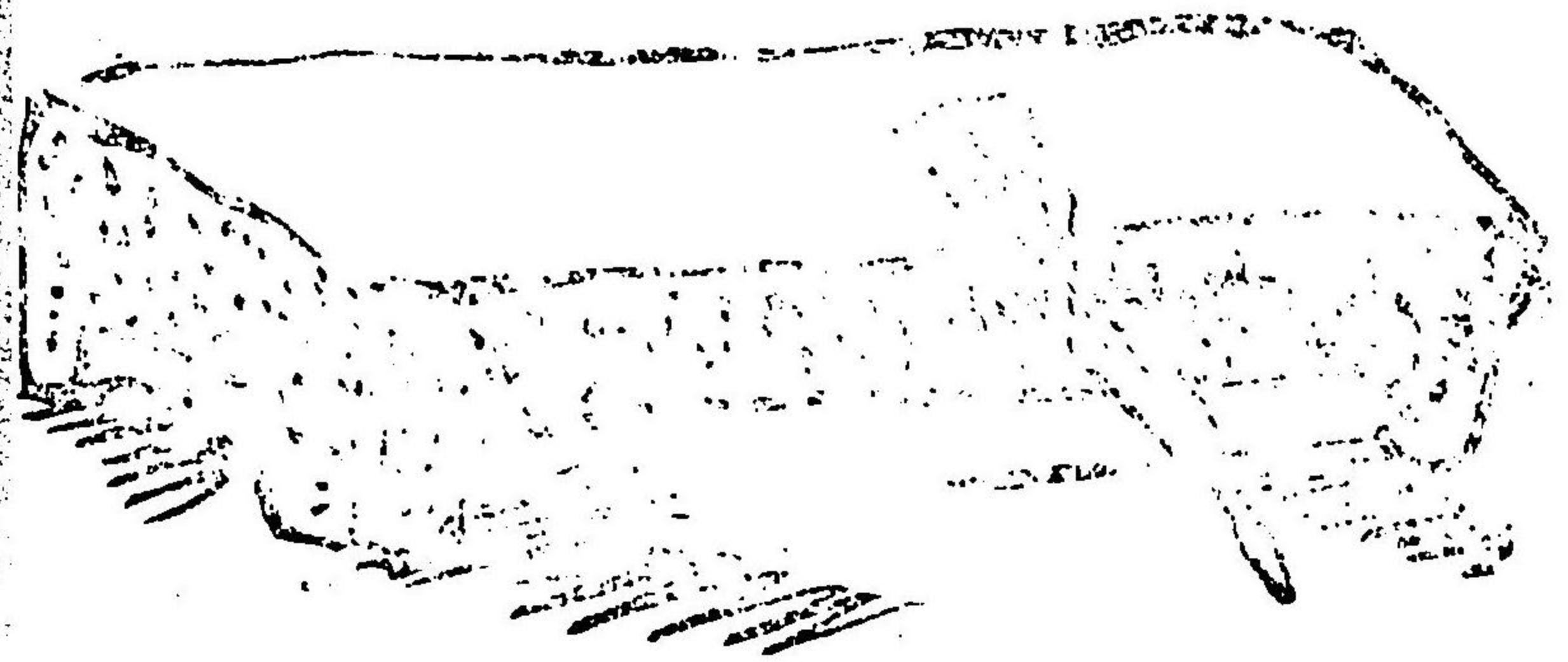
河畔に出で、衣を洗ふには、水に漬けたる衣類をば平かなる石に上せ、一尺ばかりの棒もて、幾度とあく之を叩き、垢膩を去るあり、斯くすれば素質を傷め易けれども、垢膩は全く去り「浣素素逾白、院紅紅漸空」の句を想出せしむ、知らず



韓女亦此怨情を催すあるや否、小溪水清さの處、老嫗、少婦、衣を洗ふの狀、亦一段の眺めなきにあらず、斯くて洗ひたる衣を、幾領と亦く山腹に晒らす、其狀一望炎天雪尙殘るかど疑はしむ、衣はすてふあまのかく山とも眺むべきなり、斯くて乾きたる衣を携へて家に歸り之を擣く、「お仕舞は一聲高し小夜さぬた」、「月の出る山を真向や小夜さぬた」、長安一片月、万户擣衣情、秋の哀を捲ここめて打てばや音の身にはしむらん、實に無限の客情を牽くものは此擣衣の聲にぞある。

●渡場

彼の邦内地の河には大概橋梁を架せるあり、船渡して旅客に便にするさへ甚だ稀なり、されば此橋



も船も亦さ河に逢ふときは、裸體となりて泳ぎ行かざるべからず、夏時降雨のときは亦さ小河の水も一時に増加し、大井川ならねど、旅人は河止めに逢ふこと屢あり、冬に至れば大概土橋をかくるか、又は氷結することゆる旅行し易し、

渡場にて舟子ども、若し他郷の旅客と見るときは無法の賃金を食りて、往々余等旅行するものをして憤怒せしむ、彼等韓人の貪る所は、些少の金銭取て惜しむべしにあらざれども韓錢の携帶に不便ある、旅行者は大抵前程を測りて、成るべく餘分の携帶を避けんとするを以て、旅中は一錢といへども惜まざるを得ざることあり、余嘗て尙州洛東の渡場に到りし時、舟子余を侮りて無法の賃金を請求す、余其無法を咎めけるも、彼等頑として動かす余心大に憤り、衣を釋きて頭上に束ね、アワヤ河中に飛びこみ、泳ぎ渡らん勢を示しけるに、彼等余の溺れんことを恐れ、周章余をさだめて其罪を謝し、優待厚遇一錢も取らず船に棹ざして對岸に渡せり、蓋し彼等若し見つゝ溺死せしめば、其罪を免れ得ざりしを以てなり、余元來游泳の術を知らず、只虚喝以て彼等の膽を奪ふ、頗る笑ふべきことなり、

●塞翁の馬

京畿道安城の兩班曹秉輔は余の知人あり、昨春大科を経て第一に及第し、朝散大夫に任せられ、成均館出勤を命せらる、知人相會して之を慶賀す、數日にして又命あり曰く、其官を奪て江原道江陵に配置すと、其理由書に曰く、汝の叔父曾て朝旨に違ひ天主教を奉ト、斬に處せられたるの罪人なり、其醜族の姪を以て、敢て科擧の試場に列す、其罪輕からず即ち江陵に配すと、人間萬事、塞翁の駒の如し、昨日の慶、今日の吊、余復何をか言はん唯曹氏清貧、官を受くるも賄賂を獻トて長官に媚ふるの餘資あかりしを憫ひのみ、

●地方官

地方官の年期は三年を以て滿期とす、然れども猶ほ在任せんことを欲するものは、再び金を政府に納めて、其官を買ひつゝくるなり、小縣の定價三千兩即ち九百圓是れより以上品位に依り、地方得分の多少に應トて高低あり、一万圓を納むれば、觀察使たるを得るといふ、觀察使は一に道王又は監司と稱し、一道の主宰たり

地方官の交代するや、我邦の如く事務引継ぎ等のことあり、唯其印綬を受取るに過ぎず、

●日清人の勢力比較

駐在公使の手腕器量は、吾れ清に及ばざるや遠し、加ふるに朝鮮事大の國是は、日清兩邦人勢力の強弱に關係を及ぼしつゝあるは、理の賸易と所なりとす、然れども亦居留地人民の多寡は、最も其勢力の強弱に關係を有せり、釜山の居留民は我れ彼れより多さを以て其勢力遙に彼の上に在り、京城の居留民は、彼れ我れより多さを以て、其勢力は遙に我の上に在り、仁川の如き元山の如きは、我の勢力稍彼の上に在り、嗚呼兎も角も、京城は彼政府の在る處、政令の出つる處、所謂彼の邦首腦の地なるに、其京城に於ける我邦人の勢力の、支那人に下るに至ては、吾人の甚た遺憾とする所ならずや、三港に於ける吾の勢力假令彼に優るあるも、敢て誇るに足らざるべし、若しそれ一朝風雲の變此處に發せば、誰か漢江を扼し漢山を控へて、此天府の形勝を占むるものぞ、我邦假令平生戰艦を江華に浮ぶるあるも、祖生の鞭を着くるものは、其清國あること、識者を俟つて後、知る所にあらざるなり、今京城に於ける日本人と、支那人との勢力強弱を、驗し得へを活話を語らん、若し日本人と支那人と喧嘩をなす時は、我邦人は常に敗北するなり、是れ支那人は多數を以て、敵對するを以ての故あり、されば京城にて我邦人は、到底支那人に勝つ能はざるの

境遇に在るものなり、假令ば我邦人、南大門邊へ露店を張り、雜貨を賣らんとすれば、其近邊に居る支那の雜貨商は、所謂商賈仇なるを以て、いさゝかの事より、喧嘩を仕かけ、多人數集り來りて、商賈の妨碍をあすなとは、敢て珍らしきことにあらず、昨年南大門内に未だ巡查交番所の設け無かりしときは、此地に開店せる我邦二三の商人は、甚だ不安心に其口を送りたりき、假令我邦人に理ありとするも、腕力を以てするとき、到底彼に敵すること能はされば、支那理事府に事の由を訴へて、無法支那人を取締らんことを請へば日本語に通じたる巡查出で來り、別段仔細を聞糺すこともなく、「アナタ日本人、日本領事館、イク宜しい」と勿付くるのみ、日本警察署に到れば「其相手を捉へ來れ」と言渡され口惜しきことながら黙して止むの外、別に手段なき有様にて、密に我政府の保護至らざるを、啣つもの多し、是等の事たる、獨り支那人に制せらるゝのみにあらず、韓人よりも亦侮を受けつつあるは事實なりとす、我邦人の南大門の朝市に、露店を出すものは、其前に住む韓人より、毎朝若干の謝金を取立てらるゝを常とす、然れども支那人は何處に露店を張るも、一文半錢も徴せらるゝことなし、是れ日清尙邦人の京城に於ける、勢力の強弱を知るべき例證にして、亦我邦人の韓人に、輕侮され居るを知るべき徴候とす、されど居留地則ち泥岨に在ては、我邦人の勢力も亦大に強く、物品を賣買に來る韓人どもは、常に敬語を用ふ、思ふに韓人は制し易き動物なれば、敢て問ふに足らずと雖も、支那人の勢力我邦人に凌駕し、隨て韓人にすら、輕侮を招くに至ては、我國權の消長に關するや大あり我邦人須からく勢力振起方策を講すへきなり、

●豊年踊

終日赫々、甌中に坐するが如し、地るみ力のひけ、轉た夏日の永さを思ふ、日暮一陣清涼の風を得て、漸く終日の苦惱を洗ふ折りしも、忽ち聞く鐘鼓の響、人叫と和し、笑語喧々耳朶を撲て來る、官衙の門前は人既に山を登し、豊年踊は興已に酣なり、一人の小兒は壯夫の肩の上に立ち、壯夫其足を握りて去れば、小兒手を揺して踊る、銅羅響き鼓鳴り、拍手喝采四方に起る、踊罷れば、銅羅響を止め、鼓鳴りを收め、喧嘩の聲亦消靜なり、忽ち觀る繼々窈窕たる妓女兩三四、輕裙を翻へして蓮步曼々、衆前に現れ來る、衆人復喧然たり、鐘鼓の聲再び起るや、妓は從容として俚謠を唱へ、翩然として舞ふ、舞

余始めて釜山へ渡航せしときありき、京城まで陸行せんものと思ひ立ち、韓錢を腰纏とあし、僅かばかりの荷物を肩にして居留地を出發したりき、渡航當初の旅あれば、未だ彼の邦の言葉を知らず、又彼の邦の人情風俗も知らざりければ、途中少々の困難に逢はんは、

●疑心暗鬼を生ず

ふ態は狂蝶の玄圃に戯るゝか如く、唱ふ時は嬌鶯の梅花に轉するに似たり、千恣万態、坐ろに觀客をして、感嘆に堪へざらしむ、是れ韓人有年を祝する所の豊年踊あり、



元より覺悟せし所ありき、されど思ひしよりは心易くして、三日目に慶尙道觀察使の所在ある、大邱といふ所に着き、南大門の傍なる最とむさぐるしき客舎に宿りぬ、此客舎に宿りし旅客としては、余の外には一人もなかりき、余は夕飯を喫し了り、日記などものして、やがて十一時頃にもやあらん、家の内の話聲もやうく聞ゆるありければ、枕に就かんとしけるとき、余か室の闔を排して入り來れるは、是れ客舎の主人あり、彼は余に向て何事か語り出でしも、余は少しも韓語を解せざれば、如何なることをいふにや、更に知り得べくもあらず、止むを得ず文字にて認め、何事を問ふにやと尋ねたれど、彼れは文字を知らざるものと見えて、余の書きたるものを見んともせざりき、今より追想すれば、其狀宛も嬰せざる啞兒が、互に談話を試むるが如く甚だ可笑、彼は余の韓語に通せざるを知りつゝも、いと熱心に喋々したり、余は殆んど困したりしも、復た奈何ともすべきやうかし、彼れもどがしやと思ひけん、終に手眞價を始めたり、見れば彼れ、拇指と示指とを結び、且つ掌を延へて余に示せり、余は思へり彼れ宿錢を請求するならんと、即ち腰をさぐりて四十文を投せり、彼は其を顧みんどもせず、再び手語すること前の如し、余又思へり、是れ

にては不足なり、猶拂ふべしといふなるべし、然れども四十文を投ずれば、何處の客舎にても満足したりしに、此家の主人は余の獨宿を見て、貪らん心を起し、よかと心竊に察し首を振り手を揺がして金を有せざるさまを示せり、然れど主人は甚だ眞面目あり、果は余が顔を熟視し、手を伸して直に余の腰をさぐり、腰纏を指して又も掌を出して、そを出さんことを強ゆ、余は痛く驚きたり、彼は余の路金をば残らば取らんとするあり、今彼の意に隨はんか、明日より何に因て旅費を辨せん、彼の意に背かんが、或は彼に害心なきを保すべからず、噫是れ何等の惡因縁ぞ、金は甚だ惜むべしと雖も、生命も亦顧みざるべからず、何事も命ありての上なり、若かず金を渡さんにはと、余は漸くに決心して、力無げに腰纏を解きて、悉く彼に與へけるに、主人は欣々として黙禮一番、錢を携へて出去り、余は恨めしく、其後影を見送りて深く歎息したり、嗚呼余は彼に盡く旅費を奪われたり、異域萬里の旅の空、如何にして明日を過さん、此家の主人は實に恐るべき盜賊なり、余を他郷の孤客と侮りて貪婪飽くべき慾を逞ふしたり、余猶ほ漫然茲に在らば、或は再び來て、余が行李を奪はんも知るへからず、千金の身も空しく彼が爲に、害せらるゝなきを知らん

やど、種々の想像胸に浮びて、氷の上に坐するの感をあし、已ぬる哉運は天なり、暗夜道を求めて茲を脱すとも、方位も知らずして、何處を指してか道れ得べき、出て、生くるを得ずは、寧ろ死を決して茲に在るに如かず、彼れ唯錢を得んと欲するのみ、悉く彼の有に歸せば、彼豈余の生命を奪はんや、と意已てに決すれば、復た恐るゝこともなく、悠然眠に入りて、東方の白むを知らざりしが、枕頭の人語に驚されて目を開けば、四五名の韓人余と談話せんとて來り、余の傍にありて眠の覺むるを待てるあり、余は最と快からざりしも、問はるゝまゝに答もしつ、又前途のことを問ふなどしつ、や、筆談に時を移しけるに客舎の主人朝飯を餉り來れり、惟しむへし、昨夜人定まりて後、余を嚇して旅費を奪ひしものが、何を思ふて余に朝飯を供するや、所謂大に奪ふて、小に與ふるものか、余は心に疑ふなきにあらざれど、充分に食し畢り、いざ出立せんとせし時に、主人は昨夜の錢を携へ來りて余が前に置きたり、今や始めて解しぬ、主人は余の錢を腰にして、寢ぬるを危険となし、余が爲にわざ／＼之を預り呉れたるを、嗚呼余は疑心暗鬼を生したりしなり、彼れ昨夜あまりに眞面目なりしかば、異域人を憚るの余は、争てか彼のかくまで親切なりしことを知り得らるべき、

大邱を去ること二十里許にして、幽谷驛へ入るの途上、道傍に木牌を立て、

誅大賊鄭某者、賞給一百兩、

と大書す、余は頗る駭けり、官斯る大金を賭けて、捕へんとするの大盜、此邊に徘徊するか、後之を人に聞きしに、一百兩とは當五錢十貫文にして、殆んど我邦の三圓程なりき、時々斯る誤謬に陥りて臆を潰したりき、

◎ 行 藥 商

我邦の書生にして彼邦の内地を跋躑せんとするもの、多くは藥品を荷ひ、醫者又は藥商と號して、公然病を診し藥を投下、行々旅費を辨し去る、是れ蓋し已むを得さればあり、韓錢は重くして千里の跋躑、携帶の困難言ふべからざるを以てあり、されば利を得るに急ぎ、咬蛇の毒に萬金丹を塗り、罌丸炎に解熱劑を與へ、異域萬里の旅行、一時の耻は固より、意とする所にあらざといふ如き旅行者、年々多きを加ふるが爲めに、山より京城に達する通路の如きは、高賈を巨して猶ほ醫者にあらぬかと疑ふ者多く、我邦の醫士は此地

方に信用あきこと日に益と甚し。

松籟子曰く予亦咸昌縣利安村を過ぎ、民家に就て旅舎の有無を尋ねしに、韓人予の言を誤解し此村には病人ござらぬと答へたりき。

●田舎の薬局

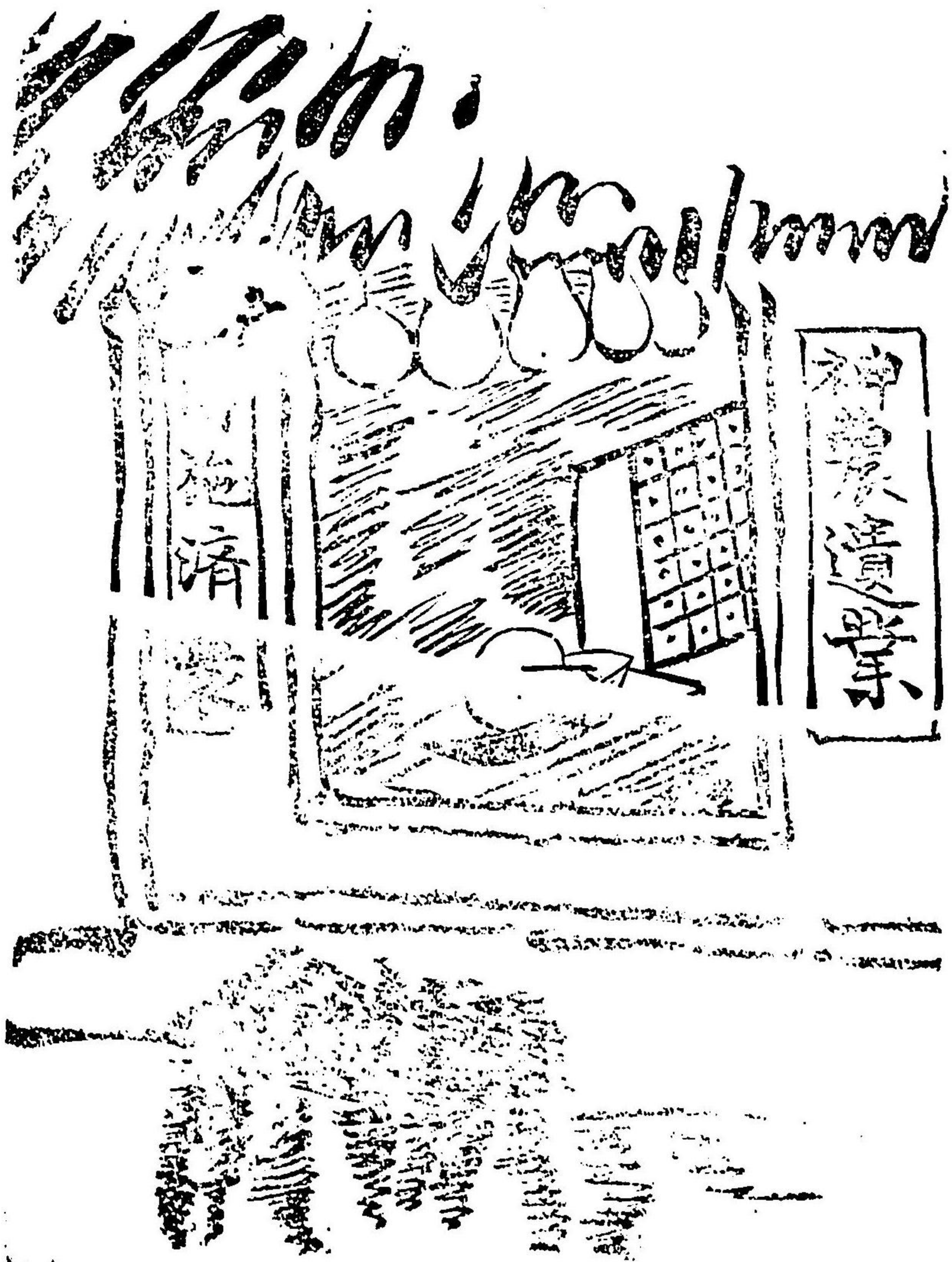
彼邦の村落を徘徊するときは、左の如き家屋を見ん、是れ薬局あり「神農遺業」「博施濟衆」など書きつけ置くこそ愛らし。

●牛痘醫

彼の國法、牛痘醫たらんとするものは、豫め官に數十金を納めて、而して其允許を受く、牛痘醫は一回の報酬、實に數金の多きを貪る、我邦人にして痘鍼と痘漿とを携へ、去て内地へ入り、一夜造りの牛痘醫となるものあり、其收益の多き、一春殆んど百金以上を收むといふ、而して韓醫の種痘術に於ける、是等一夜造りの醫者と、其巧拙擇む所あり也。

●喧嘩

朝鮮の喧嘩する様子の、氣樂千萬あるは、ほとほと呆れ果てたり、いさゝかの事より爭論



局 藥 の 舍 田

をはトめ、兩々互に意氣激昂し、口角泡を飛ばして舌戦すること稍暫らく、議論愈積極に達し、到底和解の見込なきに至れば、双方共に其笠を脱ぎ、いざ來れ組まんと、互に椎髻を握り合ひ、引きつ引かれつ挑み合ふのみ、江戸ツ子の捷やき喧嘩は絶えて見るへからず、而して其終は何時も着物は破れた、償ふへ、笠代いくら出せといふ、眼前の損害の要償を強ゆるに終るを常とす、

氣激し心噪たり、焉ぞ平々地、互に笠を脱するの餘隙あらん、彼氣樂知るへらのみ、是れ國運否塞の徴、

●小兒の玩具

彼の邦人は、日常日必要欠くへからざるもの、外は、錢を投じて購求することなきなり、嘗て我邦人彼の邦に、小兒の玩弄物なきを機とし、一舉して大利益を得んものと玩弄物店を京城に開く、而て未だ一物も賣捌かざるに、不幸にして閉店をなさるべからざるに至れり、彼の邦兒童の遊戯は重に賭博にして、其輸贏を決するの法甚だ多し、紙鴉、鞦韆、抑笛、竹馬等時節に應じて流行するありと雖も、然れども錢を投じて玩具を購ふ如きは、

決して彼等のなさる所、

貧弱國自ら儉約を守るの風習あり、頗る嘉稱すべし

●傘

彼の邦に傘といふものなし、近年我邦より傘或は洋傘等を輸出するに至て、少し之を用ふるに至れり、然れども其は十人中僅に一二人にして、他は大概傘を持たぬ人なり、微しく雨降る時は彼等は笠の、油紙にて製したる雨除けをつけ、衣服は濡るゝに任せて歩行するなり、旅行するものとして、我邦の合羽の如きものを着く、然れども雨天には外出せざるを常習とあらずを以て、雨降るときは市街は頗る寂寞なり、又晴天の時に四五錢位の我邦の番傘を、遮陽傘としてかざし、揚々得々たる態は余等をして思はず噴飯せしむ、

●擔軍

戦の日には、運搬兵に編入し擔軍と稱する民あり、兵物を背上の桁に載せて運搬して錢をとる、



●安物買

西洋の貿易者は、日本は安物買の國ありとて、わざ／＼日本向きなる名稱を附して、粗製の品を輸入し來る如く、我等日本人も亦、韓人は安物買ありとて、朝鮮向きなる粗製品を輸出し去る、知るべし朝鮮の貧困國あるを、特に仁川、京城に於ては、粗惡低廉の品にわらずんば、賣口甚だ遠し、釜山は彼の邦最も古き開港場たるを以て、粗惡低廉の品を買はんよりは、寧ろ堅牢あるものを買はんといふの風を生し來れり、是に因て我邦輸出商間には、釜山向き或は仁川向きといふ、套語を生ずるに至れり、

朝鮮の我邦に對するを以て、我邦の西洋に對するに比較す、嗟我邦は西洋各國に對しては、一朝鮮國に過ぎざるか、

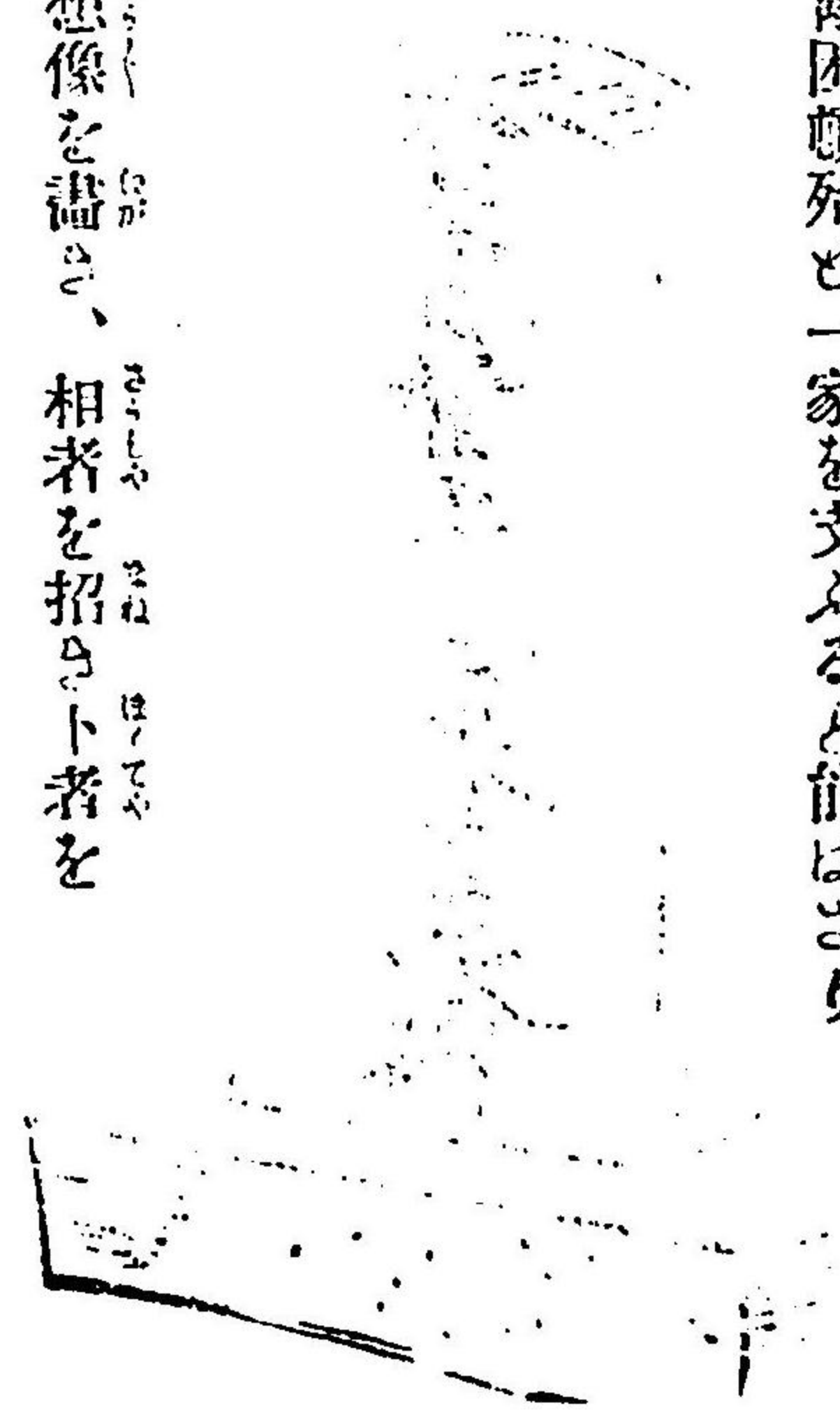
●支那人

八道到る處の市場、支那人を見ざるの地ありし、三々五々列をちし、市を追ふて徘徊するもの、幾百人あるを知らず、其鬻く所の品は千人一様、針、釘、唐紙、唐糸、燧石、摺附木、烟竹等にして、稍資本を有するものは、金巾等を售るもあり、韓人と混トて市場に店を張

り、粗食を喫し、粗衣を着け、勤儉能く自から奉し、遂に大に貯て歸國す、我邦人徒らに奇利を貪らんと欲して、這般の勞働を嘲けり、支那人賤むべしとなし、一事成すべく、産を破つて空しく歸國するもの多し、噫支那人に及ばざるや遠し、

●墓地

彼の邦の俗、墓地を撰擇すると甚だ嚴なり、墓地宜しき處を得ば、子孫必ず繁榮すといふ想ふに、此風俗は、遠く數百年前に起りしものにして、現今朝鮮王家の祖先は、其昔し種々の困難に際し、流離困頓殆ど一家を支ふるも能はざりしも、咸鏡道の香稱山といへる名山に父祖の屍を埋めたる功德に因り、起て高麗に代り、王とあるとを得たりといふ、是れ此風俗の濫觴なるが如し左れば若し家内に不吉の事あれば、必ず墓地の方位宜しからざる故ならむとの、想像を畫き、相者を招き卜者を



呼び、其言を聴て新に墓地を撰み以て更に改葬す、改葬の禮式は一に新葬の時と伺ト、韓人の墳墓は一の土饅頭にして、墓標も亦く、石碑もなく累々として山麓野外に在るを見る、而して其石碑あるものは、最も富有なる兩班の墳墓のみ、

●人蔘

人蔘は、彼邦特有の名産あり其産地は京畿道にて松都、龍仁、兎山、忠清道にて清風、槐山、全羅道に於ては錦山等なりとす、而して其最も有名なるものを松都とす、品質好良價格も亦



貴し、人蔘畑を有するものは、必ず富有の人なり、然らざれば其栽培の費に耐へさればなり、
 人蔘を栽培する田圃は、柴垣を以て四方を圍み、切りに人の出入するとを禁ず、傍に小
 さき茅屋を建て、番人を置きて之を守らしむ、其田圃は地味を擇ぶを以て各地に散在し、
 廣きものと雖も、大概一反歩を超ゆるとをし、而して其収獲の期は八九月の交を以てす、
 人蔘を外國人に賣渡すとは、彼の國法の嚴禁する所にして、昔時は此國法を犯したるもの
 を、斬に處せしといふ、大典會通にも人蔘を日本人に賣渡すものあれば、倭館（倭館とは
 釜山居留地をいふ）前に於て斬罪に處す云々とあり、現今國法稍寬にあり、國法を犯した
 る場合に於ても、只た其人蔘を官に沒收するに過ぎざるあり、されど數年栽培し來りたる
 ものを、一韓にして沒收せらるゝは非常の損害あるを以て、彼邦人は容易に賣渡すを爲
 さず、然れど隱密なる手段を設けて、私に賣買をなすとを得るなり、人蔘賣買は實に莫大
 の利益ある商法にして、我邦居留人の如きは、之に手を出さゞれば恰も見つゝ寶を棄つる
 が如き感想を抱き居るなり、

●松 都

松都は京城を距る十六里にあり、高麗の王都にして、盛大ある大都會なり、豪商多く此處
 に住し、商業は寧ろ京城よりも盛なりとす、支那人の茲に住する者白人に過ぎ、吾邦人は
 二名の藥商と、人蔘買入の爲の時々入込む、數人の商賈とあるのみ、元來我邦人は、資本
 の少きにも拘はらず氣品のみ頗る高く、内地を行商するは支那人の仕事あり、堂々たる
 日本人が彼輩と伍を爲し、毫厘を争ふて走り廻るは、國体に關すと得手勝手の議論を爲し
 毫厘を積むで巨富を致すの慮、あく、只だ投機的の仕事を喜び、商賈を一六勝負と同様
 に、心得居るもの多ければ、割合に巨財を蓄へしものあく、却て彼一文を得れば其一文を
 ば、容易に手放しせぬといふ支那人よりも、金を本國に齎らし歸へるもの少きなり、例令
 へば人蔘買入事業の如き、一種の冒險を要するものは、支那人の如き若實主義の商人には
 出來べからざる仕事にして、支那人は一旦日本人の手に渡りたるものを、再び買入るゝに
 過ぎず、彼等支那人も直接に、韓人と取引するの利益多きを、知らざるにあらざれども、
 決して已れの常業を棄て、國禁を犯して、是等冒險の手に手出すと能はず、我邦人の冒

險心は、決して悪し、と賤しむにあらざれども、何事に限らず一獲千金の希望を以て手を出す故、失敗と成功とを平均せば、結局着實の商法より、比較上利益少の場合多し、

●新聞紙

彼邦に於ける新聞は、我邦人の手にて發刊すのもの二種あるのみ、一を朝鮮新報といひ、仁川に於て發刊す、他を東亞貿易新聞といひ、釜山に於て發刊す、共に我邦の假名交り文章を用ふ、紙面猶未だ荒蕪、議論亦幼稚、共に見るに足らずと雖も、朝鮮の時事を知らむと欲せば兎も角も之に依らざるへからず、

●京城の書肆

京城には書肆兩三軒あり、是等書肆の状態、我邦日影町の古本屋に如かざると違し、而して其闊く所は、多く零本缺冊に過ぎざるあり、其他八道何れの都會と雖も書肆を見ず、左れば内地の人々は、行商者が通鑑節要、孟子諺解など二三の本を市日に携へ來るを待受けて、始めて購求し得るのみ、書籍を購ふの不便なると、此の如くなるを以て、詩文章の如きは、他人の筆記を謄寫して、之を講習すると都鄙共異なるとかし、彼等邦人が文化の恩

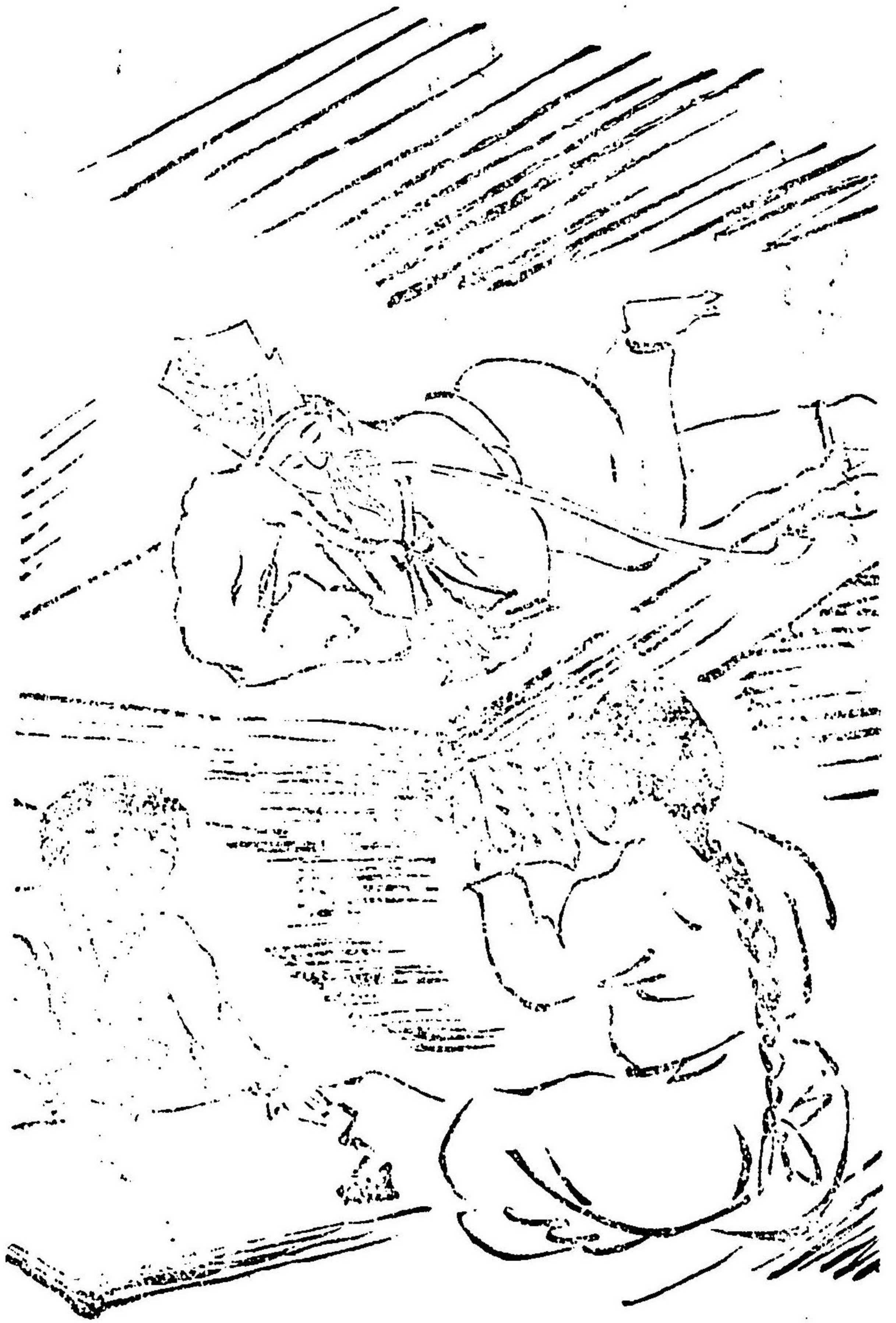
恵に、浴せざると此の如く、自ら無智蒙昧に安んず、憐むべきあり、

●在京城我邦官吏

京城に居留する我邦の人民、其數寡きが故に、官民の間も自ら和睦し、萬事に就て圓滑也、されど割合に、巡查の威張るには大に喫驚したり、蓋し巡查は月給の外に、滞在手宛を取り居るを以て、殆ど奏任官以上の生計を營み得るといふ、

●教育の一斑

富有なる家にては、教師を雇聘して、其子弟を薰育せしむるも、通常の家にては、其子弟を所謂村夫子の許へ、日々通學せしむるあり、即ち之を字房といふ、其他に子弟を教育する學舎としては一もなき也、兒童の學習する有様は、殆ど我邦昔時の寺子屋と異ある所なきも、房内一の机あるを、硯箱と講習する書籍とを有するのみ、而して初學の兒童に授くるには、人倫の大意と朝鮮史の概略を書きたる、童蒙先習一部と、千字文一冊とを以てす之を學ひ終れば、通鑑節要七冊を以てす、皆共に漢文なり、習字は毎日之を課す、其法別に手本なるものなく、黄漆を塗りたる木板の、巾一尺長サ二尺五寸許なるもの、左端に



立身白晝天下

梅人墨后初筆



古人の詩句^{しきう}あどを書き與へ、之を手本^{てほん}として習字をあさしむ、一日書き終れば手巾もて之を拭去^{ぬぐひさ}り、幾回^{いくわい}となく書き習はしむ、而して時々清紙^{せいし}に向て筆を試ま^{こころ}しむ、時間は何時に始まるといふ規定^{きてい}もなく、全く教師の勝手^{かたて}にして、兒童は字房を學問所とし、又遊戯場と

するとおれば、朝より日没まで此處に在るなり、春夏秋冬、斯くの如くおれども、夏時は夜學の科を設け、唐詩を暗誦せしむるを常とす、兒童の學齡は、大概十歳より十四五歳に至る、兒童の書物を誦する様は、一誦する毎に体を左右に動搖せしめ、其觀恰も張子の虎の如く、實に一笑を買ふに足る、

◎慷慨家

皇家の末運、二十四郡更無人の嘆を發するに至ては、國家其人を樹えざるを悔ゆとも、既に及ぶべからざるあり、嗚呼彼邦の今日は是れ國脈將さに絶ゆるかんとして、僅に列國の權衡上、喘々たる餘息を保つものにわらず耶、苟も敵愾の志あるものは、當に劍を把りし起つべき時にわらず耶、然るに韓人の氣樂ある、朝野共に昏々として徒らに春眠を貪り、夜來の風雨頓に落花を促し來るを知らざるあり、將た其れ何の辭を以て評すべし、或る日清州の崔某あるもの、余が槐山の寓居を防ふ、曰く僕立志書を讀むと茲に數年、未だ好運の乗すべきなき、僅に兒童に教授して口を糊し、空しく窮巷に伏して六朝を振ふの期なし、願くは公僕を携へて貴邦に去れ、以て普く貴邦有爲の士と、腕を交へて其高談に

接し、才學を長し、爾後徐に圖る所おらんと欲すと、余思へらく是れ或は韓人中、亦錚々たるものにおらざるか、彼れ必ずや時事の日に非あるを見て、自ら身を以て之に當らんと欲するもの、好漢其志頗る嘉すべきなり、肝膽を披て相照さば、又大に益する所なるべからずと、即ち問ふて曰く、公今朝鮮を以て太平と云ふべからざるなり、小人腐堂に在りて君子才を伸ぶるに地なし、太平と云ふべからざるなり、余復問ふて曰く、邦家已に衰運に處す、憂國の士は常に以て其力を竭すべきの秋也、國勢を張り朝綱を正す其れ如何ある策を執るべき、彼れ答へて曰く、其位に在らずして而して言ふ抑も不可なり、不肖淺學豈に公の前に説くを須むん、余又思ふ、彼れ他の耳目を恐れて頗る答を憚る、胸中の企畫或は聽くべきものあらむと、更に筆を把て徐に其所思を吐かしむ、述べ去り述べ來りて、彼れ即ち曰く、僕の家名落拓の境に在りと雖も、今より十世以前は領議政たること三代、僕父祖の事を想ふ毎に、血淚潜々禁せんと欲するも能はざるあり、僕曾て神明に誓て曰く、生きて家名を揚ぐると能はずんば、死して不祀の鬼とあらむのみと、僕の志や切かり、公願くは貴邦に携へ去れ、他日志を得て大厦高樓に起臥し、九鼎に飽食するを得ば

是れ皆公の賜なりと、嗚呼余は彼を買ひ被ふれり、彼は國を愛ふるの人にあらずして、家を憂ふるの人なりき、家を憂ふる猶は愛ひざるに勝る、然れど國運岌々、危殆に瀕するの今日、唯た家あるを知りて、國あるを知らざるもの、滔々たる韓人皆是れあり、他國遂に一人の義士なきあり、「如是江山坐付人」獨り余輩異邦の客をして、轉て袂を濕さしむ、彼れ既に家を憂ふ、是れ國を愛ふるの素なり、惜哉井底に坐す、天の大なるを知らざるあり、

●日本語學校

朝鮮政府が日本語學生を、養成せん爲めに設立せしものにして、京城日本公使館の前に在り、生徒は僅かに二十餘名、教師は我邦人一名あり、生徒中には既に日本語に熟し、新聞紙を解讀するもの、四五名ありといふ、前途多望ありといふべし、而して其日本語學生たるものをして、唯我邦の言語を學ぶの鸚鵡たらしむるとも、能、我邦語に通ずると共に、廣く海外の事情に達し、他日朝鮮建國の英雄を以て、自ら任ずるの輩を出すに至れば、此語學校は其、我邦の松下村塾にあらざるなきか、

我邦人彼政府の顧問雇聘たるもの、前後皆退く、只た語學校長のみ本邦人を用ふ、

●資本を要せず

我邦人の彼邦にて商法を營むもの、皆資本の少きを病む、然れども朝鮮は貧弱國也、資本を下して商法を營むべき國にあらず、僅かに十萬圓の金を有する時は、其運轉の途に苦しむべきあり、故に空拳にして、一萬内外の小金を蓄ふるものあるも、若し積で十萬に達する時は、忽ち否運に傾く、故に西洋人の如きは、彼邦の爲すに足らざるを知りて、貿易に従事するもの少し、要するに彼邦は、無資本にして資本を作らんとするもの、手を下すべき國也、されば彼國に於ては、資本少くして、商法に手を下す能はずといふ勿れ彼支那人を見よ、一錢の資なくして來り、巨財を得て歸國するもの多きにあらざるや、之を要するに我邦人は、氣品を高尙にするとのみ執着して、行商するは耻なり、露店を張るは馬鹿氣たり、なほ徒らに實利界に遠き思想を確持して、却て積財致富の大素願を達することを忘れ、常に窮苦に嘆して日を消するもの多きは、愚も亦甚しといふべし、何ぞ一顧せざるの甚しき、

屠兒とじとなり輿丁いんていとなるも、獨立的生計を營むに於て、何の避さぐる所あらむ耶、

●朝鮮の食鹽

朝鮮の食鹽は、其製法せいほう甚だ粗惡そごあるを以て、色澤いろつや恰も灰はいに似たり、余内地を旅行する毎に燒鹽を携帶し、以て調味の料となせり、曾て開慶の旅舎に泊せし時、旅舎の主人余が行李かばんの内に燒鹽のあるを見て、其燒鹽なることを知らず、余に其何物なるかを問ふ、余告ぐるに食鹽しょくおんあるを以てす、主人其一塊くわいを得むを請ふ、余諾して之を與ふ、主人一嘗して乃ら曰く是れ藥鹽やくおんなりと、深く之を珍藏す

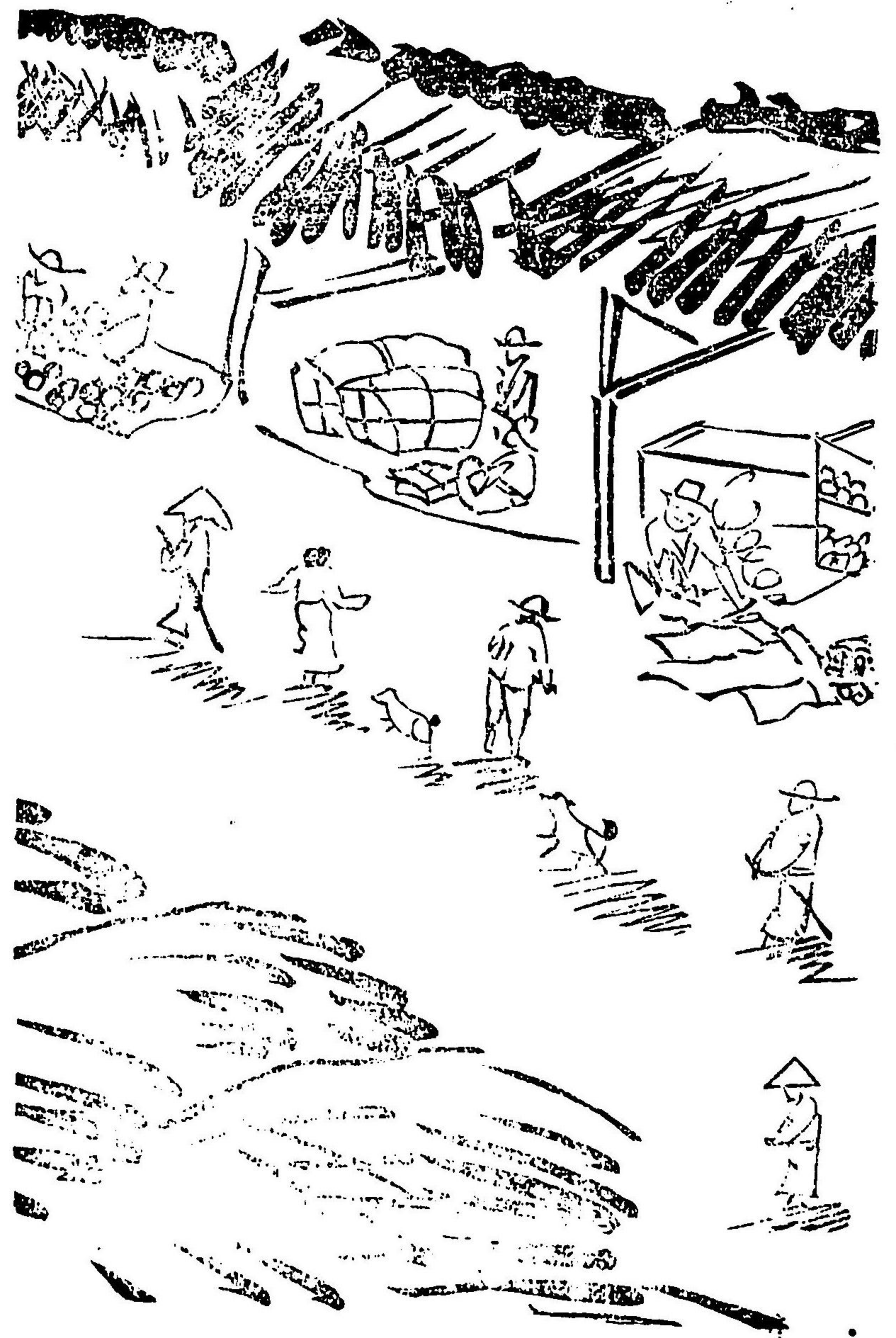
●一舉兩得

虎、豹、熊、鹿、鶴、鷺、米穀、牛皮、人蔘、魚類、是等即ち朝鮮の産物、而して是等の物一として、天産ならざるはあし、我邦人は朝鮮を以て、我國上古文化の由來ゆらいせし國なりと思はゞ、是等の天産物以外に、工業的の物産を輸出せしむる、方策を授くる俟氣まちきあるものあさか、蓋し彼國に在りては、人夫の賃銀甚だ低廉ていけんなるを以て、彼を使役して工事に當らしめば、其結果彼を利し又我を益す、即ち一舉兩得、

●市場

京城、公州、平壤、松都等の大都會は格別なりと雖も、其他の小都會せうとくわいに於ては、市場として





唯四本の柱を延て、藁を以て其屋根を葺きたる粗造の家屋、二三十軒建並び、一六とか二七とか定まりたる日に於て市を開く、此日には近郷近在の商人集り來り、市場に席を布き其賣らむとするものを陳列するなり、而して賣買は、必しも錢文を用ゐず、凡て物の交換にて、其有様恰も神農氏の時代を想起せしむ、されば市日の外には、一本の針だも賣るものなく、食用品より日用の雜物に至るまで、皆此日に買ひ置かざるべからず、若し降雨連日霽れざる時は、市場を開くを得ざるを以て、殊の外不自由を感ずるとあり、甲に余は内地にて墨斗の筆を失ひ、之を求めんとせしに不幸にも市日に逢はず、大に困難せしとありき、

◎獨立せし事稀あり

韓國といへば今如何に衰微の國あるも、四千年來の古國にして、我邦上代開化の原導國なれば、定めて見るべきもの多からむと思ふべし、然れども百聞は一見に若かず、想像よりは實相を見るに若かず、文物、制度、器械、工藝、一として今人の視聽を惹くに足るものなく、吾人をして殆ど亞非利加内地を旅行するの想あらしむるものは抑も何そや、試みに

一部の朝鮮史を取て閱みするに、上古より今日に至るまで、他國の羈束に拘はらざる時代は殆ど稀あり、乃ち彼の邦は眞に獨立せしこと、之れ無しといふも過言にわらざるあり、國既に獨立國にあらず、人民焉んぞ振はん、彼邦の衰退せし原因は、虛政の結果なりと斷ずるは、一般の説ありと雖も、這般歴史的關係、亦復之れが一大原因たらずんばならず、嗚呼彼邦人、廣く萬國の事情に通じ、感涙を既往四千年の汚蹟に灑き、自ら新立國の大圖を企つるもの、果して幾百年の後に起るとあるか、水を菴みて津涯を失ふの嘆あり、韓人は歴史的に獨立精神を消磨し居れり、

●旅行者の携帶品

内地を旅行せんとする人の爲めに、其携帶すべき物品を指示すべし、
 毛布、肩懸革靴、手帖、鉛筆、規尼涅(水十悪しきを以て泥瘴熱に罹り易し)、銀貨少許
 (これは用意の爲あり一圓に付韓錢八百文位に交換し得)護身用器具(ピストル或は刀劍)
 手拭、齒磨、石鹼、食鹽、
 但貴族的旅行者の爲にあらず、

衣服は日本服も可あり、西洋服も可あり、但し内地人の信用を買ふには、西洋服を使はず

●國王殿下

溫乎接す可くして狎る可からず、然も君主の美質を具ふれども、愛を寵妃に恣にして、勢家の跋扈を制せず、蛙鳴を左右に問ふの晋文に非ざるも、馬を指して鹿と爲すの趙高は

秦皇を愚にせり、可も唯、不可も亦諾、奏者の言是れ聽く、焉んぞ知らんや、擁上の陳勝兵を収めて起つあるを、川上中將會つて王に謁し後、人に語つて曰く、王の性、王の

質、之を歐米の諸王間に介せしむるも多く譲る無しと、王の爲人正に斯の如し、而れども政柄一たび下移すれば主權上に在らず、是れ現在に非ず乎、三寸の眞像、王が平生の彷彿を見るに足る、

●東學黨の魁首と逢ふ

昨年四月下旬の頃ありき、黃海道に旅寢して、瑞典の客舎に宿りける時、驢に騎りたる二人の旅客、戸を排して余の室へ入來りぬ、一人は年の頃六十有餘にして半白の翁あり、一人は四十四五にもやあらむ、疎髯を蓄へたる人ありき、共に二重笠を戴き、美しき薄青色の外套を被り、立振舞のしどやかあるさまは、決して尋常の市人にあらざるもの、如し、初め余を見て不審顔なりしが、聽て余に向ひて何事か説出でしも、彼國の語に慣れざる余には、何事をいひたるにや更に通せず、彼等は何ぞかしと思ひけむ、指頭にて席の上は何事かを書さぬ、打見やれば公は何國の人あるやとの問なりけり、余は日本人あるものを彼等知らざるにあらざるべきに、訝しくも問ふものかなと思ひしを、取敢て余へ日本人ありと對へぬ、彼怪しむが如く復問ひけるは、日本人は鬚髯を剃落す風俗あるに、公は

何故に之を蓄ふるや、當時余が打扮は洋服を着け、眼鏡を掛けて、釜山京城にて見かれざる様なれば、爾か問ひしあるべし、余曾て聞けり、此國にては大に市人を卑しむと、幸なる哉此問、余此鬚髯を以て充分信用を買ひ、數十日の旅の憂さを此一夕に晴さるものと、即笑て答へけるは、吾邦の俗、市人は鬚髯を蓄ふるとなし、只だ之れあるは士人のみと、彼等余が答を得て、余が顔を熟視し、互に何事か語り合ひつゝ、行李より筆紙を取出しぬ、余が士人といへるを以て、彼等余に多少の文字あるを知り、余と筆談せんが爲のあり、互に姓字を通じ、初對面の禮も終り、彼れ徐に説き出しけるは、公は隣邦の士人、胸裡定めて史籍に富むべし、知らず貴邦人士、壬辰の事を以て弊邦を敵視するもの多きにあらざるや壬辰の事とは蓋し大開征韓の役をいふなり、余竊に思へり、壬辰の役は我大勝彼大敗、大勝を以て大敗の人を敵視するの理なし、余等此事を以て、空前の大快事となす、而して今彼の問、余の豫想外に出づ、彼或は我軍を破りしものと思ふにあらざる耶、誤聞頗る笑ふべきあり、即ち筆を把り、壬辰の役入道の草木、悉く我軍に蹂躪せらる、我軍全勝、勝て而して根を今日に懐くものあらむ耶、彼れいと不平に感せしが如く直に筆を採り、全羅沿海

或は慶尙道東部の戦況を説くもの甚詳あり、終に曰く貴邦の歴史忌むで實を傳へざるのみと、余寡聞にして征韓史に精しからず、然れども小西加藤等の全軍、釜山に上陸し破竹の勢を以て慶尙忠清二道の中央部を拔き、終に京城に入りし顛末を説き、以て大に彼等の誤信を正し、且曰く、彼我歴史の傳ふる所同しからざるも、請ふ之を事實に徴せん、貴邦若し勝ちたりとせんか、我軍惡んぞ長驅して八道を蹂躪すると、無人の地を行くが如きを得ん、惡んぞ又二王子を擒にするを得ん、我軍若し敗北せしといはんか、貴邦何を苦んで援けを明に求のしど、何にを苦んで畿内を脱れ去りしど、彼等看了て憮然、是れまでは一語筆し了れば、互に何やら喋々しく語合ひしが、忽ち口を噤むで顔又赤く、斜に余を睨視し、又互に顔を見合はせて默然たり、彼等心中既に忿を含めり、暫くして彼等筆を潤して虚なり、虚あり、若し真ならば公も亦敵國の人にあらず耶、彼等果して忿怒を筆端に露出せり、彼等始めて余を見しより未だ笑を示さざるもの、思ふに彼等が余を快からず感せしは、此時に於て始りたるにあらず、既に余が日本人ありと告げし時に於て、彼等は余を憎むの情を惹起したるなり、

嗚呼彼等は敵愾の氣あり、慷慨の志あり、尋常の韓人に非る也、韓人中の鋒々たるもの也於是余は言つて曰く、夫れ隣國の交に於ける、和するも常なり、戦ふも常あり、何ぞ壬辰の事を以て敵邦を敵國視するを要せん、貴邦此事を擧げて敵邦を恨まば、敵邦亦貴邦を恨むべき者あり、元の來り寇するや、貴邦之れを導きしにあらず乎、貴邦又嘗て我對嶋を壓屠したるあるに非ず乎、然れども是等の事悉く過去の陳迹のみ、復問ふ可きにあらざるなり、况や今日は是れ、東亞危急の時、貴邦鼎小にして、強大の間に決まれ、兵弱、國貧し、豈其れ岌々乎として、危殆あるの時にあらずや、古語に曰く輔車相依る、又曰く唇亡ふれば齒寒しと、貴邦の敵邦に於ける實に輔車唇齒の國に非ずや、區々の陳迹を以て、東亞万年の策を誤るものは、哲人と謂ふ可からざる也、貴邦の廟策を見るに、溝を清くし壘を高ふするの策なくして、今日は清に依り明日は露に依る、自屈自卑僅に、強秦の保庇に依つて、列國の間に安全を保たんとするもの、如し、嗚呼露清等の兩國、其れ貴邦の文明を助長し、貴邦の兵備を堅からしめ、貴邦の財力を増進するに、勉めたるの形跡あるか頼む可からざるを頼んで、依る可きに依らず、知らず斯の如くんば、數年を出でずして、

貴邦は彼等の呑噬に歸せんのみと、大に事實を擧げ、碧眼兒の信すべからざるを説き、且つ清國の正朔を奉ずるの愚を嘲り、暗に我邦の頼む可きを告ぐ、彼等余の言を聞きて冷然たり、其狀恰も余を以て、詭辯を弄する説客者流と思ふに似たり、曰く貴邦の敵邦に於ける、昔輔車唇齒の關係を有らんや、見よ、森漫たる水、兩邦の間を劃して萬里を隔つ、清露と壤を接し、境を交ゆるの關係あるに若かざる也、公の言遠きを以て近しと爲ま、近を以て遠しと爲す、甚だ誤れる哉、且つ敵邦の清國に於ける、實に再嫁の婦のみ、敵邦嘗て明朝に貢を納れ、藩と稱し臣と號して以來、明朝の敵邦を遇する、慈母の其子に於けるが如く、休戚維共にす、其恩の高くして深き、泰山渤海も及ぶ可からず、惜哉、大明の末運南風振らず、終に社稷を擧げて蕃人の掌に歸せしむ、我朝義兵を擧げて、彼に當ると雖も衆寡敵せざるを奈何、丙子の大敗恨を呑んで、空しく蕃人の正朔を奉ずるもの、豈敢て好んで爲す者あらん耶、恰も壯婦其夫を失ふて、再嫁せるが如くなるのみ、是亦勢の止を得ざるに出づ、然りと雖も有志の徒に至つては、夢寐倏忽の間も、惡んぞ崇禎の二字を忘れん乎、却つて怪しむ、貴邦堂々徐市の裔を以て、何を苦しみ洋國に臣隸となりて、其正朔

を奉り腥膻を學ぶや、要するに公の言の如きは、自が臭を知らずして他の臭を摘發するもの、特に笑ふ可しと爲すと、余切角蘇秦を氣取り、彼等を説服したる積なりしも、彼等の余に聽かざる、余に圓枕の苦行なければあり、さりとして彼も彼なり、唇齒輔車の論固より笑ふべし、剩し我邦を目して徐市の裔と爲す、彼等の時勢に通せ、事情に練き往々斯の如し、而して其自ら丈夫を以て居らすして、事大を以て國是と考へ、清國に對して再歸の婦といふ、其情甚だ憐れむ可きあり、余は思はず失笑したり、然して其後段語句の意外なるには、頗る驚を喫したり、彼等何を以て、我邦を洋國の臣隸となし、其正朔を奉ずるものと斷定せしが、余は暫く疑惑の中に頭を傾けたり、漸くにして其意を悟りぬ、我邦が維新以來、曆日制度法律を始めとし、家屋衣服の末に至るまで、制を西洋に擬したる外形を捉へて、彼等は早計にも我邦を以て、正に西洋の屬國と斷定せるなり、果せる哉、彼等は再び筆を採りて、敵邦今清國の正朔を奉ずると雖も、衣冠は明の古制を變ずることありしと書き加へたり、余は大に彼の意を解し得たると共に、平生より心に懐ける西洋摸倣の、氣にくわぬ意見は、今彼等の筆によりて、其極端を道破せられたるを恥ぢぬ、余が現在着て

居る所の衣服ばかりも、日本服なりしならばさぞ思續けたり、されど彼等何の故を以て、我皇室を徐市の裔と叶ふや、憎む可きなり、余は余が感情を激發して、至誠之を論駁したり、彼等悟れり、余も亦心解けたり、聞けば彼等は案外ある慷慨家ありき、自我の觀念頗る強からざるに非れども、崇禎の二字を口にするを見れば、事大の弊習中に人となりし、變則的識見家なりき、可惜、彼等文字あるに比して、時勢に通せず事情に疎きを、されど彼等は韓人中の錚々たるもの也、

僅の談話にも多くの時間を要するは筆話の常なり、時針を見れば既に一時を過ぐ、彼等寢に就かんといふ、余も亦數十日の旅行に疲勞を累ね、再び談ずるの勇あし、相共に枕を擁して寢に就く、時間と言語とに豊ならざる、彼等をして充分の理解を得せしめざるは、深く憾とする所あり、

翌朝袖を分つに際し、彼等紙片に

慶尙道尙州南面居

徐丙學

同

聞慶邑内居

朴仁炳

と書して余に與へぬ、猶何事か言葉を添へしも解し得ず、定めて尋ね來ることの言かりしを

らん、余承諾て打別れたりき、後東學黨といへるもの蜂起し、人心擾々たる折、韓廷の朝報を閱するに、不圖徐丙學といふ字の眼に觸れたれば、以前の筆談の事を思出し、精しく讀下せしに、彼は忠清道報恩に據りたる、東學黨の首領あるを以て、嚴しく物色して獄に繋ぐ可しとの令ありけり、嗚呼彼慷慨の志、敵愾の氣に驅られ、遂に不平軍の主領とありしか、六十有餘の老爺は、實に彼の國の武田耕雲齋にぞわりける、惜しむ可し事情に疎く時勢に通せず、漫に外人を敵として、虎狼の廟堂に横たはるを知らざるを、朴仁炳は如何にしけん消息の知る可きなし、

●不正なる課税

海關税を拂ふて、輸出入せし物品に、再び内地にて税金を課する譯は無き筈なるに、實際我邦商人は斯の不當の税を徴せられつゝある也、二三年前までは、處々に徴税所ありて、内地商業者の爲めに、少からざる妨碍を興へたりしが、今は京畿道にては、金川郡助浦、慶尙道にては梁山郡浣洞のみと定まりたるよし、集税官は、毎月二貫五百文を政府に上納する約束にて、徴税所を受負ひ、他の収入は自家の得分とあす、今其課税は左の如し、

米一俵 一石五斗入	五十文
小麥一俵 同	五十文
大豆一俵 同	五十文
唐木 (金巾)	一負 十二畝
大麥一俵	三十文
牛皮一負	三十文

若し之を給せざれば、厯制にも其荷物を没収し、或は其船舶を取上ぐる等、惡逆無道到りざる所なし、我邦人其課税の、日韓條約に違背するを詰れば、則ち曰く、余は我政府の命を受けて徴税する也、徴税すれば止むのみ、若し之を不當不法とあさば、去つて之を政府に問へ、余の關する所にあらずと、我れ敢て之に従はず、斷乎として其言に應せざる時よ、吾が荷物の賣買主を物色し、代つて之を拂はしむ、故に其荷物を賣買せしものは尠きものなるに、ざる迷惑を蒙るを以て、税金を拂はざる日本人とは、賣買せざるを常とす、されば廣く内地の商業を營むものは、其顧客を失はんことを恐れ、澁顔して之を支拂なり、

●喪 人

粗布の衣を着
け、草鞋を穿
ち、竹笠を戴
き、棒端に布
を縫付け、両
手に持ち、市
術を徘徊する
者は、親戚の



喪に居るの人とあす、居喪の長短は血縁の遠近に依つて一定の法あり、兩班は喪居中市場に出でざる習慣なり、

●鳥 嶺

鳥嶺は忠清慶尙兩道の、境界に跨れる高山にして、三千鳥道、九曲羊腸、樹木鬱蒼、豺狼

來往の處なり、山中に小亭あり、溪に臨んで結構す、是を慶尚道監司、新舊互に印綬を交換する處とす、亭中墨痕淋漓、皆是れ行客の宛を訴ふる筆跡なり曰く、「濟州牧使李億吉盜賊也、月徵民財五千兩式、民何以生活」金海府使閔泳裕、虐下民無所不到」大概此の類也、注に曰く、鳥嶺は八道第一の要害にして、一夫道に當れば、萬夫を障ふ可きの地なり、關門三あり曰く主屹、曰く鳥東、曰く鳥嶺、想昔小西行長、聞慶を屠つて直に此險を抜き、魚串北るを追ふて忠州に入る、本邦最得意の地、

●天 災

早魃、水害等の天災打續く時は、村民隊を編みて高山の頂上に登り、草木を焚三天に祈る、若し天災猶止まずんば、縣、郡、府、牧の長官犠牲を供へて神に禱る、犠牲には多く、豚若しくは羊肉を用ふ、又疫病流行する時の如きは、盛る儀式を設け大に犠牲を捧ぐ、

●氣 樂

我邦の大工ならば、半日も費さで出來得可き仕事も、彼の邦の大工は三四日を費すを常とす、交通も頻繁ならず、生存も困難ならざる、彼の邦の現態に對視せば、敢て深々咎む可き

にあらされども、吾人の目より見る時は、其作業の氣樂ある、腹立たしくも呆ること多きも無理ならずといふ可し、要するに、彼邦人は非常に煙草好きある動物にして、三尺もある煙管をば行住座臥、作止語黙の間にも放つ



こと亦く、田を耕すにも、物を運ぶにも、必らず之を口にするは、彼邦人一般の習慣とす。特に笑ふ可きは、我居留地へ沐浴に来るさへ、湯の中にて煙草を喫し居る事是也、氣樂も亦沙汰の限りといふ可き也、彼邦に永滞せし韓人、具然壽なるもの、曾つて手に語つて曰く、我邦人民が長き煙管を持って道行さきから煙草をふかし居る内は、國運再興は到底望みあしと、是れ尤の言あり、思ふに長き煙管を愛する國民に、進取の氣性あきは、古今乃同一揆なりとす、

●釜山に於ける彼邦婦人

三港京城の居留地に於て、韓婦人の我租界に入らざるは唯釜山のみ、釜山は彼邦最古の開港場にして、吾が封建以前の歴史に遡るも、吾邦人との交渉最も古き地あり、然るに何故に彼邦婦人か、居留地に入らざるかといふに、封建の世、我邦人の初め彼邦に滞留しもの、叨りに婦人を捉へて強姦せしが故なりといふ、今や是等の歴史は過去に属し、彼邦人も頗る我が人情に熟し、婦人も亦我邦を忌むの情なし、願くは婦人を居留地に導くの法を設け、過去の汚痕を長く後世に傳ふる勿れ、頃者一吉報を得たり、曰く這回釜山總領事

の談判にて、釜山監理使は左の揭示を、市邑に張出せしを以て、大婚式日龍頭山に行ひたる 兩陛下遙拜式場には、一千有餘の韓人、入込みしといふ、

揭 示

右揭示事、日本界内、如有我女人觀光、無端辱說甚不當、切勿惡言相加、當宜者、

甲午二月初一日 朝鮮觀察署

無端辱說不當とは、居留地に入りたる婦女を、韓人仲間にて辱說するを禁トたる也、又同日左の揭示を出せり、

揭 示

右揭示事、日本人出入之路、我人男女老少、無



端詬罵、實屬怪戾、切勿如是、當宜者、

蓋し我邦人、居留地以外の市邑に入れば、往々韓人の爲めに、忍ぶ可からざる侮辱を興へらるゝを常とせり、釜山近傍此より侮辱の言を聞かざるを得んか、願くは普く全國八道に令して、我邦旅人の爲に「ワイノム、トン、モコラ」(倭奴糞を食へ)あどいふ詬罵と、土石杯を投げ付くる等の、惡戯を制止し、善隣の道を講せさられたるもの也、

●巾着

韓人は其腰圍に必ず二三箇の巾着を下げ居るを常とせり、一は煙草を入れるもの、一は賭博道具を入れるもの、一は奴鏡鬚かき篋、煙管の烟脂取り、等を容れ置くものなり、彼等は甚だ容止を修飾する癖ありて、時々刻々、隙さへあれば鏡に對して、鬚のはつれ毛をかき居るあり、本邦居留地人、彼等が腰圍のものを稱して、韓人の七ツ道具といふ、

○盜賊

草賊の多きは、旅行者の常に憂ふる所あり、三伍隊を成し道側に在て旅人を俟り、之を恐嚇して其腰纏を奪ふ、又人家をたびやかして財寶を掠む、其最も多きを冬時とあす、然れ

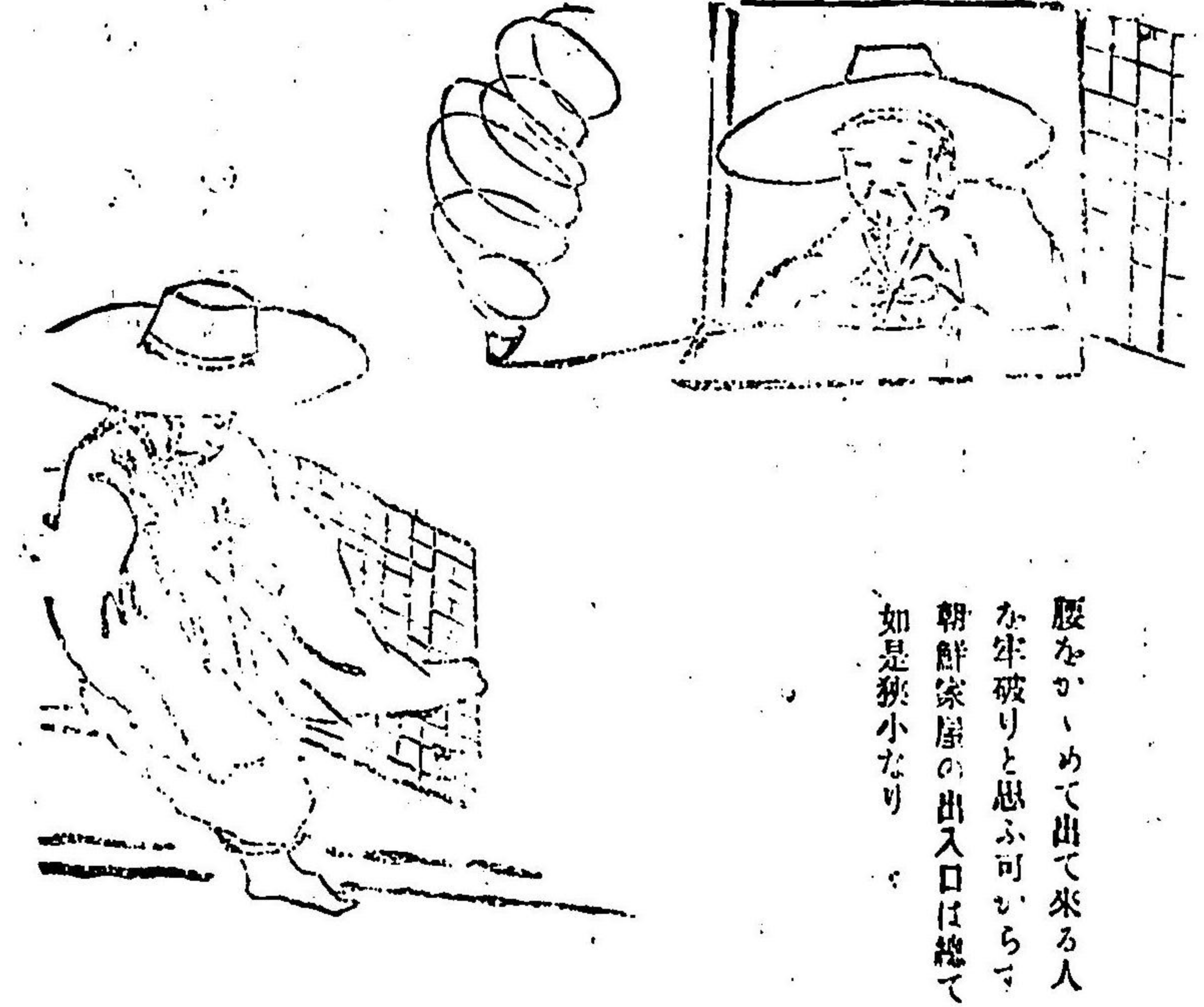
ども草賊の害は小にして憂ふるに足らず、何となれば韓錢の重さ、如何に多力のものとも、其負ふ所十貫文に過ぎざればなり、

海賊も亦多し、蓋し海賊は彼の草賊の如く、僅の財錢を掠めて足れりとするものにあらざ、而して其徒黨甚た多く、晝間は漁船若しくは、商船に混トて他船の動靜を窺ひ、若し其財物多きを見れば、密に其後に追従し、機を計りて其船に亂入し、舟子を縛して乗客をおびやかし、船中の貨物を悉く已が船に載せ去るといふ、余曾て在京城の我邦人醫士稻垣氏に氏の遭難話を聞く、

余曾て黃海道海州へ旅せんとて、旅裝を整へ通辯者を伴ひ、仁川より朝鮮船に投が、月串に到る頃は既に眞夜中を過ぎ、數多の乗客は皆打伏して眠を貪り、舟子が唱ふる欸乃のみ、漕行く舵の音に和して靜に聞ゆ、余は此時猶ほ獨り眠らざりけるに、遙の後方より、濁聲高く我船を呼ぶものあり、舟子は櫂を止めしと覺しく、呼聲は一としは高く聞ゆ、や、黃海道へ行く船ならば、頼みたきことあり、暫し待たれよといふ、我船の舟子は、星光にすかし見しにや、商船なりといふ聲も聞ゆ、頼とは何事なりやと問返

す間に彼の船は早や、我船に漕ぎつけたりと見え、舟子は一聲高く水賊ありと叫びつ、余は此時までも眠らぬ儘に、聞くともあしに耳簷てしが、今この水賊の一聲を聞きて痛く驚きたり、さては大事の起りぬ、我船は水賊に襲はれたり、如何すべきと恐れ感ひしも、怖きもの見たさは亦人の情なれば、余は船室より、頭を擡げて様子を窺ひしに、白布を以て頭を包みたる五人の海賊は、各武器を携へて、早や我船へ乗移り、右に走り左に走りて、帆綱を断ち櫓を海へ投げ、舵を打碎くなど、その働のするべきこと、恰も疾風の樹木を倒し、電雷の頭上に轟くにも似たり、乗合の人々も此物音に驚きたりけん、誰れ呼起さねど皆覺ゆぬ、されど海賊と聞きて怖れ戦さ、頭を縮めて船室に潜み居るのみありき、賊は舟子に向ひて、客室は何處ぞと聲高に問へり、舟子はおとるゝ余等の居る所へ案内せり、さては我身の上ありけりと、又今更の如くに怖ろしく、余は隅の方へ隠れつ、賊等は直に入來らずして、船板を集め來り、出入口を蓋ひ、上に何やら重き物を五つ六つ上げたり、余等船室に在るものは實に袋の鼠、殺さんも生かさんも、賊等の心一つに在り、心細さはいはん方よし、かくて賊等は此隙に我船中の荷物を、悉く

已が船へ投移したるべし、暫くして再び船室の上に集まりしと見え、楚音いとしげく聞ゆぬ、忽にして出入口は開かれたり、禍はいよく身の上に近きぬ、一人の賊は船室へ下來れり、四人の賊は火繩砲、或は鎗など持ちて、出入口の周圍を守りつ、さて入來りたる賊は、余等乗合の腰纏を改め、一々之を奪取りたり、人々は恐れ戦きて、唯生命を請ふのみ、斯くて賊は手荷物詮索を始め、遂に余が藥品と器械とを入れたる支那靴を開き、こは何物あるやを問へり、余か隨へし通辨者は、余



か言をも俟たで、日本人の荷なりと答へぬ、亦に日本人が茲處に乘合居るかど、賊は日本人と聞きて一入勇み立ちぬ、いはすもがな、余か禍はますく迫れり、されど船客の人々は皆黙して、余を日本人ありと告ぐるもの、一人もあかりき、幸あるか否、余は韓服を着け居たるを以て、賊は余か日本人あるを知るに由なかりしなり、賊は四方を睨めまはして、日本人は何處に居るか、彼れ何處へ隠れたるか彼れ必ず銀貨を持つべし、疾く此處へ引出せと罵りたりき、嗟賊は日本人とさして、其銀貨を奪はんものと勇み立ちたるなり、賊は頻りに問糺せども一樹蔭、一河の流も他生の縁なるものを、ましてや眼前余が身に逼れる、禍を見つゝ知りつゝ、余を日本人ありと告ぐる無情のものなく、乗合の人々皆口を噤じて、余を危難に免れしめぬ、賊は止むなく一々荷物を改め、余の携へ來りたる梅干の曲物を見出し、蓋引開けて物好きにも、其の一つをかぢりしが、彼れ如何に味ひたりけん、直に吐出し顔打ちしかめ、唾を吐き口をしぼめ、目ぼしき品二品三品引抱へて、船室を飛出て四人の賊と共に飛ぶが如くに已か船へ打乗り、雲かすみ跡白波と漕去りけり、賊の梅干に驚さしさまいと可笑かりしも、恐ろしさに心奪はれ、

一人の笑ふものもなかりき、賊の去りたるを見て乗客も舟子も、ホット安神の息を吐きし時は、早や船中の荷物影も留めず、人々は涙と共に、如何にして妻子を養はん、如何にして荷主に申譯せん、あど愚痴をこぼすのみなりき、舟子力を合せて、舵も櫂も無き舟を漕出し、四五日を費し、辛ふとて海州の近くへ着きたりけり、

是れ實に氏が實見せし所にして、氏の談話に巧ある、聴くものをして、或は悚として毛髮を豎たしめ、或は失笑腹を抱はしむると雖も、余今其十か一を寫す能はざるを遺憾とす、

●村落

村落は、總て飲水の便利ある所に在り、されば此邊に茶店あらば、旅人の便利あるべしなと、思ふ處にても飲水なければ人家無きあり、行暮れて宿るべき客舎なきに苦しむこと多し、旅客は須らく、前程を問定めて露宿の不幸を見る勿れ、

●料理店と旅舎

彼の邦の土を踏まざる人は、彼の邦にも亦我邦の如く、料理屋旅舎といふべきものありと思ふべし、彼の邦の料理屋も旅舎も名のみにて、無しといふも殆んど不可きなり、其料

理といふは酒幕と呼び、門の柱には「莫惜床頭沽酒錢」など書きたるさまは、頗る風雅らしけれども、別段座敷とては無く、落人一様、馬夫與丁と共に一室に踞座し、酒を飲み肉を喫ふまでのことなり、酒肴とても明太魚、豚肉、漬物等に止まり、僅に酔を買ひ飯を醫すべきのみ、旅舎の不体裁なるはいふべからず、我邦の木賃宿にも及はざること遠し、旅舎飲食代を徴するのみにて、そのほかに宿料を要することなし、又時によりては、球味噌を天井につるし置く家もありて、其臭氣甚たしく、戸内に入れば忽ち怪しげなる臭氣鼻を衝いて來り、頭痛を催ふこともあり、且つ彼の邦人の煙草好なる、旅舎の室内煙草



の煙みちくして、堪ぬがたさまであることあれど、戸を排して新空氣を入換へんこともせざ横臥するもの、踞座するもの、眠むるもの、醒めたるもの、屁を放つもの、齒切りするもの、一室に數十人、算を亂して宿り居るさまは、吾人旅客をして、寧ろ野外に露宿するの優れるに如かざる念を起さしむ、苟も潔癖を有するものは、暫らくも此地に足を留むることを得べからざるなり、

●市街の不潔

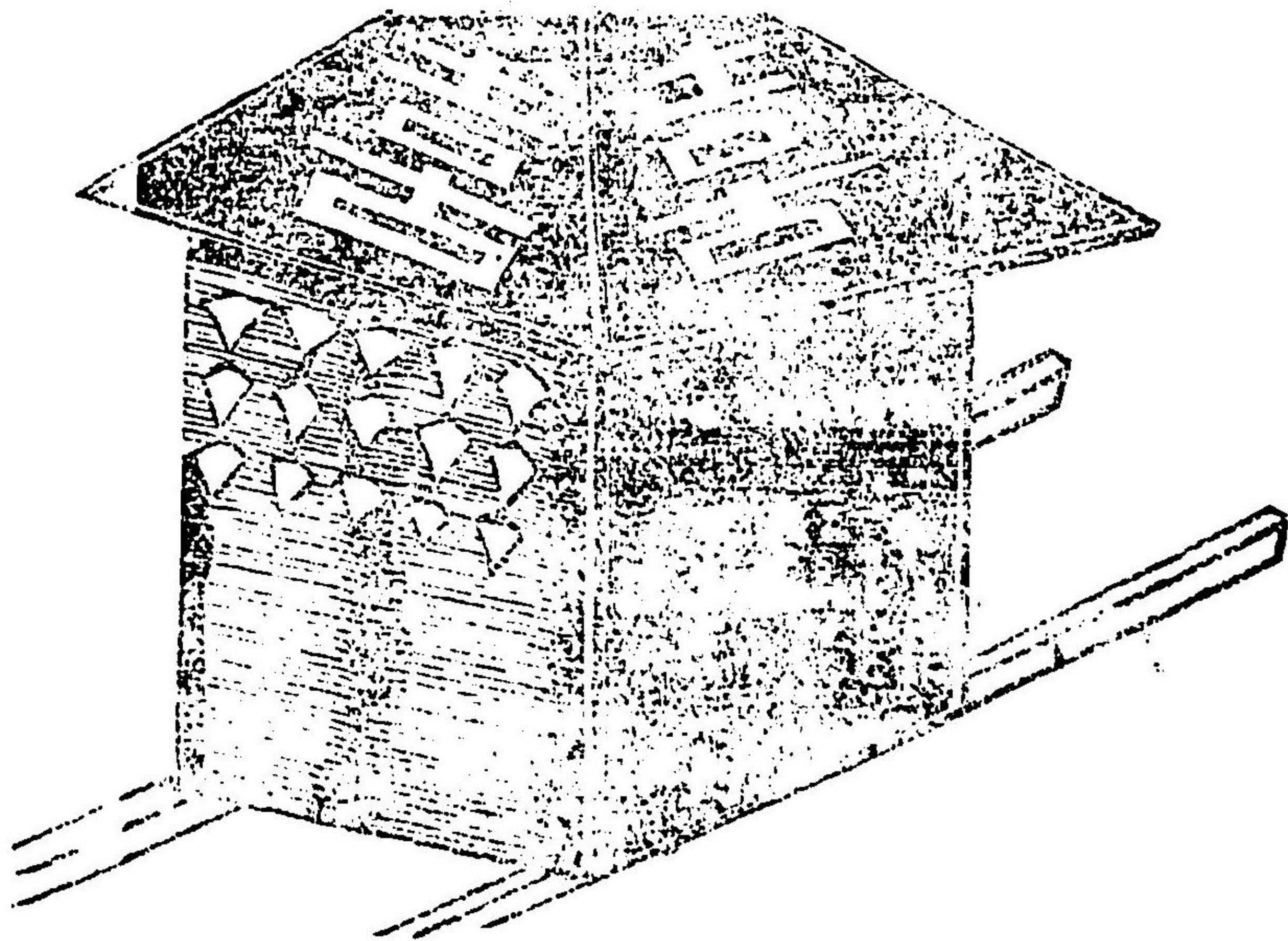
不潔は朝鮮の「パテント」あるべし、京城は更にもいはず、八道到る處として、市街らしき市街を見ることが能はず、牛馬人糞は布中に溢れ、其不潔あることいふべきやうもあし、市場の中央には、共有便所の設けあれども、そは唯藪にて屋根を葺き、蓆にて四方を圍みしいと粗末あるものあり、而して其糞汁にて、犬豚を養ふが故に、若し人の入るれば、犬豚は傍に侍して、其出去るを俟つに至ては、殆んど嘔吐を催すべきなり、食物の不潔なるは、亦此邦の特色ともいふべきものにして、腐れたる魚菜を用ゐるはいはずもかな、其食物を調理するさまを見るときは、如何なる豪傑と雖も、箸を上るに、逡巡

せざるを得ず、料理するものが、煮炊きもの、鹽梅を見るには、必ず己れの手を以てず、箸の如きは、千秋萬古殆んど洗ひたることなく、水涕を拭ひ去りたる其手にて、直に漬物瓶をかきまはすやど、我邦人の到底想像だもなし能はざる所あり、又上等社會は格別あれども、中流以下に至りては、室内の不潔あること、筆舌の能く盡し得べき所にあらず、壁は荒壁にして觸るゝときは衣服を汚し、屋根裏に泥を塗りたる天井は、低くして欠伸するときは首屋根を衝んとす、廣き部屋と雖も、我邦の六疊敷位にして狭きものは、殆んど一疊敷にも及はず、客舎には、廣き部屋あるものありと雖も、其構造長方形にして、宛然槍持の厠に似たり、同厠の戸は總て我邦の、茶室に於て見る潜り戸の如し、座客若し痰を吐かんとするときは、座せる蓆を掲げて其の下に吐き、鼻涕滴るとき、手もてこすりて、直に壁に塗り付け、一向に不潔とも思はざるが如きは、彼等韓人には、敢て珍らしきことにあらざるあり、客舎といへども萬事此の如きものにて、一夜の生命と財産との、安寧を托するに足らず、もとより身を覆ふ布圍もなければ、着のみ着のまゝ木枕といふ、丸木の端切に頭を載せ、僅に心細くもまどろみて、雨露を凌ぐのみなり、

されば外邦人にして、彼の邦に旅行するもの、其困難擧げていふべからず、殊に何れの客舎にも、浴場の設けあらざることは、最も旅行者を苦しましむ、夏は床虫と蚊と甚た多きを以て、疲れし身にも夢を結び難し、蠅の如きは、春夏秋冬室内に飛翔すること夥しく、拂ひ盡すに術もなし、さりとは禪榻を尋ねて清風に臥することを得ざるは、此上もなき難義といふべし、

● 輿

此に示たるものは、彼邦の女輿あり、中流以上の婦人の、外出する時は必ず之に



乗り、傍人をして顔面を伺はしめず、男子の乗る輿も此と大差なく、只當面の廉これ無きのみ、内地にては日本里數一里の輿代、大抵十五錢平均あり、

●漁民保護

全羅、慶尙、兩道の沿岸に於て、漁業に従事する我邦漁船の數は、海關報告に依るも、一千五百艘の多きに達せり、其他この以外にも、一千艘以上の漁船は、常に出入し居るあり今假りに一艘の乗込五人となすも、一万二千人の漁夫は、年々兩道沿岸の漁業に従事するものとす、此等の漁夫は多く廣島、山口、對州等の者にして、年々の收獲總計百五十万圓に下らずといふ、乃ち一人の所得百五六十圓以上に當る、沿海の遺利莫大ありといふべし宜なる哉、一葉の扁舟に掉して、萬里の怒濤を凌ぎ、彼の地に赴くもの、年に益多きを加ふることや、

全羅、慶尙、兩道の沿岸に於ける、漁夫の數や此の如く、漁利や又斯の如し、三港京城に於ける我邦人の貿易額、六百万圓許あるに比し、且つ居留人民總計一万人許なるに較し來れば、其利益其人員、孰れか大、孰れか少なる、政府は三港京城に領事を駐在せしめ、彼

の商業を保護するの必要あらば、則ち又此全羅、慶尙、二道沿岸の漁業を保護するの必要あかるべからず、

昨年全羅道沿海にて、我邦漁人の彼邦人に殺さるゝや、軍艦を派出する等のことありて、一時人民の注意を惹起せしが、爾來事漸く收まるに及びて、漁民保護の問題は、本邦人の熱冷早き特性より、忽ち忘りせられ、今は茶間の談柄にすら、是等のことを口にする人なきに至れり、實に口惜しき限りにあらずや、夫れ漁民の一般を察するに、教育あるもの寡く、隨て韓人等の、是等沿海に漂ふ所の、漁民に對する現在の狀況は、釜山仁川の韓人が我居留地人に對するが如くならず、傲慢無禮殆んど言ふべからざるものあり、加之文祿征韓の役に、加藤嘉明等が、脆くも彼の邦の李舜臣等に破られしも、全羅、慶尙、二道の沿岸あるを以て、今猶は是等の事跡を傳説し、日人與し易しとあし、獨り漁夫にのみあらず一般の我邦人に對して、輕侮の舉動多きは、彼の地方に旅行せしもの、徧く知る所なり、されど利の在る所は人の趨く所にして、虎子を得んが爲には虎穴に入るも敢て辭せざるは是れ人の然らしむる所あるが故に、韓人の無禮傲慢なるにもかゝはらず、相牽りて漁業に

赴くもの偶然にあらざるなり、誰か謂ふ、我邦人の彼の邦に居住するもの、一人を増せば一人だけの國力を増すありと、惡んぞ知らんや、全羅、慶尙、二道に於ける我邦漁夫の、一人を増せば一人だけの國力を減するの狀態なるを、夫れ漁夫は、假令眼中一丁字あき愚蒙の民なりと雖も、亦勇猛奮進日本魂の一片を有するの民にあらざるや、然り而して其人員の數多なるも、卑々屈々として、今日彼の韓人に壓制無禮を加られつゝあるもの、蓋し其勢分裂して能く之を統一するもの無きか故にあらざるして何ぞや、三河武士強悍無双なりと雖も、東照公起つて之を統御する無くんば、遂に其勢力を致と能ふざりしあらん、彼等漁夫の今日は、宛も又此の如きのみ、一人の能く彼れ等を率ゆるものあらば、彼等は靡然として其下風に立ち、交彈一指の力を合せて、一拳搏撃の勢力を形成するは、理の略易と所ありとす、若し能く斯の如くんば、則ち彼の邦人、吾漁夫の敵し難きを知り、殺人事件の如きもの其跡を斷ち、我國威に服するに至るべきなり、しかのみならず、彼の邦沿海漁業の利は、我邦永く之を握るを得て、殖民事業の如きは、期せずして其結果を見るに至るべきのみ、

是等我邦の漁夫は、一年中沿海の漁業に従事するものと、漁期を俟ちて我邦より赴くものとの區別あれども、米、味噌等日用須要の物を預下め搭載し行くことは、素より出來得べからざることを以て、其捕獲したる魚類を、沿海の韓人に賣りて、米鹽に代へざるを得ず、然るに漁夫の此弱點を知れる韓人等は、漁夫の携へ來れる魚類は、假令十圓の價値あるものといへども、二三圓位に踏倒し、漁夫若し賣らざるときは、其舵櫓を奪ふて出船すること能はざらしめ、更に全村の民に布告して、二三圓ならでは決して買取ることおかしむ、漁夫は魚肉の腐敗せんことを恐れ、且つ糧食竭くるを以て、支ゆること能はず、遂に其損失を顧るの迫なく、賣放せざるべからざるに至る、韓人の漁夫に對する無禮壓制の一斑は大抵此の如し、而して此惡風たる、獨り漁夫に對してのみ然るにあらざる、余昨年慶尙道沿岸泗川縣に於て、我商人が韓人に恐迫せられつゝあるを見たりき、海岸の白沙上に蓆を布き、邑内の重だちたるもの、其中央に座を占め、傍には無慮數十人列座し、一人の我邦人を砂上に座らせ、少し隔りたる所には、拷問道具則ち尻はたき器械一基を置き、其狀恰も大岡越前の裁判庭ともいふべき有様にて、首座のもの何事やらん、

嚴しく商人を詰問し居たり、余は同胞の情黙止し難く、其理由を商人に問ひしに、全羅道靈光より米穀を舶載し來り、此地を過ぎしに、泗川縣は大凶年にて穀物少き故、韓人どもは商人に迫り、是非此地に賣行くべしとの談判をせしむ、他人より依頼されし穀物なれば己が勝手に賣放つこと能はずといひしに、然らば泗川人が餓死するも顧みざる人非人ありとて、今日しも多人數して斯の如く、手づめの談判に逢ひ居るなりと、是を以て沿海韓人の、我邦人に對するの意向を知るべきなり、志士資を携へ、去つて我漁民を保護せよ、漁夫保護策の要領は、

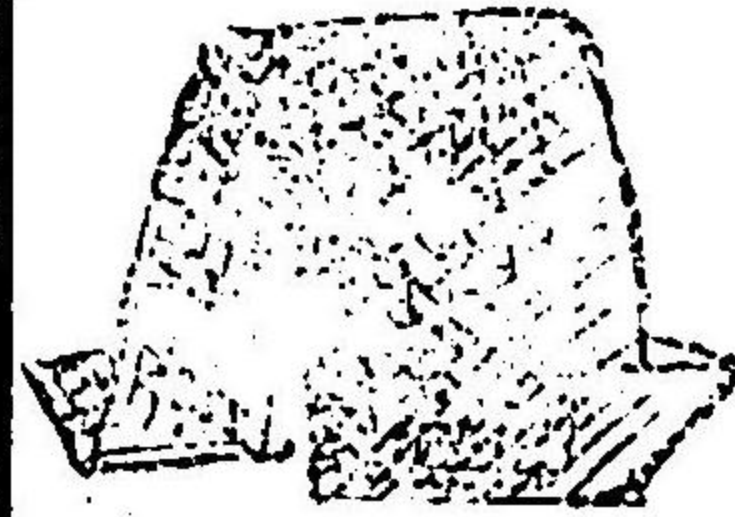
珍嶋、所安嶋、金甲嶋、濟州島、統營等主要の地を本據とし、米、醬、油、味噌、酒、煙艸、藥品等、漁夫の需品を賣り、漁夫の捕獲する所の魚類を買収し、之を製造販賣する事、

斯の如き安全ある保護を與ふる時は、漁夫韓人に依て食料を買収するを要せず、又捕獲せし魚類を鬻ぐにも、必ず釜山、仁川にまで携行くを要せず、其利益兩者共に莫大なるべし而して傍に全羅全道の産物、則ち米穀、牛皮、牛骨、木綿等をも買収して輸出する時は、倏ちにして巨利を博することを得ん、

◎ 宗 教

李朝以前は佛教隆昌を極め、國王の歸依信向も淺きざりしが、李朝高麗に代つて、八道を支配するに及んで、斥佛尙儒の方針を採りしかば、國內靡然として儒に歸し、佛を信するものをば愚婦愚夫と罵るに至れり、されば佛教は、人を感化する等の勢力なきのみか、僧侶あるもの無學にして、他人に輕蔑せらるゝこと驚くべく、所謂佛教あるものは山間の伽藍と、田野に横れる石佛殘塔のみに、昔時の面影を残し、空しく行客の感慨を牽くのみ又彼等が崇拜する所の儒教を見るに、是れ亦殆んど名のみにして、各郡各縣孔子の廟を建て、時に釋奠の禮を擧ぐるに過ぎず、村夫子は自ら儒者と號し、兒童に課するに論孟を以てすれども、學淺く識なくして、僅に朱子の集註を金科玉條を心得、退溪栗谷の兩子を仰て、古今人相及ばずと歎ずるに止まり、朱子以外に一機軸を出したるものなく、又朱子以外に英傑の儒者ありしことを知れるものなきし、故に冠婚葬祭の制式に至るまで、皆唯其の制を尙用し、我國は儒教國なりと、傲然として人に誇るに過ぎず、其尙ふ所、儒教なるべ

甘 卑 小 山 寺
南 興 阿 彌 陀 佛



しと雖も、唯其表相虚禮を事として、實体道德の源を究むることなし、而して國內一の碩儒をく、一の博識をく、彼の邦の道德萎靡して振はざるは、敢て疑訝すべきにあらざるなり、平安道平壤の大學の如きは、冕冠を被ひりたる數十の老書生相會して、孔子時代の教育を模擬するの、一劇場たるに過ぎず、甚だ笑ふべしと爲す、其他道士といふものあり、深山幽谷に居を構へ、草根木皮を食ひ、露を飲み霞を喫して、自ら神仙と稱すれども、是亦吉凶吝悔を説て、愚民を欺く奸猾の輩のみ、固より國教に關する勢力を有せず、彼の邦の宗教は既に此の如し、無宗教國なりといふも、豈に其れ誣言あらんや、夫れ渴して飲を求め、飢れて食を欲するは人の情あり、是に於てか、耶蘇教の蔓布する甚た速なるを致せり、蓋し二十年前、大院君李勗應か一舉して、耶蘇教徒を誅せし時には、其信徒二万人に及びたりしと聞く、今日の如き信仰自由の際に在ては、其數甚た多かるべし、加ふるに宣教師の熱心なる、施病院を起し、貧民敎院を設け、或は單身自ら内地に入りて、苦楚を嘗め危険を冒し、諄々として布教に怠らず、勸誘の法勉めざるを、彼等韓人其熱心あるに感化せられ、終には一國を擧げて天帝を拜するの人とあらんも知るべから

ざるもの、如し、噫、布教の目的とする所、唯福音を布き韓人の文化を増進せしめんとするに止まらば、我れ又何をかいはん、唯其熱心に向つて感謝せんのみ、然れども其目的とする所、宗教を以て劔刃となし、韓人の腦を屠つて其の魄を奪ひ、遂には其肉を喰はんとするに在らば、余は黙して止む能はざらんとす、宣教師の目的彼に在らずんば此に在り、彼邦人深く戒めざるべからざるなり、

●彼邦に於ける吾邦僧侶

耶蘇の宣教師は、波濤萬里の異郷を辭せずして、而して彼邦に來れり、其來るや既に銳意熱心なるを知る、其布教に於て銳意熱心なる亦知るべきあり、夫れ耶蘇宣教師の彼の邦に於ける怨こそあれ、一の恩徳も受けたることなきなり、而して不倦不厭諄々乎として、愚昧ある韓人を開發するに勉むること、其れ斯の如き所以のもの、豈に一の大に信する所なくして然るを得んや、却つて怪しむ、我國の佛教徒たるもの、其教法の彼の邦より舶來せられたる、大歴史大恩恵あるにもかゝらず、彼の邦人が、今日無宗教無道德の波瀾に出沒するを見て、漫然手を拱して、彼等の生死を度外視するは、果して何の意ぞや、我邦の

僧侶輩若し慈悲眼あくんば則ち止む、若し本に報ト恩を思ふの精神あくんば則ち止む、苟も是れあらば、法鼓を鳴らして而して起ち、獨り耶蘇教徒をして、彼の邦に陸梁せしむること勿れ、夫れ十字軍の起る、聖跡をして他教人の手より、脱せしめんが爲にあらざるや、今や我佛教の本國は、遂に耶蘇教徒の占有する所とならんとす、僧侶たるもの、焉んぞ法幢を翻して起たざるを得んや、

翻つて之を彼の邦駐在の我邦僧侶を見るに、一人として耶蘇宣教師の如くに、銳意熱心あるものあるなし、在韓我邦の僧侶は、實に不熱心なり、不勉強あり、彼等の中一人の韓語に精通せしものあるか、一人の韓語を研究するものあるか、一人の内地に布教せしものあるか、一人の韓人を感化せしものあるか、余唯彼等の居留地人の死没せし時、棺後に隨つて野邊送の相伴をみたるのみ、檀那の供佛に精進料理の相手たりしを見たるのみ、噫、何等の不熱心ぞや、佛陀若し之を聞くあらば、其れ何とかいはん、余をして彼邦の佛教を再興するの方策を説かしめば、

第一 勇猛精進の僧侶を擇んで、彼邦の佛寺に入らしめ、自然的に彼邦佛教の品位を高

尙からしむる事

第二 内地に入りて排耶蘇的の空氣を、衆民の胸中に注入する事

第三 僧侶をして醫術を學ばしめ、内地各處に派出して人民に施藥し、不知不識の間に佛の功德に浴せしむる事

第四 貧民學校を興し、専ら貧民の教育に従事せしむる事

第五 我邦有爲の僧侶を彼邦に遊學せしめ、其智徳を研磨せしむる事

第六 廣く上流社會に交際して、上流人士をして佛教に歸依せしむる事

右の方案を執つて、布教に力を盡すときは、冀くは彼邦の佛教、再び隆昌を見るの期あらんか、而して彼邦の佛教をして、隆昌からしめんには、我邦の僧侶奮つて其任に當らざるべからず、是れ我邦僧侶の責任也、佛徒雲烟過眼せず幸に奮起せよ、

●寺院

現今の王家李氏、佛を信せざるを以て、廢寺を再建するは問はずと雖も、新に佛寺を建立するを嚴禁す、故に現存の伽藍は、皆高麗以前の古刹、若しくは廢寺を再興せしものにか

ゝる、寺院は大概山間幽谷、人跡近からざるの地に在り、其規模の廣大あるは、本堂僧舎數十棟を有し、住する所の僧侶數百人、倉廩充實、衣食富饒民家の僅に雨露を凌ぐか如き慘澹たる光景を目にして此境に到れば、眞に別天地の思あらしむ、

本堂には釋尊一体を中央に安置し、其下壇には國王殿下聖壽萬歲、王妃殿下聖壽萬歲、世子邸下聖壽萬歲と書したる、三個の位牌を安置し、鉦、木魚、經机等の配置、其裝飾恰も我邦の禪宗寺を見るが如し、壁天井には、天人菩薩の像を畫さ、又天堂地獄の圖、或は孔子七十二の弟子と、諸佛と共に天堂に在るの圖を掲ぐるものあり、毎日誦する所は國王、王妃兩殿下及び、世子邸下の幸福を祈り、國家安康の祈禱をなすに止まる、衆庶を聚めて説教すること絶えて無く、葬式は僧侶の關する所にあらざるを以て、境内に墓地を見ることなし、韓人の佛に禮するものは、後世の營をあさん爲にあらざ、唯現世の吉祥を祈るか爲あり、故に小兒を生めば其榮達を祈り、痘疫を患ふれば其驅除を願ふ、僧侶の髮を蓄へざること、我邦の僧侶と異なることなし、然れども剃刀を以て剃りたるは稀なり、多くは是れ門徒宗の如く散髮の俗なり、衣服は薄鼠色のものを着し、紫、紅青、黃の袈裟を掛く

魚肉は喫せざれども、好むで葷茹を食ふ、喫烟は禁制なれども、飲酒は公許する所、女色は嚴禁なれども、豎童を蓄ふるは勝手次第あり、詩を作り文を草すること、善くするものあるも、却て佛典に通曉するものなし、座禪堂の額を掲けたる室あれども、唯老僧の貪眠室たるに過ぎず、一山の組織は小共和政治にして、僧統令監あるもの其主領たり、上下皆自力に食み、醱母、扇子、團扇等を製造して之を民間に賣り、或は大工とあり、或は左官とあり、各其得る所を積んで、一山の經濟機關を動かす、されど僧侶の品格は甚だ賤しく、俗人に對しては叩頭平身、一語といへど苟も發せず、眞に乞巧の待遇を受く、唯々佛教の振はざるは、法にあらすして僧に在り、彼の邦の僧侶は莊嚴の尊ぶべきあり、焉んぞ法輪を轉じて、一切衆生を濟度するを得ん、南北西漢山の寺院は、一種の軍隊組織より成り、大將僧之を統一す、國に事ある日は、干戈を執つて兵士となるなり、

松籟子曰く、彼邦人寺院に遊び、平日の懺情を慰む、恰も我邦人の温泉、海水浴に於けるが如し我邦に本地垂迹の説あり、彼邦亦孔子及び諸哲を佛に配す、其揆甚似矣、

●通度寺

余嘗て慶尙道梁山の通度寺に遊ぶ、寺は新羅善德王の創立する所にかゝる、樹木鬱蒼、巖石峩々、頗る形勝を占む、寺側に釋迦の頭舍利及び、袈裟を藏するの石室あり、寺記に曰く、倭寇あり之を發き、盗んで以て倭國に歸らんとす、倏らにして風雨晦冥咫尺辨せず、電閃雷擊、盜即ち斃ると、而して舍利及び袈裟は再び寺へ還りしといふ、其他八道の王陵古墳、倭寇の爲に發掘せられざるもの殆んど稀あり、金海府の首露王の陵の如き、倭寇の害を蒙ること一回にして足らず、由來記書して神兵起つて之を平ぐといふ、誰か知らん、八道の寶器、皆倭寇の掠むる所となり、王陵古墳は皆是れ空蟬の脱殻なることを、朝鮮史に曰く倭寇の害は、壬辰の役に過ぎて殘酷なりと、

●通貨の運搬

米穀若しくは、牛皮、牛骨の如き物を買はんとして、内地に入るに當り、第一に不便を感じるは通貨の重きことなりとす、馬一匹を以てするも僅に二十貫、即ち三十圓を駄し得るに過ぎず、而して其運賃は通常一里四五百文、即ち十四五錢を要す、されば内地に入ると三十里に及ぶ時は、四圓五十錢の賃錢を要するを以て、既に其一割五分を運搬の爲に費

さるを得ず、彼の邦にも爲換問屋といふべきものありにあらざれども、其爲換賃も亦一割五分位なる上（爲換賃銀は處によりて差ありと雖も今茲には黄海載寧より京城までのものを擧げたり）、我邦の銀行の如く、手形引換に直に受取ること能はず、時として二十日三十日を経るも、受取り得ざることなきにならず、不渡りをくらひ、非常の迷惑に及ぶ事もあるなど、實に不信用極まるものあれば、以て通貨不便の弊を救ふに足らざるあり、又明太魚或は金巾の如き、内地にて最も需用多き品を駄し行き、之を賣りて錢に換ふれば、旅費駄賃を辨得ざるにあらざれども、大概は韓人に踏倒れて、泣く／＼も却て元價より低廉に、賣棄てざるべからざる場合なきにならず、斯の如きの不便あるが爲に、一般内地の商業は、却て物品交換の往時に退歩せんとするの傾あり、余公州の中市に臨むで、此新現象を目撃せしことあり、市場にての賣上金を運搬するには、萬人一様、其所置に苦しむが故に、仁川相場一斤に付き八十圓許の鷲の羽が、百圓内外まで騰貴せしも買手非常に多く、又沙金を買入れんとするものも多し、是た亦格外の高價に昇りしも買手を減せざりき是れ皆通貨の不便なるを以て、駄賃等の煩を免れんが爲に、止むを得ず買収するに因る

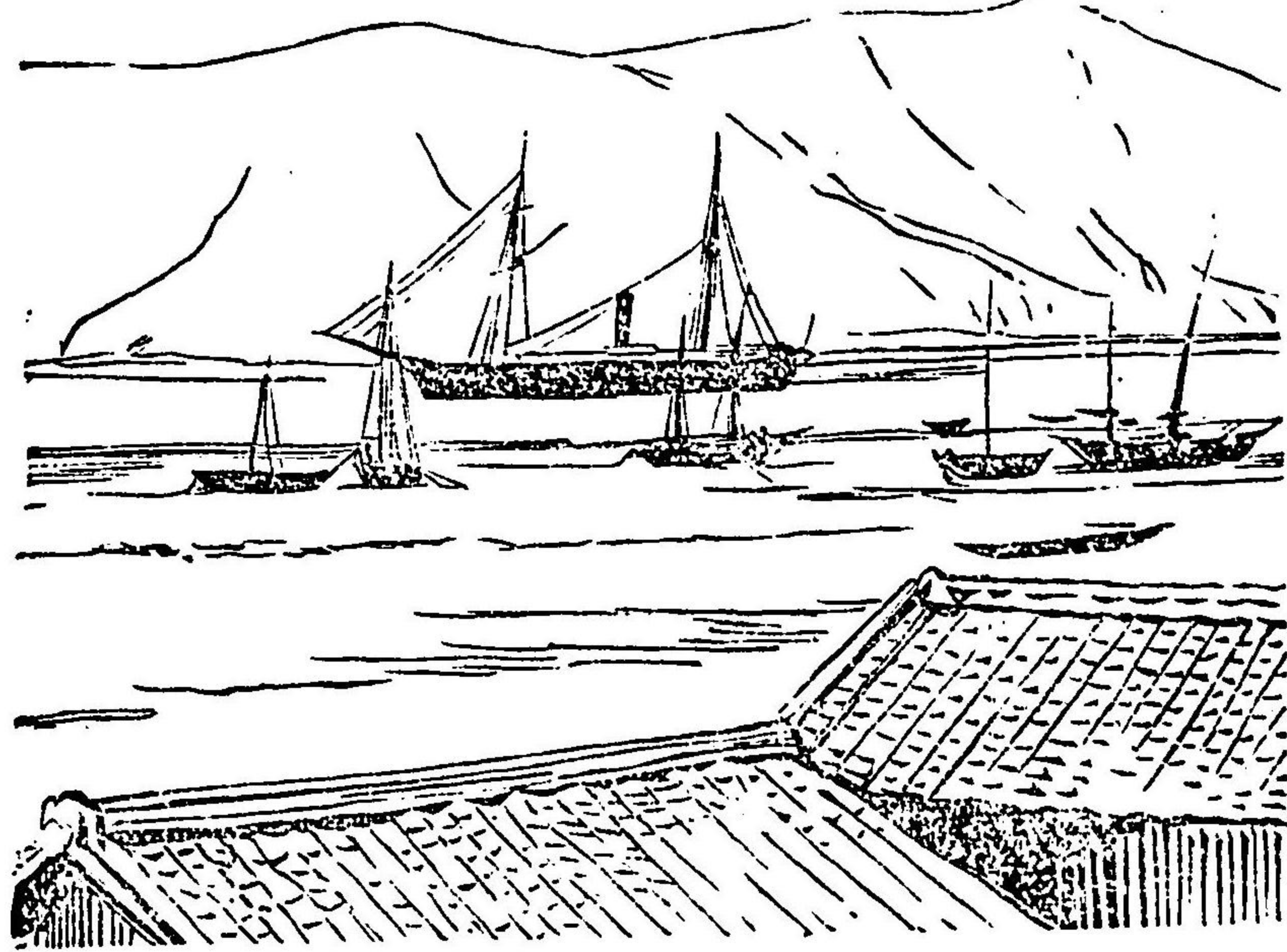
なり、乃ち沙金、鷲の羽等が、通貨の代理をかしたるものといふべきあり、要するに日本人、支那人等の入込てより以來、商業の繁榮を來したる現今朝鮮の經濟社會に於て、猶ほ此の如き貨幣の外通用せざるに至ては、最も不便の極といふべきなり、

我邦の銀錢紙幣、支那の馬蹄銀は、豪商間に通用すれども、其他のものは見しとさへ無きもの多し、

松籟子曰く、典圀局の有名無實を惜しみ、平壤惡錢鑄造の止まざるを憎む、

●仁 川

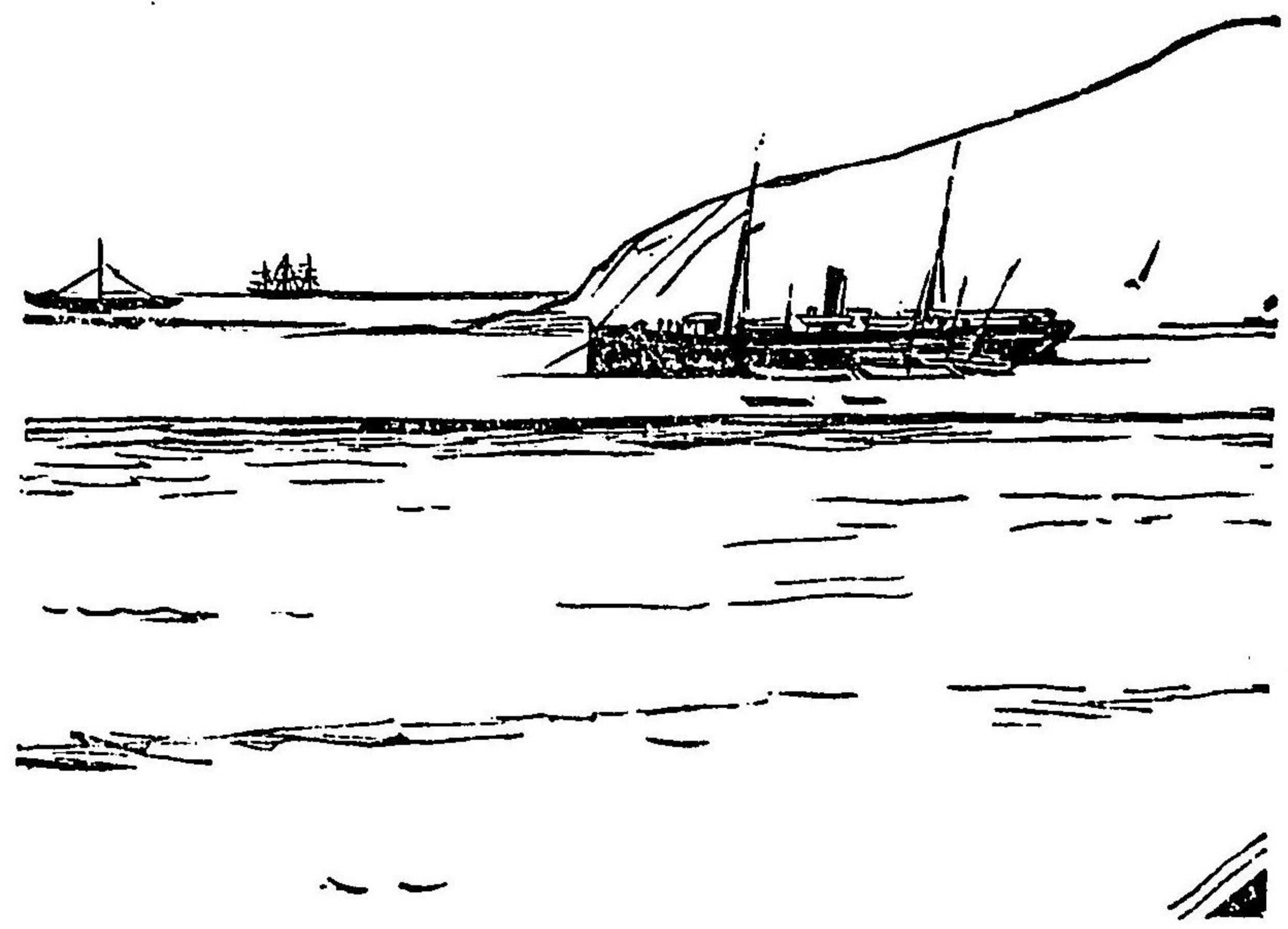
此に掲げたるは仁川港の圖なり、水を隔て、



埠頭と對峙するものは月尾島あり、島前に横はれる二箇の船体は、定期航海の郵船なり、遠く沖に泛べる一箇の船体は、我常備軍艦なり、詳しくは後日に記述す可し、

●書房と僮

既に妻を迎へたるものは、髻を結びて笠を戴く、又妻なきものは三四十に至るも笠を戴かず、髪を後頭に編むで背に垂る、笠を戴くものを呼ぶで某書房といふ、笠をかざるものを僮といひ、某道令と呼ひ、又其名を呼ぶ、假令年長あるものも常に笠を戴きたる少年より呼棄にせられ、萬事に就て甚た權力なきなり、



十二三歳の書房と二十四歳の僮、可笑好一對、

●常服

常服には總て白色を用ふ、是れ彼の邦東方に位し、東方は青さを尚ひ、青は白色の重層せし色あるを以てありといふ、小兒は紅青、紫、青等の衣服を着す、春風嬌々たるの日、野外柳眉開き杏花笑ふの時、三四の小兒打集りて、新草に戯る、を見る、真に一幅の畫圖、墨客の詩情を動すに足る、

好春色想ふべきなり、

●萬國一

韓人其衣冠以て萬國一と稱す、然り其風致あるは、恐らくは萬國一あらん、然れども袖長く笠大にして、行止に便ならざるも、亦恐らくは萬國一あらん、彼の邦人の舉動優柔にして、絶て活潑ならざるの原因は、此萬國一の衣服、預つて力あるが如し、韓人の衣冠は誠に美あり、然れども其家屋の蟹居燕巢の如くある、亦誠に醜なり、殆んど豚小屋とも評すべし、衣冠の美と、家屋の醜とを比較し來れば、霄壤雲泥の差を見る、

衣冠果して彼の人物に適せるか、將た家屋か、

●井底の蛙

京城英國領事館の被雇韓人某、曾て余に語て曰く、英人烟草を喫すること日に五十兩に過く、大れ五十兩は一家數人の口を糊すべきの資なり、其驕奢思ふべし、語に曰く驕るものは久しからずと、英國の亡滅それ近かきにあらんか、噫々彼貧弱の朝鮮に生れ、糟糠且つ飽く能はざるの生活に追はれ、他に桂薪玉炊の富者あるを知らず、已を以て他を推し、一日五十兩の烟草價を以て驕奢の極と叫ぶ、井底の痴蛙特に一笑に附すべきあり、彼の邦の五十兩は、我邦の錢一圓五十錢あるのみ、亦何ぞ驕奢といふに足らんや、

●古瓦と土偶

我邦の古瓦現存するものを見るに、盡く布目瓦に非らざるはなし、彼の邦の瓦は新古を問はず、總て布目瓦あり、瓦の製造は彼より我に渡來して、爾後其法を一變せるものなるべし、

釜山と東萊府との途中、金井山の山腹に、一小刹あり、唐の貞觀年中の創立にかゝる、爾後幾回の回祿を経て、昔時の状態再び見るべからずと雖も、猶は當時美術の發達を想起すべし、一小土偶の殘缺して、山神廟側に存するを見たり、土偶は結跏趺坐せる老僧の像にして、鬚眉頰鬚、頗る神を得たるものあり、

●便所

尿は穢きものと知れど、彼の邦人は之を湯、或は水の如くに心得て、穢しとも思はざるは、亦彼の邦人の、不潔ある人種ありといふ一の例證となすに足らん、全く小便にて顔を洗ふを見しことあり、曰く肌膚を艶あらしむと、されば室内に眞鍮製の溺器を置き、主客對座の席に於ても、之を斥くこととはなく、便通を催すときは、直に之を取つて溺し、又傍に置く、假令習慣の然らしむる所なりといふも、不潔甚しといふべし、又婦女が尿瓶を頭上に載せて、田畑へ赴くを見るは、敢て珍らしきことにあらず、其陰部を洗ふには必ず小便を以てすといふ、是れ梅毒等の傳染を防がんが爲なりと、

●戴帽令

在京城の、我居留地人外出するには、必ず帽子を戴かざるを得ず、若し之を犯すあれば、

罰金五十錢を徴す、但し路傍に放尿するも問ふ所なきなり、亦以て朝鮮京城の風俗を知るべし、

●客 主

政府の特許を得て、一地方の物産を賣捌くを都客主と稱し、又特許なきも、勝手に問屋を營むものを客主といふ、都客主に在る地方にては、客主は切りに營業するを得ず、都客主に賄賂を贈り、若しくは税金を納れて、其許可を受くるを法とす、されば都客主の勢甚強く、例令ば其地方にて産する牛皮を買入れんとする時に、一枚二百文づゝにて賣れと命ずれば、牛皮の持主は、止むを得ず其價を以て賣らざるを得ず、若し恣まゝに、他の客主に賣渡すとあるときは、直に其品を沒收し去るあり、故に持主あるものは、他の地方に待去て賣却せんとすれば、運搬の不便ある爲め費用倒れとあるが故に、壓制とは知りながらも唯々諾々の境遇に満足せざるべからず、其狀恰も我邦の紳商共が、官威を藉りて細民の財を奪ふに似たるものあり、

●野 鄙

彼の邦人は、概して自屈的なり、乞丐根性なり、吾人外邦人に對して、自國の恥とせざる人間なり、吾人内地に旅行して客舎に宿泊すれば、近傍の韓人は珍らしげに、室内狭きまで集り來るを見る、其語る所を聞けば則ち曰く、衣服は木綿なりや絹布なりや、珍らしき物所持せざるや、歳は幾何と思ふや、鬚鬚は甚だ濃し糊帚を造らば如何、眼鏡は玉なりや硝子なりやあど、評し合ふを常とす、而して其問ふ所を聞けば即ち曰く、眼鏡の價は幾何、藥所持せざるや、煙草一ぶく給せよ、其手帖を與へよ等、總て皆乞丐的の語、慈眼衆生を視るの本願もいつかは忘れ、厭惡の情を起すこと屢あり、一日余或る兩班の家に行か、席上數人の客あり、密に其私語する所を聞くに、余の所持する鉛筆を得んと欲するもの、如し、余倏ち一策を筆と筆を採り問ふて曰く、

貴邦の禮か、敢て問ふ、

兩班等は痛く耻ちたるもの、如く、即ち對へて云く、

是れ恐らくは戲言なるのみ、敢て物を乞ふにあらざるべし、

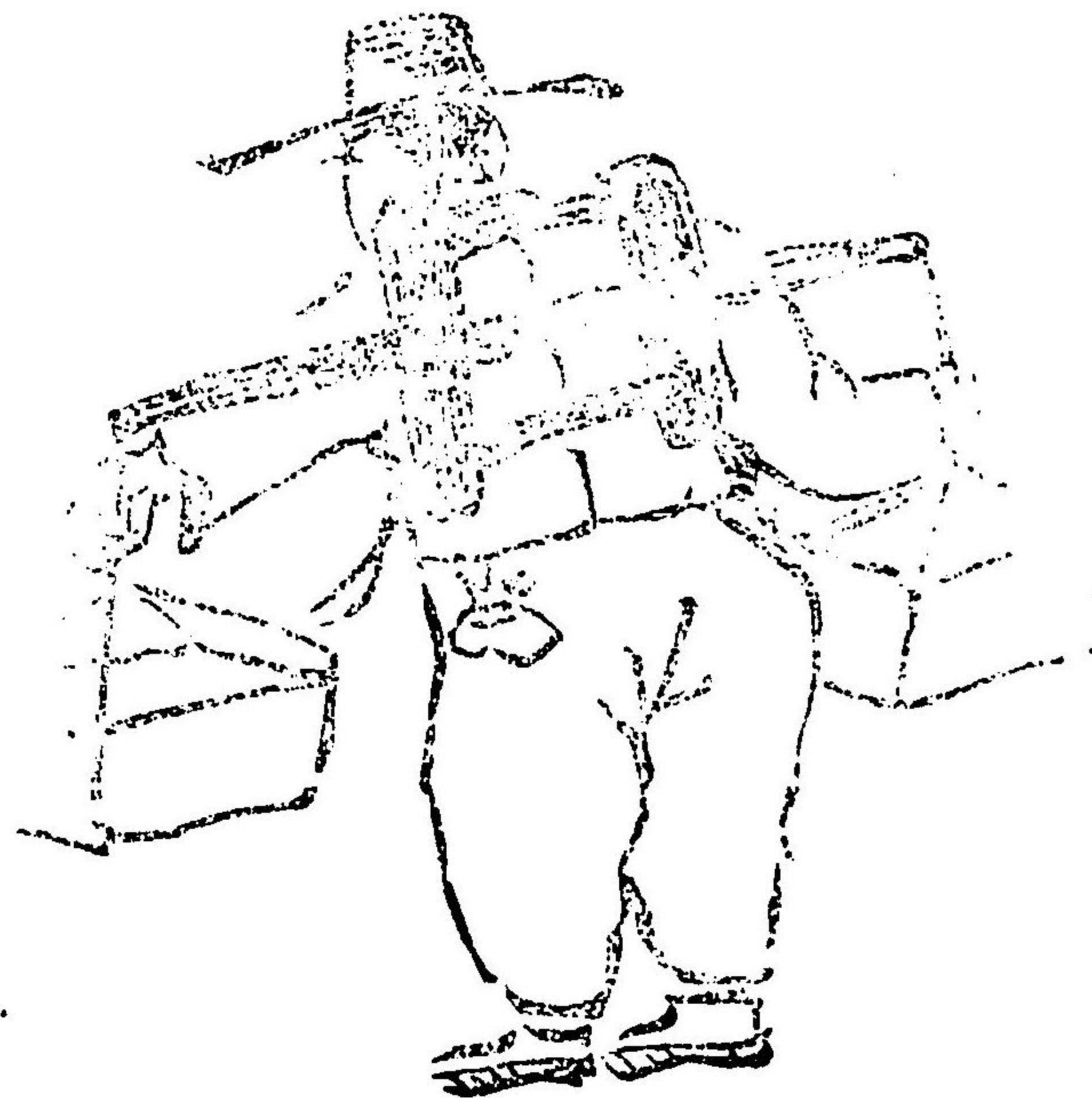
●京城の金利

京城に於ける金利は甚だ廉ならず、質屋の利足は十圓以下一割にして、十圓以上七分五厘なり、又通常相互信用上の貸借或は抵當借入等は凡て五分利子を以て律とみす

●正月の遊戯

正月の遊戯は、兩村の人互に敵味方に引分け、石を投げ合ふて勝敗を決す、其勝敗に由りて兩村一年の吉凶とトぞといふされば其初は一の遊戯なれども、兩々火花を散らして戦ふに及んでは、宛然戦争に均しく、一進一退、一虛一實互に負けトと劣らトと争ふほどに、毎年死傷するものも少

韓人水桶を肩にする圖



あからず、筑前箱崎八幡の玉争の進化せざるものか、

●編み物

彼の邦、現今の美術物、一として感服すべきもの無きも、笠冠等を馬尾にて編むを見るに、其指先の達者あること驚ろくに堪へたり、或人評して曰く、是れ猶は蜘蛛の其巢を營むが如し、蜘蛛の巢を營むや、巧は則ち巧なれども之を移して他に用ゐるを得ず、冠及び笠を製作するの巧を他に移すを得ば、朝鮮の美術豈に今日にして止まんや、然れども此評甚だ酷なり、之を教へ之を導かば、彼焉んぞ其才能を表はさざらんや、

●京城の大通路

京城市中にて、我が東京の日本橋通とも稱すべき繁昌地は、南大門より鐘樓に至るの大通路とす、支那人は此間に在て、商業を營みつゝあるあり、我居留地は南山の下、泥岨と稱する横町にて、商業地といはんよりは、寧ろ隠棲的土地といふべき所を占め居るあり、我邦の居留地と支那人の居る所と兩々較し來て見よ、我邦と清國との對韓政策は、獨り其政策に於て數歩を輸するのみならず、商業に就ても、吾は彼れに數歩を譲りあるあり、勿

論近頃、我邦居留地人も考へたるものと見ゆ、領事館を南大門へ、移すべしなど唱ふるものあれど、兎角俗論に制せられて、今に其運に至らず、併し近頃は南大門通に、我邦巡査の交番所も出来、三四の雜貨商店を見るに至りたれば、桃李不言、下自爲蹊の俚諺に違はず、追々我邦人の南大門通に移るもの數を増さんか、

●南大門朝市

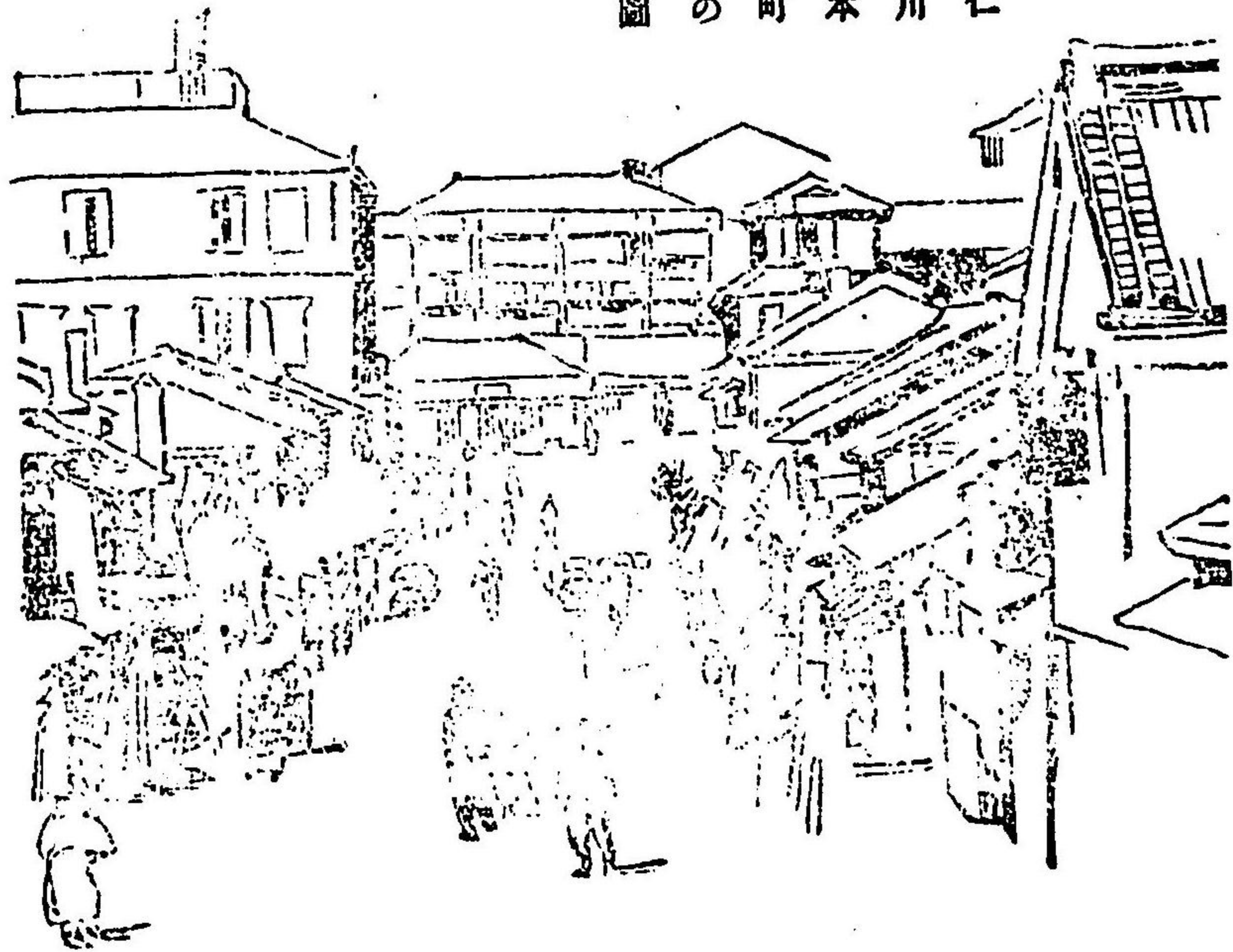
南大門の内外には、毎朝曉より八時頃に至るまで、朝市あるものありて、有無を交換するあり、日、清、韓の商人各其鬻く所のものを持行き、什一を追ふなり、其狀恰も我邦の縁日に似たり、唯植木屋を見ざるのみ、

●道路

余の始めて釜山より、陸地京城に入るや、東萊温泉に宿して李別將あるものと筆話し、京城に到るの驛次を問ふ、別將余か爲に説くこと頗る詳細、且つ梁山、蔚山、龍宮を経るものと、龜浦、院洞、密陽を経るものとを二大通路とす、而して前者は後者よりも迂回せざるべからずと、余其言に随ひ後者を取り、温泉の背後ある高山を攀ら、二里許にして一小

村に出たり、之を龜浦とす、別將の言によれば、龜浦は京城に達するの大道に接すと、然るに一條の小徑の外所謂大路なるものなし、疑ふべしと雖も岐路の迷ふべきものあらざれば、此小徑を進まば或は大道に出ておんものと、たゞり行くも遂に大道あるものあり、是に於て始めて別將の説く所の、大道とは此小徑あるを知りぬ、余は痛く彼邦道路の悪しさに驚きたり、歴史を按ずるに、新羅の世には既に民に牛車の法を教ふなど、あれど、如何にしてかゝる道路を、牛車の通行し得べきを心に感下ぬ、釜山よ

仁川本町の圖



り京城までの道路は、蔚山の方もこれと同トく、我邦の里道よりも凸凹甚たしく、軍隊は
 一列にあらざれば通行し得ず、京城より松都、瑞興、鳳山、黃州、平壤等を経て鴨綠江畔
 の義州までは、道路さまで悪しからず、大概は二列の兵隊行軍するを得べきあり、蓋し義
 州街道と事大の結果として、支那使臣來往の道あれば、他道よりも斯くは修繕したるある
 べし、

●農 圃

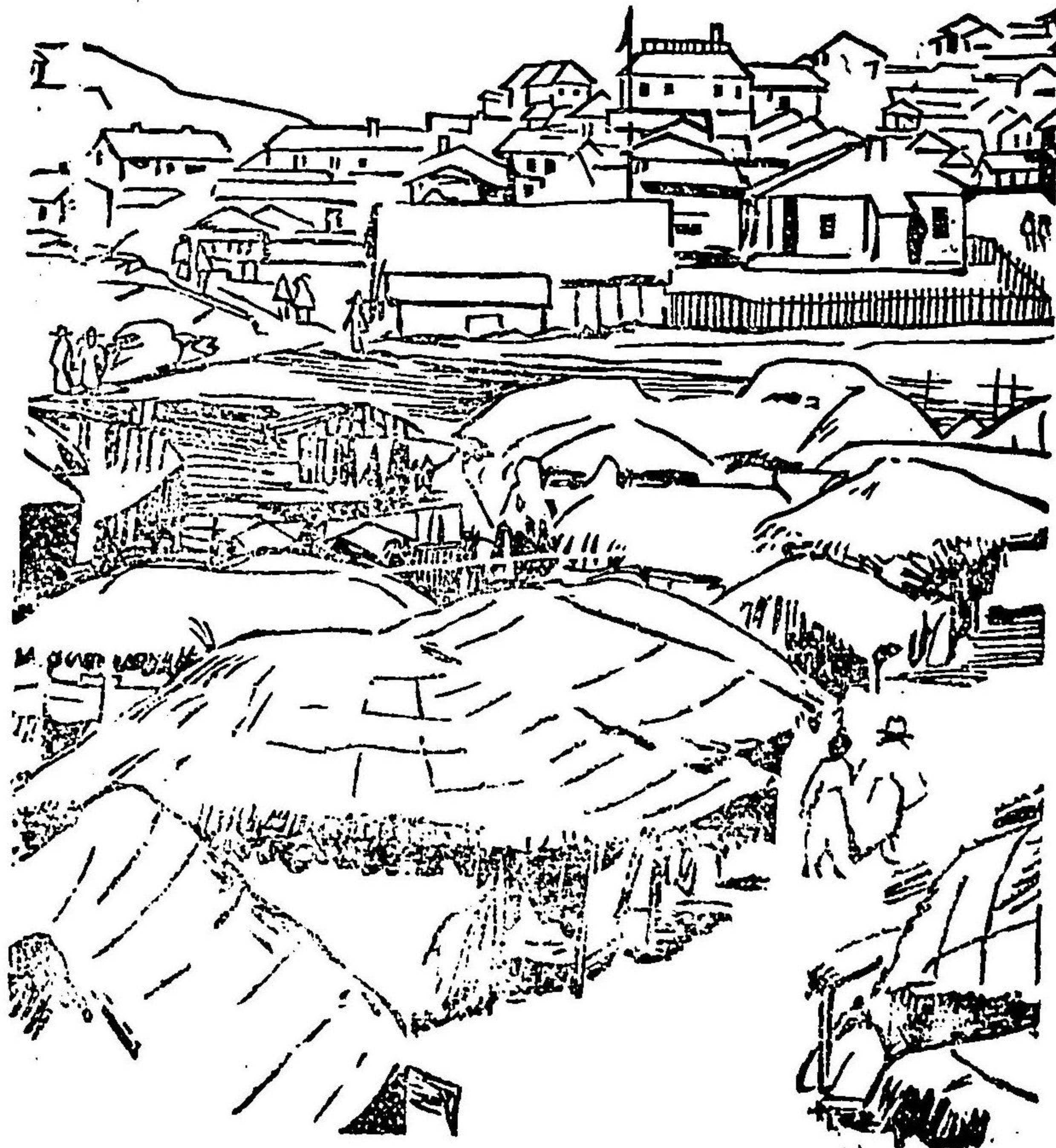
田植の時は農業最も頻繁なる時期にて、早天より家族親戚打揃ふて仕事に趣きあり、其様
 は真先ある一人は「農者天下之本、何々洞」と書したる旗を翻へし、太鼓、銅羅、喇叭などお
 もひくの鳴物を打ならしつゝ之に續き、異口同音にふしおもしろく俚謡を謳ひ、笑ひこ
 よめさ繰りゆくさまをかじさ、處異れば品かはる、他郷天涯の吾人には甚た珍らむく覺
 わたり、田に着けば、旗を畝畔に立て、樂器を其下に置きて仕事につくなり、晝飯終りて小
 間の休息には、再び右の樂を奏して打興ず、日暮夕陽を負ふて歸るの時も亦同ト、
 降雨の時は一人として田畝に出て、働くもの亦く、其降りつゝさたる時には、大切なる田
 植時をわやまつも意に介せざるか如し、

農圃は人屋市街の醜態あるに似ず、頗る整然たり、兀たるの山麓、沓たるの水隈、老爺鋤
 を收むるの時、牧童牛に跨るの處、心事淡々、風光眞に愛するに足る、

●鱧 肉

鱧の鱗は支那人の嗜好物にして、其價頗る貴きものなり、されば鱧獵は唯、其鱗を切取る
 のみにて、其肉は海中に捨つるを常とす、
 余が友武田紫陽なるもの、一昨年全羅道金甲島といへるに住居を構へ、一隊の漁夫と共に
 此事業に従事せし時、武田思ひけるは、鱧の肉を空しく海に捨つるはいと惜しきことなり
 鹽漬となして釜山に送らば、又相應の利潤あるも知るべからず、試みばやとて二三匹の鱧
 の肉をば、長さ二尺ばかりに切り、僅に鹽して船に積み、釜山を指して漕出したり、時恰
 も夏の初なりければ、二日三日を過ぎぬ間に肉は腐敗して、怪しき臭氣船底より蒸上り、
 四五日の後は蛆虫涌き出て、殆ん堪ふ可くもあらずありぬ、此ま釜山に到らば虎列
 病傳染の媒介にもあらんなど、人々に罵らるゝもうるさく、さりとして折角携へ來りしも

區端正、道路坦々たるものは我邦人の居畵地なり



仁川市場の圖、近く見ゆる葺屋は朝鮮家屋にして之に劣らざる街



を、半途にして打棄てんも心ならず、いかにせばやと思惱みしが、やうこそあれ洛東江河口に遡りて、顧客を韓人に求めんものと企てたりき、や、漕ぎ上りて鳴湖といふ所へ着きける時、久しく其まゝにして船底に閉ぢ置きたる、鱈肉を取出して、河岸へ運び上るに、臭氣鼻を衝き、蛆虫は數知れぬほど這ひ居たりしかども、肉にはさして變りたることもなかりけり、時に多くの韓人ども、集來りて買らんことを求む、一斤若干つゝありといへば彼等はさして過格なりとも言はず、これは大なり、かれは小なりなぞ評し合ひつゝ、臭氣も蛆虫も氣にすることなく買ひもて去り、忽ちにして肉は盡き果て、おもはざる利益を得たりしと云ん、

●堤防

朝鮮八道の諸川は平生水少あく、或は全く乾涸したるものもあれど、少しく雨降る時は水量倏ち増し、降雨數日に亘らば洪水汎濫、滔々として田地を浸す、故に彼の邦人は成るべく河畔を避けて、耕作を營むを常とせり、是れ堤防事業の發達せざるが故なり、されば良地の耕すべさあるも、種子を下し、苗を植ゆること能はざるあり、縦令折角種子を下し苗

を植ゆるも、洪水の害を受るときは、一粒の收穫も覺束なきを思へば、耕すべきの良地も見すゝ禽獸の奔るに任せざるべからざるなり、例を近きに引かば、釜山より龜浦を経て金海に達するの地、洛東江の三角地の如きは、方數十里にして、頗る良地なるにもかゝらず、徒に荒蕩に委せて一鋤も加ふることなく、萬斛の收穫を委棄するが如きは、水を恐るゝが故ありと雖も、若し堅固ある堤防を築き、水勢を殺ぎて汎濫を遠つせざらしめば、年々の收穫莫大なるべきに、彼等韓人は手を拱して、天然の地形に歎息するのみあるは、甚だ愚ありといふべし、况んや此三角地の如き、大概五歳に五回位の水害を蒙るのみにして、それさへ河岸に植ゆるに竹樹を以てせば、甚だしき水害を被るに至らざるべしと聞く是れ豈に一舉手一投足の勞を省かずや、噫、彼の邦人は、唯々天然の好地勢に種を下し、苗を植ゆるを知るも、人工を以て天然の惡地勢を、變ト得るとを知らざる也、

●共同的精神

堤防事業に限らず、何事業にても同人共同して、其事業を大成する等の事は、到底彼の邦人に望むべからず、道路の不修理、衛生の不行届の如きも、全く共同的精神に缺ぐるの結

果なり、されハ如何に利益ある事業にても、箇々人々小資本を以て、小刀細工的に企圖する癖性あるを以て、安東布、花苴、扇子、團扇等の特異優等の産物あるにももか、はらず供給は常に需用の多さに似ず、廣く海外に販路を開かんとするの希望なきを以て、商工業は依然として發達の域に進まず、國家亦常に貧弱あるは、全く共同的精神なきに因らすんはあらず、

◎郊外の游獵

樹木葉を落し、寒風枝を鳴らすの時、銃を肩にし去つて郊外に遊ぶ、蒼天に舞ふものは鶴、驚、碧水に泳ぐものは鴻雁、雉は楚音に驚いて前山に飛び、鳩は落穂に飽て樹梢に歸る、鳥の多きは蓋し彼の邦の特有なり、京城を去る二里、楊花渡、釜山を去る二里、巖弓、共に是れ我邦居留地人の好むで遊獵に赴くの地にして、一は漢山を雲際に望んで漢江を左にし、一は洛江を隔てて金海の燈臺を指し、風景佳麗、正大の氣を養ふに足る、

◎武官

武官とは名のみにして、孫吳の素讀もあし得ず、武藝とは何事なるかも知らざる兩班が、金錢を政府に納めて任用されたるものなれば、劍使、水使、兵使、兵馬節度使をいふ、立派ある官名はあれども、其實は府使、郡使の類と同トく、唯暴斂を逞うする虎狼の輩な



るのみ、されば武官といふは、唯文官に對する一の名稱たるに過ぎずして、敢て兵卒を率ゐて邦國の守衛をすすにもあらざるあり、近頃朝鮮にて巨文島に劍使を置きたりとして、我

邦の諸新聞紙には、いと大袈裟に書立てたるものもありしが、敢て國防上緊要の故にあらすして、多分賣官の都合上、此に及びしならん、
 武官の禮服は胸背に虎を繡す、又甲冑を以て、武装する時もあるあり、されど平常服は文官と異なることなし、

●言語と文章

言語は八道到る處總て同ト、唯處によりて語調の變異、及び訛言の存するものあるのみ、例之は慶尙道、全羅道にて、油を「チルム」といふを、京畿道、忠清道にては「キルム」といひ、京畿道、忠清道にて「オーテグーシヨ」(何處へ行く)といふことを、慶尙道にては「オーテ、カーヌンギヨ」といふが如し、然れども假令咸鏡道の人と、全羅道の人と相逢ふことあるも、薩州人と奥州人と相逢ふたるが如き奇狀を呈することあり、而して八道中最も言語の善き地は、忠清道の忠州なりとす、語格整正、話調穩雅、遙に京城に凌駕するものあり、

文章の種類に數種あること、殆んど我邦の如し、

- 一、純漢文
- 二、朝鮮的漢文
- 三、吏頭文
- 四、吏頭交り漢文
- 五、諺文

六、漢字交り諺文

純漢文は、我邦に於けるが如く、僅に學者間に行はるゝのみ、朝鮮的漢文とは、恰も我邦の腰越狀の如き文体あるものにして、官衙の訓令等は總て此文体を用ふ、諺文は、所謂言文一致体の文にして、小説、傳記、書牘等に用ゐらる、吏頭文は、所謂我邦の萬葉假字文にして、現今其用殆んど無きあり、吏頭交り漢文は、金錢貸借證文、祈請文、又中流人士の書牘文に用ゐらる、漢文交り、諺文は唯稀に見るのみ、一般人士の用ゐる所ならず、

●牧業

山の半腹に石堀を繞らし、恰も昔時の城廓とも思はるゝもの到る處に多し、是れは昔馬を牧したる處の廢跡なり、現在の牧場も亦是れと同ト、八道の牧場は、總て官府の支配する所にして、監牧官なるものをして之れに主宰たらしむ、牧馬は總て野畜にして、冬の寒き夜も、三伏の暑き日も敢て小屋懸けすることあり、又別段に食料を與ふることなく、

羣尾も自然に任せ、唯其繁殖するを待ちて之を捕へ、人民に賣渡すものあり、されば彼の邦の馬は、其形小あれども其性頗る慍悍ありとす、而して之を買ひたる馬は、已れが家に養ふて善く馴らし以て使役に供す、恰も封建時代の相馬藩に於ける牧馬と同ト、牧牛には格段に牧場といふものなく、七八匹の牛を蓄ふ家を最大牧牛家とす、慶尙道の牛は其形あまり大からざれども、他道の牛は我邦の南部産のものよりも大あり、總て彼の邦の牛は、其性甚だ温順にして、能く耕作に服するあり、

山羊、豚は到る處に畜はざるをし

彼の邦人は馬肉を喰はず、然れども牛肉は甚だ之を嗜めり、屠牛は各國郡縣一定數ありて此定數を越えて屠殺することを得ず、又屠殺するには一頭に付き、若干の錢文を官府へ納めざれば、許可を得ること能はず、此法たる元來牧牛を保護するの政策より出でしものなるべけれど、今は唯徒らに貪官徵財の資とはなりたり、

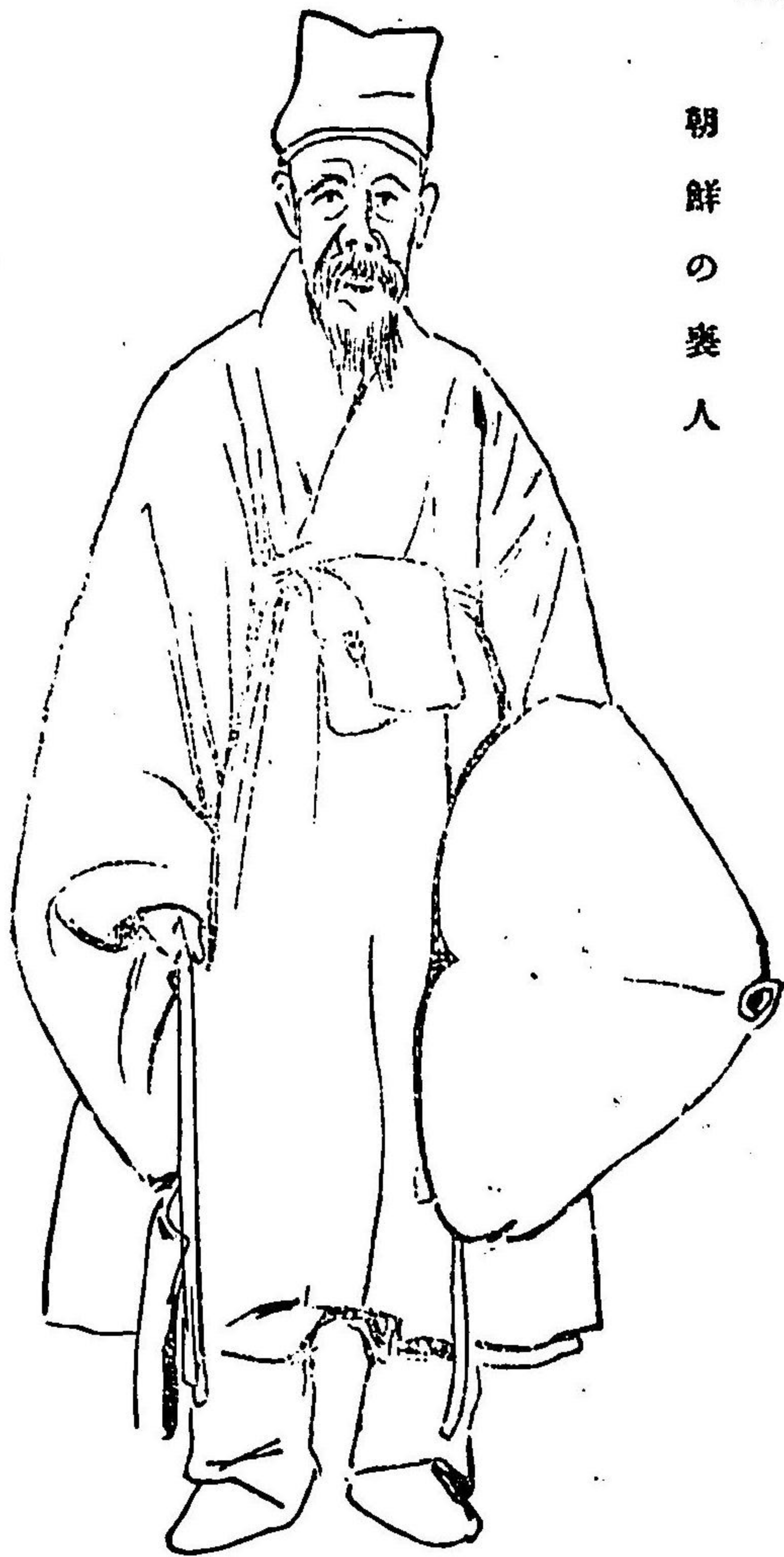
●今や氣全く死す

今の朝鮮は明の援助に依り、高麗に代つて八道に君臨するを得たるなり、加ふるに壬辰の

役、亦明の援助を借りたる

朝鮮の喪人

が故に、明と朝鮮との關係は、愈水魚の誼を固うするに至れり、然るに滿洲の豪傑、愛親覺羅



劍を提げ起つに及びて天下一兵なく、明朝の祚は遂に胡人に移るを致せり、朝鮮王肅宗義之れを傍視する能はず、大に中原を恢復せんとするの志あり、徐耻菴の智は能く兵糧を蓄へ、金仙源の勇は能く胡兵を退くると雖も、胡軍長驅して漢陽にせまり、國王蒙塵して難を南漢に避くるに及んで、空しく遺恨を吞ひて歎を通ずるの止むべきに至る、當時朝鮮の

元氣を知るべきもの、一絶の存するあり、曰く

白頭山石磨刀盡、豆滿江水食馬無、男子二十未平國、後世誰稱大丈夫、

嗚呼今や朝鮮人、此詩に對して耻ぢざるもの、果して幾人かある、上下昏々氣既に死せり、噫々、

●地券狀

彼の邦には地券狀といふものなし、故に地所家屋を賣買するには、別段登記登録等の繁雜なく、至つて簡便ありとす、又家屋を賣買するといへば、地所は勿論附屬して賣買することあり、而して後日故障等のなからしめん爲に、賣主は買主に讓渡證を交附するあり、頃者釜山及び京城に於て、地券を發行して、家屋を外國に濫賣するの弊を防がんとせしか是れも例の地券を下附して、手数料を徵集せんとする、貪慾の考より思出せしものにして濫賣の弊は今日猶ほ昔日の如し、

●絶影島

釜山港頭に横はれる島を絶影と名づく、想ふ昔壬辰の役に、李舜臣茲地に據て、我水軍を

退くるの地とす、山腹我居留地に面して一祠あり、李舜臣を祠つる所、我國人呼びて朝比奈の社といふ、孟浪も亦甚しといふべし、居留地の埠頭、丘陵高き處に又一祠あり、加藤清正を祀れり、居然舜臣の祠に對す、蓋し維新前對州侯、我邦の武を揚げんが爲に、建立する所なりといふ、絶影島を我邦人は牧の嶋と呼ぶ、十數年前までは牧馬場ありしが故ありとぞ、

初め明治十七年の暴動の償金を韓廷へ返與せし時、韓廷大に喜び此嶋を我邦へ贈らんとせしに、我使臣は辭つて取らざりしといふ、今や韓廷其要害なるを知り、我邦も亦先に之を辭せしを悔ゆと聞く、此說或は信に近し、

●上疏

專制の國体ながらも、儒教國たるの形見を残し、昔ゆかしくねもはるは、下情上達の趣意にて、人民の上疏を受理し、勅裁を下すことにぞある、これも腐敗の結果として、中間に立つ役人が之を隔て、國王の聽聞に達せざること多かるべきも、形式だけは甚だ備りあるあり、先づ上疏せんとすることあれば、同志の者連署して、白紙に事の由を詳に書か

非國族派の領袖
大院君李熙



之を紅絹にて巻き包み、同志相携へて王居の門へ到り、机の上に此上疏狀を置き、其前に
蓆を敷きて、晝夜其上に坐し、上疏文の受理せらるゝを俟つなり、東學黨の人々が、黨首

崔某の冤に死したるを訴へし時も、亦斯の如くせしあり、

● 饗 應

彼の邦にて、賓客を饗應するには、我邦の如く山海の珍味を陳列して、賓客を酔はしめ、
飽かしむる等のことなく、假令貴賓を招待するにも、梨子、乾柿、栗子の類と、豚、羊或
は家鶏、雉子、野鴨等の鮮肉、若しくは煮たる肉と、魚類一二品、漬物二三品を、一つ膳
に載せたるを持來るのみ、酒は我邦の小さな藥罐やうのものに盛りたるを捧くるのみなり、
而して酒二三行位に至れば、強いて勸むることをおさず、一瓶の酒既に盡くれば又再び持
ち來ることあり、此習慣のみは頗る嘉みすべきあり、然れども馬食するは彼の邦人の特色
にして、料理萬端は總て僅の珍味を食はんよりは、假令味無きものありとも、飽食せんこ
とを欲する風習なるを以て、格別に味無き物と雖ども、腹のふくらまへんに食ふを常とす
聞く千住の商某六十椀を喫せしと、韓人も亦三舍を避くべし、嘗て聞く野蠻人の胃の腸は
開化人のよりも大なりと、韓人の如きは我等の半盃にて満足する所の飯を二盃食ひ、さし
て腹のふくれたりといふ様子をなさざるは、是れ亦野蠻の徵候なるべきか、以て饗席に於

はる彼等の舉動を想見すべきあり、
 或る人曰く、三港及び京城の領事館あどにて、各國の使臣を招待し宴會を開く時は、成るべく饗するに洋食を以てすと、是れ韓人の喰意地強く、若し日本料理を供すれば、他の外國人が未だ一箸も下さざるに先ら、遠慮會釋も亦く喰散らして、他客の迷惑とあるが故ありといふ、

●万人楔

万人楔は一種の富籤にして、地方官の公許を得て加入者を募り、開票して其當票したるものには、約束の金錢を與ふるものなり、一票の價は處に依り、時に應じて差異あれども、大概五百文(我七十五錢)を通例とす、其の五百文を投じて加入せし者には、番號の付しある切符を渡すあり、彼の邦人は頗る僥倖心に富むを以て、皆飯粒にて鯛をつらんとするの妄想を懷き、加入する者大概五千人に下らず、其集りたる金額の一割を地方官に献じ、殘金に一等五百貫、二等は三百貫、三等は二百貫と階級を立て、開票の當日には世間人なるもの、一番より賣渡したるまでの票を入れたる箱を携へ、黄掛けしたる開票場へ來り、一

段高き所へ上り、公衆の面前に於て票札を振出し、其番號を報道す、而して其當票したるものは、亦其一割を以て世話料とすの仕組なり、此万人楔に加入するものは、獨り韓人のみにあらず、支那人もあり、日本人もあり、甚だ盛大なるものあり、近頃釜山居留地西町裏に、万人楔開票場建設せられたり、此万人楔は名こそ韓人の名義を用ゐたれ、其實は純然たる日本商人の組織せしものよしにて、韓人どもが其加入者を募集するには、日本人楔の名を以てす、「マニラ」の富籤も面白けれども、是れも亦運ためしに、一度は手を出すも妙あり、

●韓人の觸齋

ギッポンをして、朝鮮に遊杖を曳かしめしあらば、上下四千年の廢墟遺跡に、懷古の情を牽き、滔々八百万の貪眠、流亡の民に愛憐の心を催し、得意の健筆を振つて朝鮮衰亡史を著はさんとするの志を起すなるべし、嗚呼誰か彼の邦に趣いて、彼の邦の爲に一掬の紅涙を灑かざるものあらんや、余の始めて釜山に渡航するや、直に余の眼光に映り來りたるものは、韓人の居留地内をふれ賣するの光景なりき、老幼幾多の韓人、或は葱を荷ひ、鶏

を肩にし、魚を提げ、幾度となく居留地を徘徊して、顧客を求めつゝありき、彼等が我國語にて「鶏ガースカ」、「葱ガースカ」と怪しげある呼聲にてふれ賣するさまは、痛く余の耳底に徹したり、彼等が垢染みたる、破れたる衣服を着け、分厘の小利を得んが爲め、顧客の前に叩頭平身するさまは、深く余が腦裏に印したり、嗚呼亡國の民となること勿れ、韓人は少數の我が居留地に化せられて、我が言語を學び居留地にふれ賣す、韓人は少數の我が居留地に勝つこと能はずして商權を我に献たり、嗚呼亡國の民とあるなかれ、

●草木

飢饉凶年に處するの活學をなさんとせば、宜しく朝鮮へ赴くべし、野外の草葉大半其膳羞に上る、杏、梨、百日紅、黃梅、桃花は是れあり、櫻花、梅花はこれあり、彼の邦には杉材なし、最も多きは松、樅あり、山林は開墾せられず、咸鏡、平安の二道、稍松樹の連山を見るのみ、彼の邦人は、美術的感情を欠くを以て、全國到る處庭園等は見ることも能はず、山岳重疊、兀突として其骨を露はし、春水漲森、輕風細漣を起すの時、微吟發節詩中の人となりて、自ら畫圖の中に配す、是れ我邦に在て得べからざるの快樂、

政事的眼光を以て視察すれば、彼の邦人は昏昏として華胥睡裏に在るもの、眞に憂ふべきとなす、大隱的眼光を以て視察すれば、閑々悠悠々、眞に桃源の人なり、

●氣候

朝鮮は我邦と緯度を同ふし、而して彼此氣候の差大に異なるは、潮流の關係に因るなり、降雨の量は概して我國より少なし、慶尙道の沿岸は冬時と雖も甚だ沍寒を覺せず、忠清道の境界、鳥嶺以南は、我邦の東京と氣候相似たるが如し、鳥嶺を踰ぬ忠清道に至れば、氣候頓に寒さを覺ゆ、始めて朝鮮の寒國なるを知る、京城は道路氷結して春風氷を解く時は、家屋の傾斜するもの甚だ多し、京城より以北、平安、咸鏡、黃海の三道は、寒氣殊に甚だしく、言語猶ほ氷結するかを疑はしむ、想ひ起す、ナポレオンがモスコの役、士卒指を墮すもの甚だ多かりしを、余の友人某あるもの亦た慶尙道洛東にて、足指を腐らしたるものあり、

七八月平均

一二月平均

仁川	三十五度	零下七度
釜山	三十二度	零下五度
元山	三十四度	零下十度

右平均表は、攝氏の寒暑計を用ゐたるものあり、平安道平壤以北は冬時寒氣猶ほ甚しきが如し、昨冬余の旅行せし時に、アルコールの寒暑計の凍結するを見たりき、

●虎と山猫

虎は朝鮮八道何れの地を擇ばず、普く棲むものと見ゆ、殆んど我邦に於ける狼の如し、余は彼の邦到らざる所あしと雖も、未だ一回も虎を見しことなし、然れども昨年釜山を去ること二里の金井山に於て見たりといふものあり、王城に現れ出でたることもあり、又元山の市に出でたりと聞きしこともありけり、其恐るべきは、冬時餌に乏しき時と、乳兒を携ふるべきなりといふ、虎皮一枚の賣價普通三十圓内外なりとす、

又彼の邦に山猫あるものあり、躰の長さ殆んど三尺許、毛皮の繡紋、豹に似たり、唯腹部は黄赤色なるのみ、我邦人曾て釜山に於て、之を虎の兒ありと思ひ、數金を投てて之を

購ひ歸れり、衆人之を見て悉く虎の兒とあし、甚だ珍重して養ひ置さけるに、一日其鳴き聲を聞き、始めて山猫あるを知れりといふ、

此獸は決して人に向て害をあすことなく、唯時々家鶏を得んと欲して、民家を襲ふものなりといふ、

●安城の郡守

安城の郡守を洪某といふ、頗る暴飲の聞あり、曾て其配下の民某、賭博に贏ち數千金を得たりと聞き、下人に命して之を捕へ獄に下さしめ、之を笞つこと數日、罪狀を設けて曰く汝賭博をあして國法を犯す、其罪甚だ輕からず、然れども汝若し贖罪金を致さば、以て其罪を免れしめん、某辭するに一物も有する所なさを以てし終に獄中に死す、蓋し郡守、某の賭博に輸けたることありて、此慘死を遂げしめたりとあり、

●鼓樓

地方の官衙の入口には、必ず鼓樓を設く、朝夕雜役人が此樓に上り、喇叭を吹き銅鑼を鳴らし、或は太鼓を撃ちて門の開閉を報す、

●京城の鐘樓

京城の中央、十字の康街に鐘樓あり、鐘の直徑一間許、毎夜之を撞いて四門の開閉を報し、閉門後は假令何等の急事あるも、城壁を越ゆるにあらざれば出入するを得ず、韓人は元來夜行ざらひの人間にして、夜の十時を過ぐれば、街區寂寥として無人の境に似たり、唯聞ゆるものは、戸々衣を掃くの聲のみ、又小兒は點燈後、決して外出せざるの習慣あり、是れ潑皮無頼にねびやかさるゝが故なりといふ。

●路傍の小竈

彼の邦の内地に旅せし人は、必ず道側に石を積み、其内にて火を焚きたるいと薰りたる小竈を見ん、是れ彼の邦の旅人が、自ら炊きて食事せし跡ありとす、彼の邦の貧しき旅人は土製の小瓶を荷ひ米を買ふて自ら炊き、なるべく旅舎にて食事をあさゝることを務む、純樸の風に非ず貧なるが故のみ、

●親戚の辨償

彼の邦の習慣として、他に負債あるも辨償の道なきときは、父子兄弟代つて償ふの義務あり

るものとす、兄弟父子にして若し代償すること能はざるときは、其九族中の者をして代償せしむ、故に親戚の間柄にて一人の道樂者あれば、是れが爲に一族の者は大なる迷惑を蒙むるものあり、されば我邦人にして彼の邦人の債權者たるものは、此習慣を利用して貸金を取立て來れり、然るに近頃韓人中にも、此習慣の不條理なることを悟り、慶尙道の密陽府使趙某の如きは、既に其配下に布令して、古來の習慣に由て日人の欺く所となる勿れと訓諭せり、爾來我邦の債權者は、あかく迷惑を感ずるなるべし、

●王居

王居を大闕と號す、白岳山麓に在り、周回半里許、繞らすに石扉を以てし、一溝其中を横流す、正門を光化門といふ、門に二武將の像を畫く、説者曰く、關羽張飛をして門を衛らしむるなりと、門を去る十歩にして、左右に花崗石を以て刻みたる大獅子を安んず、其狀我邦の祖殿の前に似たり、而して六曹の官衙及び親軍の兵營、天文地理を司るの公署は、光化門前の大路に沿ひ、甍を並べ軒を接す、然れども其建築は、さして見るべきものなし何時の世にか建てられたりけん、軒破れて月光を漏らし、庭荒れて雀鳴鶴すし、是れ乃ち

八道政令の府あり、帝闕の壯を觀すんば何ぞ國家の大あるを知らん、王闕既に斯の如し、万事想ふべきあり、

●科擧及第

科擧に大中小の別あり、大科は毎年一次京城に於て開き、西班牙の子弟を試験するあり、中科は觀察使所在の地に開き、小科は地方の官衙に於て開くものあり、大科に及第して官に任せられたるものは、破笠を戴き顔を半ば墨にて塗り、半ば白粉を施し、破れたる衣服を着けて、美裝したる數十人の樂師に混じり、京城内を一週するあり、是れ官となりて傲慢の弊な

(朝 鮮 京 城 の 兵 營)



からしめんが爲なりといふ、其翌日は前日に引換へ、官服を着け白馬に跨り、又美裝の樂師を前後に隨へ、京城内を一週するあり、是れ登科の披露なりといふ、故郷に歸りても亦馬に跨り其邑内を一週し、且つ郷門に龍を形どりたる大木を立て、以て登科の榮を顯すあり、

●下馬碑

八道到る處の官衙、玉陵、封山等の門前には、必ず「各大小人下馬碑」と刻したる、石碑の立つを見るあり、此石碑の前を過くる時は、兩班といへども下馬するものど、猶ほ九段の招魂社に皇族下乗の制札あるが如し、三四年前の事あり、我邦の商人福田某あるもの商用にて京城より忠清道陰城といへる地へ赴きし時、騎馬にて下馬碑の前を乗り過ぎたりとて、韓人どもは大に憤り、是れ吾が官人を侮りたるものありとて、一場の鬨着を起しぬ、福田は稍才學もあり、韓語にも熟練せしものなりければ、大道を歩くに輿に乗るも、馬に騎るも勝手次第なり、日韓條約には下馬碑の前にて、下馬すべしといふ條項なしとて、大に辯争したりけり、されど頑固なる韓人ども、なか／＼に聽入るべくもあらず、或は殺せ

或は謝罪させよなど、口々に罵り合ひ、果ては棒を振り、石を投下、嘲弄罵詈甚だしかりけるにぞ、さらば目に物見せ呉れんとて、護身の爲にと携へ來りし短銃を取出し、銃口を彼等に向け、いざ一々射殺しくれんと身構へたりければ、韓人ども大に恐れ、それ六穴砲あり(韓人短銃を呼んで六穴砲といふ)、怪我するなと呼はり、一發も放たざるうちに蜘蛛の子を散らすが如く、皆何處へか逃去りぬ、福田は危き身を免れ、陰城の官衙へ至り縣監に面會し、有りし次第を物語りて、彼の暴害を加へたる者共を捕縛し來り、面前に於て處刑せざれば、このまゝ京城へは歸らトと、迫りしかば縣監は大に困下、自ら筆を探りて謝罪の文を草し、爾來配下の人民をして、日本人に對して不都合なきやう訓令すべしとの事にて、事漸々收まりぬ、遠近の韓人ども此事を傳へ聞きて、大に恐れ戰さ、外國人に對して無禮の舉動を慎むに至りしとぞ、

●算木

朝鮮にも算木あるものれども、大概は算木と稱する、長さ五寸許ある、箸の如きものを牙籌の代りに用ふ、例之は百二十五ある數を、算木にて顯はさんとするには、

一 一 一
 一 一 一
 一 一 一

と置き、加減乗除を行ふ、商估亦多く算木を用ふ、

●巫覡

巫覡とは人の依頼を受けて、吉凶禍福を説き、悪鬼を拂ひ、疫神を驅る

等のことを爲すものをいふあり、斯る業なすもの最も女子に多し、是等の女子は又密に淫を嚮くを業とす、逐魔驅疫の祈禱とは彼等其依頼人の家に至りて、呪文を誦しながら太鼓を鳴らし、或は踊り、或は舞ひ狂態を盡すをいふなり、又盲者にして逐鬼の祈禱をなすものあり、彼等の衣冠は總て常人と異なることあり、



●骨董

現時彼の邦に於ては、書畫骨董を珍重すべきもの甚少し、然れども古池に水絶ぬすの俚言

の如く、富有なる兩班の家には見るべきもの少からず、彼の邦人は素より考古の材料として保存しあるにあらざるあり、又風雅の心ありて藏しあるにもあらざるなり、唯空しく筐中に埋めて、蠹魚の害を避るに過ぎざれば、我邦人にして書畫骨董に意あるものは、宜しく彼の邦に赴きて、彼等の筐底を探るも妙なるべし、然れども是等の品は、總て門内、内室に藏し在るを以て、男子には其意を達し難かるべし、もし女子をして自由に彼等の内室に入らせしめ、それ等の物を尋ね出さしむるときは、思はざる珍奇の物品を得ること少なからざるべし、彼等藏する所の書畫骨董は大抵支那舶載の品ありと云ふ、

●婚姻

彼の邦の法として、同姓嫁娶するを許さず、先づ妻を娶らんとせば、両家互に約束を整へ吉辰を撰びて新郎は禮服(韓人の禮服は明制の官服あり)を着け馬に跨り、下人をして後より日和傘をかざししめ、前後に數十人の従者を隨ふ、先驅のものは一羽の雁を携へ(若し生きたる雁なきときは木にて彫みたるものを用ふ)、次に進むものは燈籠をかつぎ、悠々として列を成し、新婦の家に到り、滞在すること三日にして歸る、新婦は亦美々しと輿に打

乗り、數多の人に擔がれ、數十の侍女に護衛せられて、新郎の家へ來るなり、新婦の乘る輿は虎の皮を以て覆はる、其輿を擔ぐ所の人數は、分限によりて多寡あり、余嘗て貴紳の婚禮に二十有餘人の妙齡の女子が、馬上豊かに前衛して、京城をねり行くを見しことわり新婦に隨ふの女子は、皆頭に大いなる假髪を戴く、是れ彼邦の禮式と見ゆたり、我邦の俗相娶聘するに寅の日を避忌す、蓋し虎は千里走つて千里歸るが故なりと、彼邦却つて虎皮を以て新婦の輿を被ふ、彼我表裏の風俗、

●惡鳥退治

釜山居留地の中央に、老松鬱蒼たる山あり、龜頭山と呼び、居留地人散策の處となす、領事令して此山に銃獵するを禁ず、或る日居留地人某山上を歩し、總領事室田義文空氣銃を以て小禽を獵するに逢ふ、則ち一詰して曰く、領事自ら禁を犯すかと、室田氏微笑して曰く、余豈に禁を犯さんや、是れ惡鳥を退治するなりと、某も亦哄然一笑して去る、

●法 庭

罪人を判決し訴訟を審理するには、法庭を公署の庭前に開く、罪人又は訴訟人は、下役人

と共に門側に立ち、門内の合圖を俟ちて、黙禮しあから静々と歩み行き、下役人の導く處にかゝみ、敢て仰き見るを、此時既に裁判官即ち公署の長官は、机に倚りて數多の官人と共に座に在り、其前縁には左右二三人の傳令官の如きもの起立す、罪人若しくは訴訟人の傍には、一間許なる棍棒を持ちたる下役人起立して扣へ居る、裁判官何事か一句いひ終る毎に、彼の傳令官らしきものは、左右同音何やらん高聲に叫ぶ、叫び終れば下役人亦同トク叫ぶ、斯の如くにして罪人或は訴訟人は判決せらるゝなり、罪人訴訟被告人其事を白状せざる時は、笞杖併せ下る、而して賄賂を行はざるものは、無慘にも遂に擊殺さるゝことあり、罪人の入獄費は總て自辨なりとす、故に半文錢も有せざるものは、遂に餓死すること免がれざるなり、然れども、もし賄賂を献ずるときは、如何なる大罪人なりとも放免せらる、後日上官より詰責せらるゝことあれば、脱獄し去れりといふのみ、腐敗の俗亦其極に達したりといふべし、

● 刑 罰

彼邦の刑罰は、一に有司の意に由りて行ふものあれば、全國一定の懲罰法とし、今其中の

著しき二三の例を擧ぐれば

- 第一、罪人を地上に伏さしめ、櫛の木にて造りたる長さ四尺五六寸、厚さ五分許の棒を以て、肉裂け骨砕くるまで、其脛を撃つあり、
- 第二、罪人をして臀部を露はさしめ、地上に匍伏せしめ、棍棒を以て撃つ、棍棒の代りに笞を用ふるもあり、
- 第三、罪人の四肢を捻りて、其關節を脱せしむ、又罪人の躰軀を力に任せて曲げ、緊しく之を縛す、
- 第四、斬罪、但し高貴の人には藥を仰がしむ、
- 第五、手又は頭髮を縛して、天井に釣り上げ、之を撻責す

● 雜 俎

● 陝川郡の海印寺は慶尙道の古刹なり、經藏十二棟あり、又義經辨慶五條之橋の圖を藏す何れの時何れの人より傳はりけん知るに由なし、

● 日本の器物彼の邦に入つて、其用を異にするもの多し、例之は湯わかしを酒つぎとあし

雨傘を日傘に用ひ、茶碗を焼酎盞となし、飯碗を茶碗となすの類あり、
 ●僧侶は京城門内へ入るを得ず、若し入る時は嚴罰せらる、是れ壬辰の役に、我兵を導て
 京城へ入れしは、僧侶なりしが故ありといふ、

●京城南山(一に木覓山と號す)の麓羅洞といふ處に、加藤清正が陣取りたる遺跡あり、韓
 人今猶は倭城と呼ぶ、

●竹山府邑傍の山に、小西行長の築きたる城跡あり、山上に正方形の巨石あり、征韓の役
 に兵士無事に苦しみ、戯れて刻む所ありといふ、總て韓人は不思議なる事物を見れば、壬
 辰の時に日本人が造れりなぞ唱ふれども、未だ一概に信ずべからず、

●梁山領東院より院洞に向つて歩すること三里にして、大斧を以て削れる如き、千俣の石
 壁の中腹に、一小洞の圓形にして深さ一尺、直徑三尺許なるものあり、昔時茲に黄金佛の
 重さ百斤あるを安置せしが、壬辰の役日本人に掠め去らると傳ふ、信ずべからず、

●金海首露王の妃許氏は天竺の人なり、曾て海を航して此地に着きたる時、錨を以て持
 來りたる石塔の殘遺、今猶陵前に保存せらる、信篤知るべからずと雖も、頗る奇古眞に數

京城門外の火藥製造所

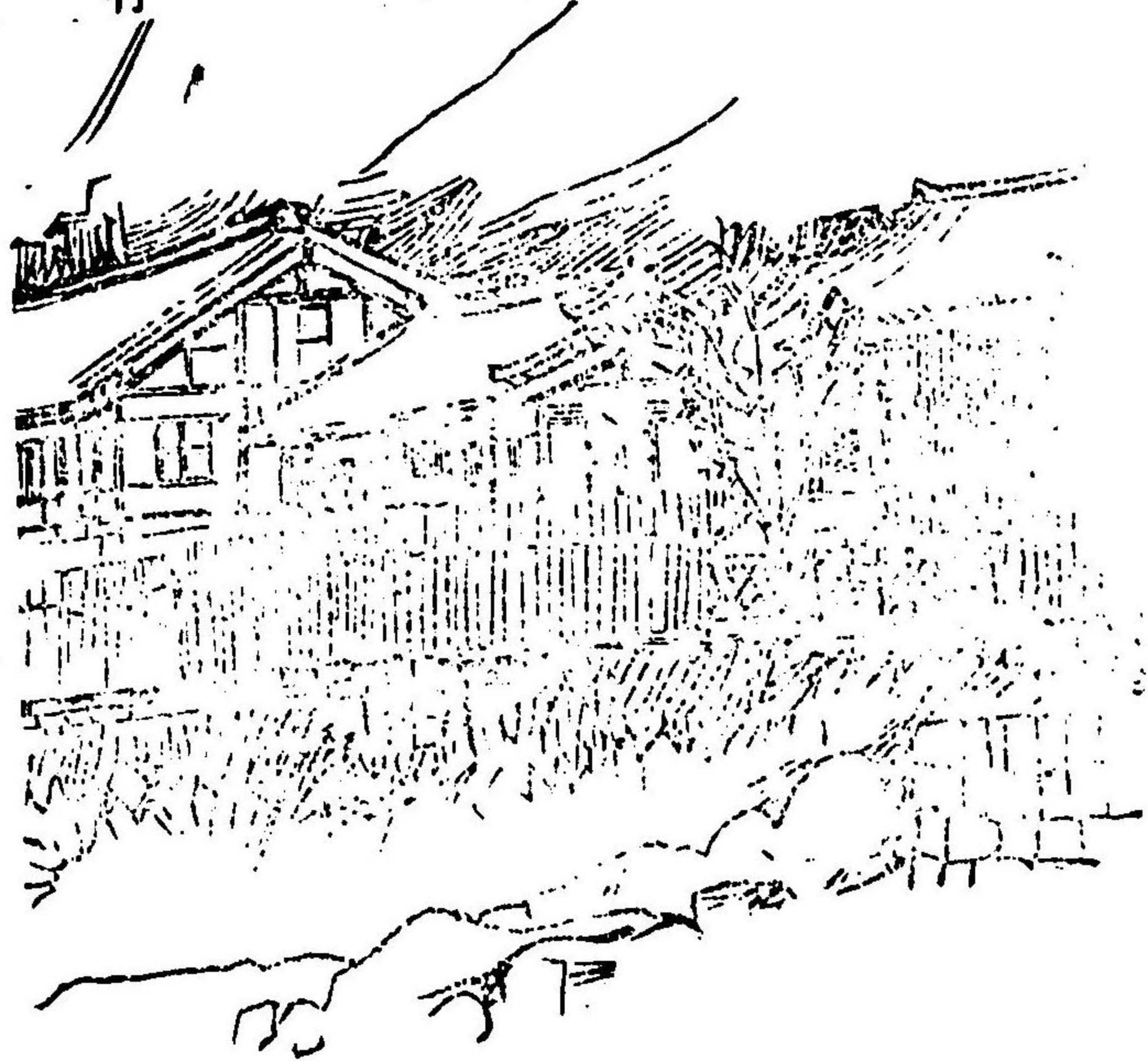
千年前の遺物なるが如し、

●豆腐は彼邦にてもテツブといひ、焼酎を
 ソチユといひ兩つのもの、共に彼の邦より
 渡來せしものか、

●疫神除の爲にとて村端れに七五三繩を張
 る、我邦と似たる風俗あり、

●咸鏡、平安、江原、三道にて屢土中より
 石斧石鏃を出すよし、余曾て其掘出したる
 石鏃といへるを見しに、我邦にて見る所の
 ものと異なることなし、

●京城欽差公署の傍に大なる銀杏樹あり、
 正に數百年以前のもの、征韓の役に小西行
 長、曾て馬を繋ぎしものなりといふ、



●彼の邦の馬は小にして、對州馬といふに似たり、牛は甚だ肥大にして西洋の乳牛に劣らず、

●彼の邦は國帽、國服、服色總て一定せる國あれば、我邦の如くに流行といふものあり、万事保守主義なり、

●平安道ある大同江の船は木綿帆あり、他は皆席帆のものを見るのみ、

●彼の邦人は大概二食あり、夏は日長故に上流社會にては三食、

●瓜、西瓜の熟せる時は、米相場下落し、

我邦人の菓子屋を業とするものは、殆んど閉店同様の姿あり、是れ韓人好むで瓜、西



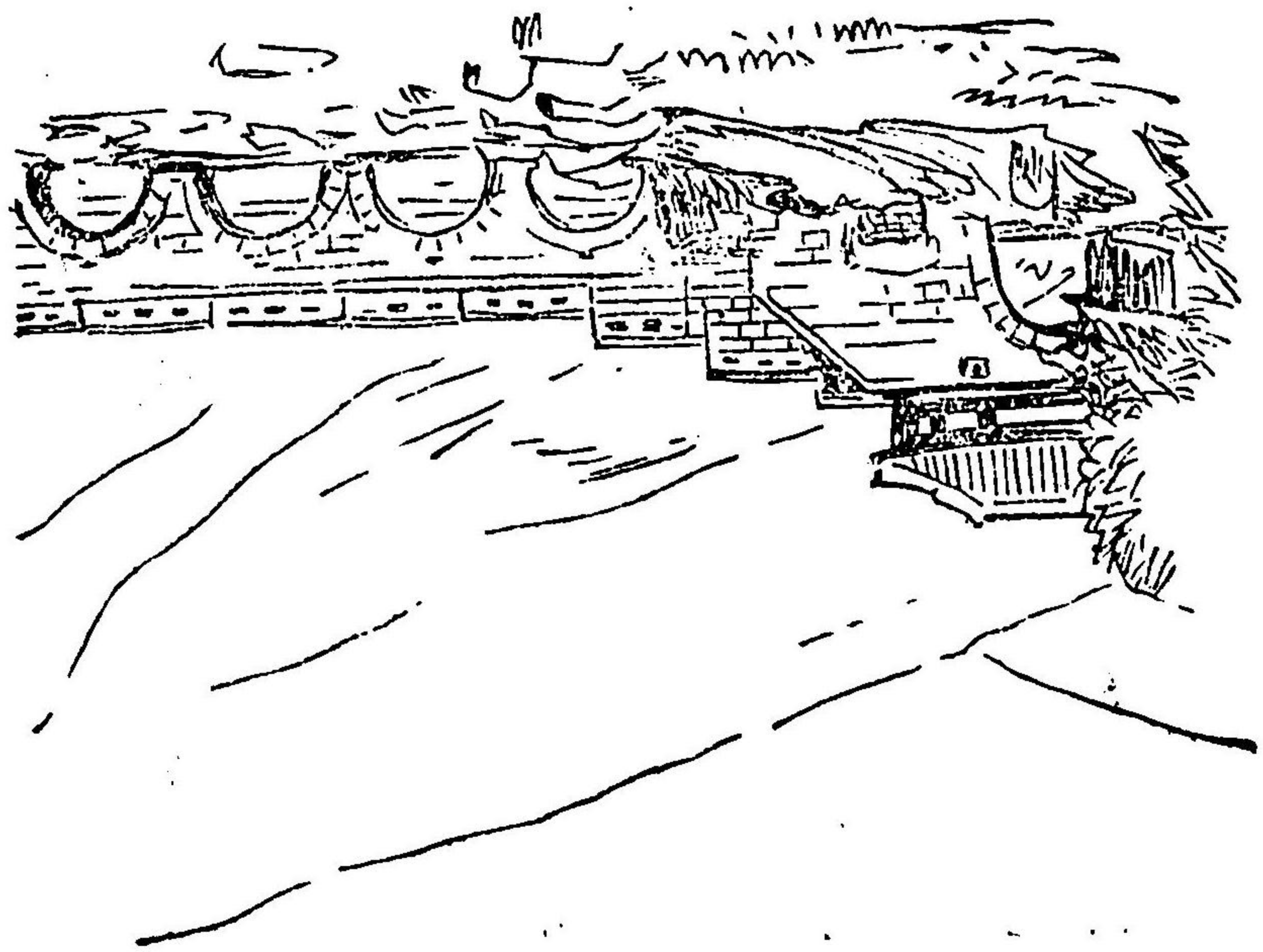
瓜を喰ふが故なり、道路の排泄物は色青くして瓜核充ちたり、

●桐蔭煮茶など、詩には作れど、八道中にて茶を産するの地なし、總て我邦と支那とより輸出するもの、

●疫病にかゝりたる牛は、敢て殺すことをあさず、人家を離れたる河畔へ連れ行き、生死を天に任せ置き、空しく萬一を僥倖するのみあり、

●彼の邦に脯肉といふものあり、牛の肉を薄く切りて乾かしたるものにして、行軍用旅行用として最も携帯に便利あり、

●彼の邦人は我邦人の、人に對して禮義を



施すに當り、其脱帽を笑ふ、却て帽を戴て傲然たるを喜ぶ、

●衆人稠座の中にて、虱を捫り或は放屁するも、彼の邦人は決して無禮なりとは思はず、可賤的習俗、

●蠟燭は蜜蠟若しくは牛脂を以て之を製す、櫛の木は彼の邦に無し、故に又櫛蠟なし

●慶尙道幽谷を経て、開慶に達するの途上、山勢峨々、一徑の鳥道僅に通ずるの處あり、一昨年前より茲地に城廓を經營せしが、頃者漸く成就せり、號して老姑城といふ、蓋し日本と事あるの日、備ふるものなりと、嗚呼韓人の事情に疎き、兵器の日進を知らざる眞箇に憐むべし、知らずや、一發の野戰砲、能く這城廓を拔き得べきを、

●韓人は我邦の婦女が、紅裙を風になぶらせ、白き脛をあらはすを笑ひ、我邦人は彼邦の婦女が乳房を日光に曝らしつゝ、歩るくを笑ふ、

●内地の山は大概禿山あれば、薪炭を切出すべくもあらず、僅に草を蒔り來て、糞焚を辨するのみ、火鉢に用ゆる炭とてあらざれば、燃したる草の未だ火の付さるるを火鉢へ入れ、其上に石を載せて火の消ゆるを防ぐ、

●鳥、山鳥、鵲は甚だ多し、山鳥は其形鳥に似て小あり、腹部の羽毛は灰白色なり、其聲鳥と異なるを、

●彼の邦人は貸借の證文に捺印するもの罕あり、又印章を所有するもの少し、多くは書判を用ふ、書判は昔時我邦に行はれしものと殆んど同一、又時として●の如き書判をあるものあり、

●彼の邦には染物屋あり、染粉を買ひ自家にて布帛を染め、衣服とす、五六年以前までは、我邦の染粉を輸出して大に利益ありしが、近頃は支那より輸出する、安價ある染粉に壓倒されたり、

●昨年川上中將彼の邦へ航し、觀光の次、或る人に語つて曰く、朝鮮に不似合なるもの三つあり、一に曰く、國王賢明にして、歐米諸帝王の間に列るも耻ぢざること、二に曰く、京城四圍の風光美なること、三に曰く、朝鮮人の衣冠閑雅あると、

●兩班の行列は從者の多寡を以て、貴賤の標準となす風習にて、大臣等が外出する時は、乘輿を六人にて昇かせ、前後を從者數十人にて守護せしむ、劔附鐵砲を肩にするもの、靴

を携ふるもの、溺器を荷ふもの、下人あり、兵士あり、服装も亦一ならず、異口同音に「イーチロ〜」と人拂をしてねり行く其さまは、我邦封建時代に於ける諸侯の行列を想起せしむ、又「イロ〜」と呼んで人拂をして通るものあり、是れは「イーチロ」より位品下れる官人なり、

●僧侶が人に對するときは、腰をかいて合掌するを禮とす、

●彼の邦にては驛次の路傍に、植ゆるに多く楊樹を以てし、我邦にては多く松樹を以てす松樹盛々として、天に朝するもの龍蛇の如く、楊樹の楚々として、媚を獻するもの婦女に似たり、是れ亦彼我氣習の異なる所、

●彼の邦には猿猴無し、香具師猿猴を携へて、入道を周遊せしもの、大に利潤を得たりと云ふ、

●洛東江に沿ひ密陽府に達するの途上、一關あり題して鵠院關といふ、曾て佛國政府と隙を開きし時に、之を建てたりといふ、關前に一酒店あり、酒不必、鱈魚を用ふ、酒味亦佳なり行人必ず一盞を傾く、

●慶尙、全羅、忠清、京畿四道の旅舎にては、客に供するに多く豆飯を以てす、他の四道にては粟飯を以てす、

●京城の大道を往還するに、日本公使は通常の輿に乗りて、僅に巡查一名を隨ふのみあり、支那欽差は馬上ゆたかに鞍に跨り、前驅後衛の騎士十數人を隨ふ、韓人評して曰く日本は支那よりも小國なり、貧國あり、弱國なりと、

●韓人王居光化門の敷石を指し、余に告げて曰く、貴邦亦斯の如き大石あるかと、韓人の固陋笑ふべし、余爲に呆然たりき、

●内地に旅して大邱を過く、兵士來り余に乞ふて曰く、若し火薬を有せば分與せよと、因て想ふ、大邱の兵營兵士六百人、銃器之にかなふ、然れども彼等或は彈藥を有せざるあり、

●我邦内地より對州を経て、全羅慶尙兩道の海岸に、物品を密輸出すれば、大に利益ありといふ、其物品は石油、金巾、甲斐絹、傘、石鹼、提燈、筆、墨、紙、陶器、燐寸、鍋釜類、其他雜貨一切、

●彼の邦にては、上流人士にあらざれば靴を穿たず、大概は草鞋を穿てり、

● 京城の兩班、富めるものは洋燈或は西洋蠟燭を使用すれども、概しては手ランプ若しくは牛豚の脂を焚て明を取るあり、故に室内くすぶりて頗る健康を害す、
● 八道到る處の高山の巔には燈火臺あり、若し一朝事あるの日に、火を焚て警を報ずる也と、

● 朝鮮の煙草は、平安道の平壤の市場に上るものを最上とす、黃海道谷山煙草は之に次く
上等人は刻み煙草を喫すれども、大抵はチギリ煙草なり、又カメラ或はビンヘッド等の西洋煙草を喫するものもあり、京城小賣相場はカメラ十本人十錢、ビンヘッド同六錢、
● 彼邦人の眼鏡は、縁を鼈甲にて造りたるものにして、我國の舊弊眼鏡と稱するものと同
ト、一体韓人は萬事吝嗇あるに拘はらず、眼鏡には割合に多くの錢文を投するは、不思議
ある風俗といふべし、内地にては我邦人の眼鏡の小あるを笑ふもの多し、
● 彼の邦人は頭に馬毛を以て製したる、網巾と稱するものを巻きて、髮の乱るゝを防
り、若し又髮の網巾より亂れ出でたる時は、小鏡に對し、牛角を以て造りたる鏡にて撫
で付く、故に韓人は、巾着の中に必ず鏡と鏡とを蓄へて、腰に附け造次の間も之を放たず

● 我邦の言葉にて、八道の韓人に知れ渡り居るものあり、即ちオカミサア（おみさん）の
訛、ヤブレ（破れなり）ツンボ（ちんぼの訛）

● 京城安洞は骨董店多き町なり、されど朝鮮の骨董物見るべきもの甚く少し、且つ半是我
邦の製造品、

● 内地に到りて大厦瓦屋を見れば、總て官衙と見るも多く誤たす、民屋は通常藁葺にして
大概一年一回葺き換さる風俗なり、

● 彼の邦には演劇、寄席等あること無し、網渡りのみ是れ有り、我邦のものと同ト、

● 京城の我居留地に奸商あり、平安道の監司閔氏を欺き、鑄錢の元料として銑鐵を賣込み
其手代を扮せしめて技師と號し、平壤に到らしめ監司の眼前に於て、銑鉄にて鑄造せし錢
文を銅鑿水中に浸し、之を取出して曰く、銑鐵は多量の銅分を含むを以て、此水藥中に投
すれば、内部の銅分悉く表面にあらはれ來り、斯く外形は銅と異あることなしと、此詐術
は事情ありて遂に行はれざりしがども、監司は今猶ほ其欺れたるを知らず、噫韓人は與
し易き動物なるのみ、

●清國の野心、韓廷の懦弱、日本の無爲

朝鮮が丙子の大敗の爲に、遂に款を納れ和を講じて、清朝の正朔を奉ずるの、止むを得ざるに至りてより今に二百年、骨に徹するの殘恨は尙ほ忘るゝこと能はず、敢て密に明末の年號を稱するものありと雖も、中央政府は靡然として事大是れ勉め、其明朝に奉事せし所を以て、直に之を清朝に移し、朝貢慰問、専ら清朝の歡心を買はんことを務めざるなし、而して清國を稱して大國といひ、中華と唱へ、自ら呼んで小國といひ小華と號するに至る是に於てか冥々の間に、清朝に屬邦たるの形勢全く成れり、其清朝に臣事するや、根底既に深しといふべし、是を以て爾來清の朝鮮に對するや、其政策方針、一定不變、常に朝鮮を見る一に屬邦を以てし、朝鮮國王を視ること臣下の如し、因襲終に俗を爲して、人敢て怪しむことなし、現今の朝鮮國王の如きは、實に清朝に對して、正三品禮部侍郎の官を拜するに至れり、明治九年我邦は彼の邦に促すに開港を以てし、相互兩國の間に條約を締結する、一に朝鮮を以て獨立邦とあしたり、而して天津條約は更に、是れが獨立を確定したりと雖も、清朝の政策は依然として、朝鮮を屬邦視することを改めず、而して能く常に韓

廷を掌上に簸弄するものに似たり、是れ李鴻章の手腕、必ずしも韓廷を壓服し得るが故に非ず、韓廷の優柔ある好むて事大の氣習を存するに乗じて、其政策を施すの易きを以てのみ、蓋し清朝の韓廷に於ける、益事大の氣習を助長し、之をして消磨せしむるとは、已れが屬邦として其國權を左右すること、甚だ容易のことなりとす。

故に清朝の韓廷に臨むや、常に事大黨を輔けて進歩黨を挫き、進歩的の議論を爲すものあれば、事大黨に指嗾して之を撲滅せしむ、是れデニ一の朝鮮論出て、李鴻章の大喝に逢ひ金、朴の計畫將に成らんとして、支那兵の爲に空しく畫餅に歸し了りたる所以あり、之を要するに清朝の最も恐るゝ所は、進歩主義、獨立主義の空氣をして、朝鮮に傳播せしむるに在り、而して是等の空氣は、常に我邦より傳播する所のものあるを以て、清朝の我邦をいふせく思ふも、亦無理あらぬ感情なりといふべし、故に韓廷をして我邦人を聘用せしめ、是等新空氣を韓廷に注入するは、清朝の最も好まざる所にして、堀本中尉の兵士訓練に於ける、大三輪の造幣顧問に於ける、皆彼の厭惡する所となり、専ら之を妨げ廢せんことを謀らしむるに至れり、况んや金、朴の徒が我邦に在りて、不平を漏らしつゝあるに於てを

や、我邦を忌憚せざらんと欲するも得べからざるなり、嗚呼リセンドル、グレートハウス
 の輩は、是れ戰國策士の類なるのみ、彼れ果して何事をか知れる、而して我を捨て彼を取
 る所以のものは、是れ清國の對韓策の眞意其中に存するものあるを以てあり、
 今や我邦人にして韓廷に聘用せらるゝもの一人も無きあり、而して清國政府は我邦政府の
 弱点、即ち確乎たる對韓政策なきを知るが故に、袁世凱の京城に於ける舉動の如きも、傲
 大自尊、巧に韓廷を威服して内政に干渉し、清國の欽差公使にあらすして、却て韓廷の總
 理大臣たるかを、疑はしむる如きものあるは、抑々清國政府の狡猾ある、韓廷の柔弱にし
 て無氣力あるに乗下、専ら其事大の氣習を助長し、陰に屬邦の實を收めつゝあるものにあ
 らすや、蓋し我邦政府の、對韓政策の一ある天津條約の如き、明かに朝鮮を目して獨立國
 ちとせしにあらすや、而して清國政府は未だ之れが廢棄を唱へざれども、實は業に既に彼
 の條約を取て空文反故と同一視せり、而して實力的に韓廷を屬邦たらしめんと務めつゝあ
 るは現在の状態なりとす、我邦他日若し韓廷に關することを以て、清國政府と交渉するこ
 とあらんに、一部の空文を捉へて、朝鮮は獨立國ありと主張することあるも、韓廷の實權

は既に握られて、清國政府の掌中に在らば、腕を扼して絶叫するも事既に遲し、臍を噛む
 も亦及ふべからざるあり、謂はずや、天の未だ雨ふらざるに其肺を綯纏すと、我邦今日に
 於て朝鮮に對する政策の、確然たるものなかるべからざるなり、然れども余は此事を以て、
 唯當に我邦の志士に向つて訴ふべし、我政府に向つて謀るを欲せざるあり、何となれば、
 現今我政府は實力的政策に於て冷淡なる者の如くなればあり、嗚呼圓滑主義の外交政策は
 終に朝鮮を以て清國の呑噬に一任し去るにあらざるなきか、
 是に由て之を觀るときは、清國政府の對韓政策は、頗る銳利敏捷にして、毫も間然する所
 なさか如しと雖も、然れども一得一失は亦數の免れざる所にして、從來の歴史を利用し、
 事大黨を助けて進歩黨を排斥するの政策は、善は則ち善ありと雖も、亦畢竟姑息の策略た
 るを免れざるなり、夫れ一瀉千里、滔々たる文明の風潮は、到底人爲を以て之を塞ぐべか
 らざるあり、清國政府は事大黨を助けて進歩黨を斥くるに汲々たるも、是れ恰も赤手を以
 て黄河を防かんとするの類にして、假令能く一時を彌縫し得るも、一旦堤防決潰せば、洪
 水汎濫、其激勢は決して止むべきものにあらざる、識者を俟つて後之を知らざる也、清國



政府の政策の如きは、黔首を愚にして天下の治安を冀圖するもの、彼の秦の始皇の政略と同一轍なりといふべし、

頃者朴泳孝、我邦に於て親隣義塾を起して、朝鮮子弟を教育せんとするや、袁氏甚だ不快の感ありしといふ、袁氏の炯眼ある、豈に朴氏か耿々たる報國の衷情を、其胸中に蓄ふるを知らざるものあらんや、而して獨り朴氏に對して不快の感を抱くのみならずして、延いて親隣義塾の設立を憎む、固より宜なり、嗚呼清政府よ清政府、汝は其れ韓民の無智蒙昧あるを好むか、汝は實に其を好むなるべし、然れども其を好むものは、唯韓廷を取つて己れの屬邦と看さんとするの政策上に於てのみ、必ずしも内心よりして韓民の、無智蒙昧なるを喜ぶものにあらざるべし、汝若し内心よりして韓民の永久に無智蒙昧なるを喜ぶからば、是れ開化の潮流を知らざる痴呆といふべく、汝は他日必高麗半島に失望す可し、

朝鮮雜記終

